

**平成27年度産業経済研究委託事業  
“企業主体”の規制改革制度に関する調査研究**

**報告書**

**平成28年2月**

**株式会社 野村総合研究所**

## はじめに

本報告書は、経済産業省委託調査案件「平成 27 年度産業経済研究委託事業 “企業主体” の規制改革制度に関する調査研究」に係る調査結果をまとめたものである。

我が国の産業政策において、「過剰規制」の是正は継続的課題であり、過去から政・官・民の協業により様々な規制改革施策が行われてきた。現安倍政権においても、規制改革を成長戦略の柱と位置付け、政・官が主導して規制改革会議、国家戦略特区制度等を進めている。

一方で、近年の競争環境の激化と技術革新スピードの加速化により、従来の政・官主導の規制改革だけではなく、個別企業の事業展開を起点とした規制改革も検討すべきという政策的観点から、経済産業省では、平成 25 年 12 月に制定した産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）で、“企業主体” の規制改革制度として、「企業実証特例制度」、「グリーゾーン解消制度」の両制度を定め、平成 26 年 1 月から制度運用を開始した。

“企業主体” の規制改革制度は、調整に係るスピード感及び事業所管省庁のサポート体制を最大の特徴とし、平成 27 年 12 月末までで、両制度合わせて 70 件近くの利用実績が生まれ、具体的な新事業展開につながった好事例も多く、今後もさらに制度の利用促進が見込まれている。

こうした中、今後、両制度をさらに効果的に運用、発展させていくことを目的として、本調査事業においては、①本制度活用による事業効果の検証、②本制度の課題分析を通じた今後の制度の方向性の検討、の 2 つを目的として調査を実施した。

具体的には、両制度を利用した企業へのアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、両制度利用の実態、効果及び今後の期待について把握を行った。また、両制度に関係する業界団体及び有識者の方々からもご意見を伺い、各業界における課題と、両制度への期待について把握を行った。さらに、海外の規制改革関係者へのヒアリング調査を通じて、両制度の参考となり得る海外の取り組みの事例を収集した上で、上記目的に沿った報告の整理を実施した。

なお、国内の有識者の方々のご協力の下、計 3 回の研究会を実施し、調査内容及び結果に対するご意見も頂いた。

本報告書の構成としては、第 1 章において本調査の概要を整理した上で、第 2 章において、本制度活用による事業効果の推計結果を整理している。また、第 3 章においては、制度利用者へのアンケート及びヒアリング結果、国内業界団体及び有識者の方々へのヒアリング結果、海外事例調査結果を踏まえて、本制度の課題分析結果を整理している。その上で、第 4 章においては、本制度の今後の方向性について整理を行っている。

本報告書が、本制度のさらなる発展に向けた見直し検討の一助となれば幸いである。

最後に、本調査事業の実施にご協力とご支援をいただいた諸団体、企業、有識者委員及び経済産業省に対し、心より感謝を申し上げます。

平成 28 年 2 月  
株式会社野村総合研究所

**平成27年度産業経済研究委託事業**  
**“企業主体”の規制改革制度に関する調査研究**

— 目 次 —

はじめに.....	i
<b>1. 本調査の概要.....</b>	<b>1</b>
1-1. 本調査における検討の全体像.....	2
1-2. 本調査における研究会の構成.....	2
1-3. 本調査における実施内容.....	3
<b>2. 本制度による効果推計.....</b>	<b>4</b>
2-1. 「本制度による効果推計」の流れ.....	5
2-2. 効果推計の方法.....	5
2-3. 【効果別】効果推計結果.....	9
2-4. 【分野別】効果推計結果.....	10
参考 個別データ.....	13
<b>3. 本制度の課題分析.....</b>	<b>40</b>
3-1. 本制度の課題整理の流れ.....	41
3-2. 本制度利用者実態調査結果.....	41
3-3. 外部環境分析結果.....	48
3-4. 海外事例調査結果.....	54
<b>4. 本制度の課題整理と今後の方向性.....</b>	<b>67</b>
4-1. 「規制改革」の構造的課題と、あるべき規制改革.....	68
4-2. 本調査及び「規制改革」の構造的課題を鑑みた規制改革全般の問題点.....	70
4-3. 本制度に求められる役割と、課題を鑑みた今後の方向性.....	70
おわりに.....	72
<b>参考資料</b>	
委員会議事.....	参考資料-1

# **1. 本調査の概要**

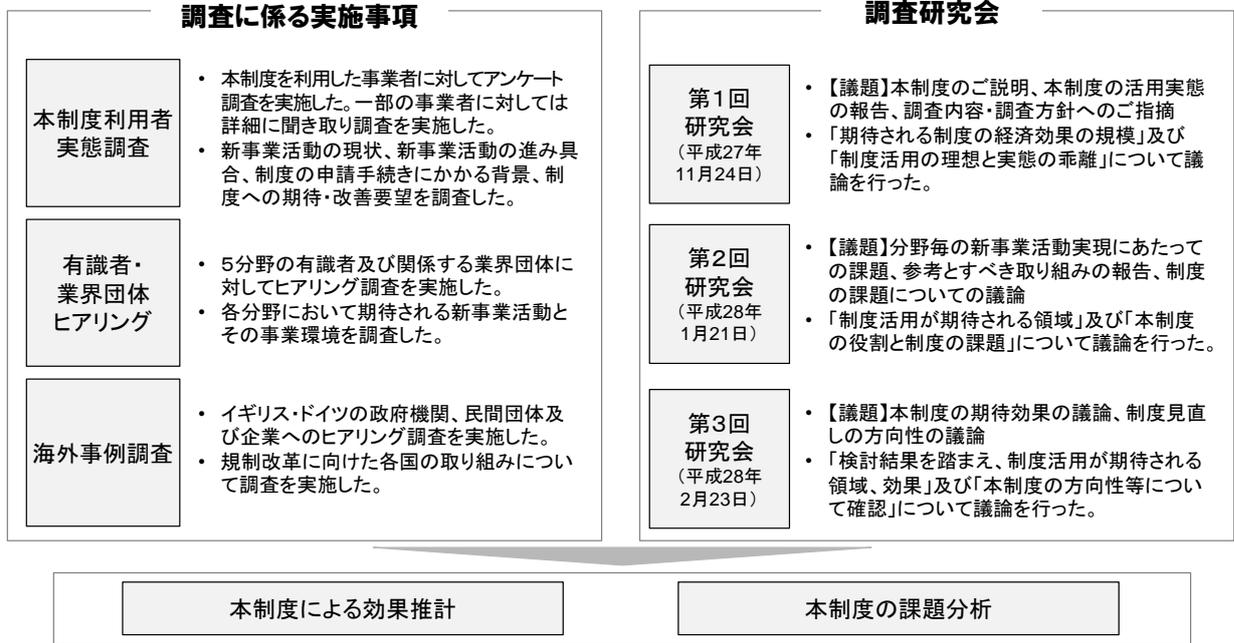
---

- 1-1. 本調査における検討の全体像
- 1-2. 本調査における研究会の構成
- 1-3. 本調査の実施事項

## 1. 本調査の概要

### 1-1. 本調査における検討の全体像

- 本調査においては、本制度利用者アンケート及びヒアリング調査、有識者・業界団体ヒアリング調査、海外事例調査を実施し、その調査結果に基づいた3回の研究会を通じて、「本制度による効果推計」及び「本制度の課題分析」に係る検討を実施した。



## 1. 本調査の概要

### 1-2. 本調査における研究会の構成

- 研究会の構成メンバーは以下の通り。

	所属	氏名
委員	日本ベンチャーキャピタル協会 常務理事 東京大学エッジキャピタル代表取締役社長	郷治 友孝
	(株)日本政策投資銀行 常勤監査役	栗原 美津枝
	(株)野村総合研究所 主席研究員、規制改革会議委員	大崎 貞和
分野専門家	国立大学法人 大阪大学大学院 医療経済産業政策学 教授	田倉 智之
	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人工知能研究センター 副研究センター長	本村 陽一
事務局	(株)野村総合研究所 パートナー	三崎 富査雄
	(株)野村総合研究所 公共プロジェクト室GM	中村 哲

(順不同、敬称略)

1. 本調査の概要

1-3. 本調査における実施内容

■ 下記のようなスケジュールで本調査を実施した。

本調査実施内容

		2015年																2016年							
		9月				10月				11月				12月				1月				2月			
マイルストーン		1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W
	アンケート設計																								
	アンケート配布、回収																								
	アンケート集計・分析																								
(1) 個別企業への調査	ヒアリング方針の決定																								
	ヒアリング先の選定																								
	アポ、ヒアリング実施																								
	事業効果分析																								
	ヒアリング候補の方針決定																								
(2) 有識者・業界団体へのヒアリング調査、傾向分析	有識者調整																								
	アポ、ヒアリング実施																								
	業界団体調整																								
	アポ、ヒアリング実施																								
(3) 海外の規制改革に係る調査	文献調査																								
	有識者からのインプット																								
	調査対象国候補の選定																								
	ビジネス協会等のヒアリング																								
	アポ、現地調査																								
(4) 企業主体の規制改革の方向性等の検討	定期打ち合わせ																								
	集中討議																								
(5) 研究会の実施	有識者調整																								
	研究会準備																								
	研究会実施																								
	研究会後のフォロー調査																								

## **2. 本制度による効果推計**

---

2-1. 「本制度による効果推計」の流れ

2-2. 効果推計の方法

2-3. 【効果別】効果推計結果

2-4. 【分野別】効果推計結果

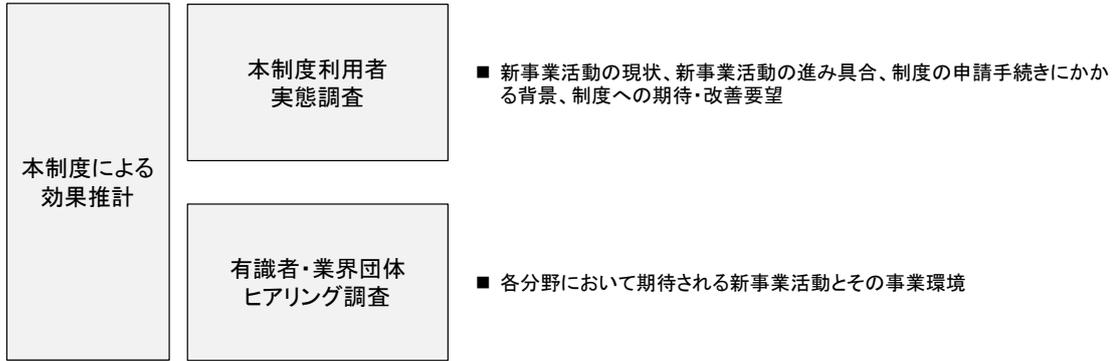
参考 個別データ

2. 本制度による効果推計

2-1. 「本制度による効果推計」の流れ

- 本制度の活用によってもたらされる定量的効果の推計及び定性的効果の抽出・整理を行った。

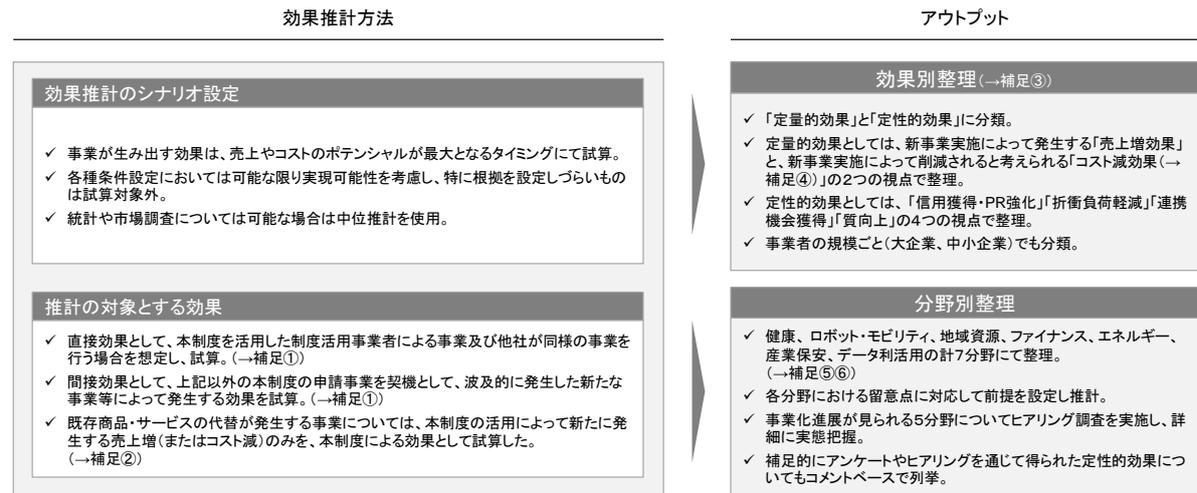
各調査からのインプット内容



2. 本制度による効果推計

2-2. 効果推計の方法

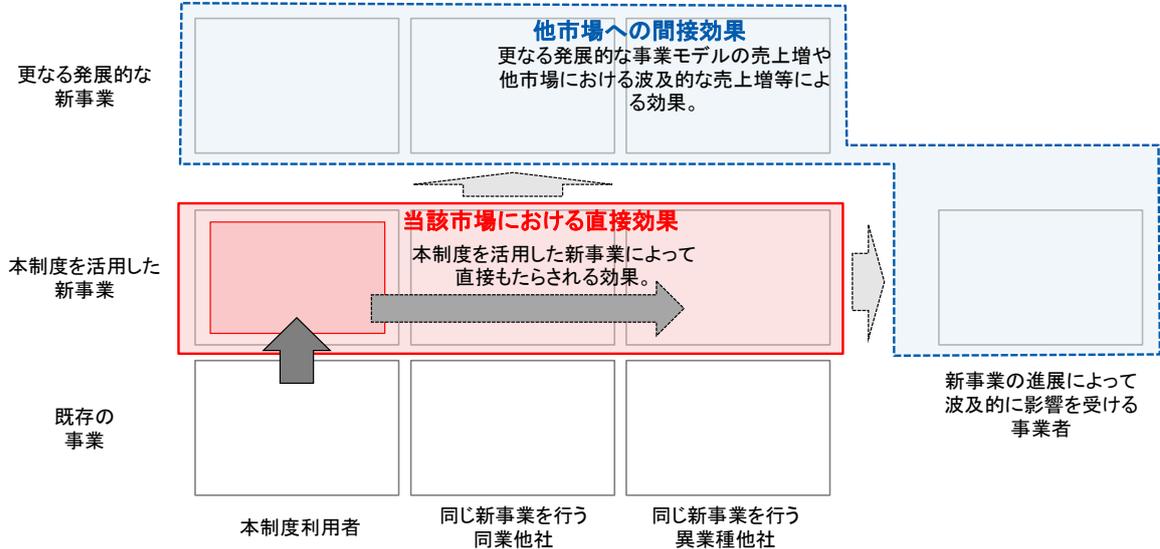
- 本制度による効果推計は以下の方法で実施した。



2. 本制度による効果推計

2-2. 【補足①】売上増効果における直接効果・間接効果

- 直接効果: 本制度を活用した新事業によって直接もたらされる売上増やコスト減等の効果。
- 間接効果: 新事業を契機とした更なる発展的な事業モデルの売上増や他市場における波及的な売上増等による効果。



2. 本制度による効果推計

2-2. 【補足②】既存商品・サービスの付加サービスを伴う新事業の売上増効果

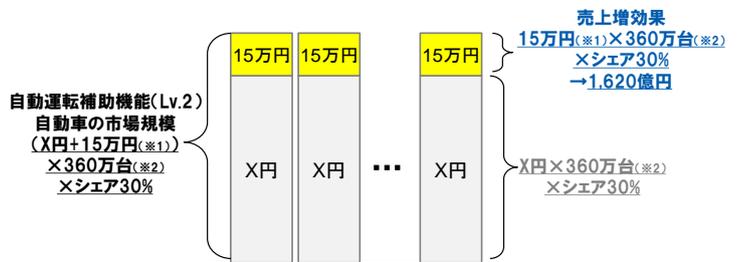
- 売上増分としては、既存価値に新たに発生し、上乘せされる分を対象として算入した。

例) 自動運転補助機能の公道実証にかかるグレーゾーン制度の活用については、当該自動車の売上高ではなく、自動運転補助機能によるプレミアム分が、本制度を活用したことにより「新たに」発生した増加分と想定した。

① 想定単価の設定



② 事業効果の推計



出所) ※1)メルセデスベンツ・レーダーセーフティパッケージ等を参考にNRI推計  
 ※2)株式会社経済研究所『自動運転システム世界市場に関する調査結果 2015』(平成27年)

2. 本制度による効果推計

2-2. 【補足③】効果別整理の方法

■ 効果別整理においては、「定量的効果」と「定性的効果」の二つに分類した。

定量的効果	売上増効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>本制度利用者もしくは同事業を実施する事業者において発生する売上増効果。但し、本制度を活用した新事業の発展に伴い、他の市場にも波及的な影響がある場合には、それも売上増効果として整理。</li> </ul>
	コスト減効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在発生している（もしくは今後発生が予想される）事業上のコストのうち、本制度の活用により削減されるコスト。</li> <li>「事業主体効果」と「社会的効果」とに大別して整理を実施した。</li> </ul>
定性的効果	信用・PR強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業若しくは企業の信用やPRに与える影響。</li> </ul>
	折衝負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>各関係機関等との折衝の負担の軽減。</li> </ul>
	連携機会獲得	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業単独の努力では発生し得ない連携機会の獲得。</li> </ul>
	質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで（若しくは想定）以上の高度化が図られた商品・サービスの提供。</li> </ul>

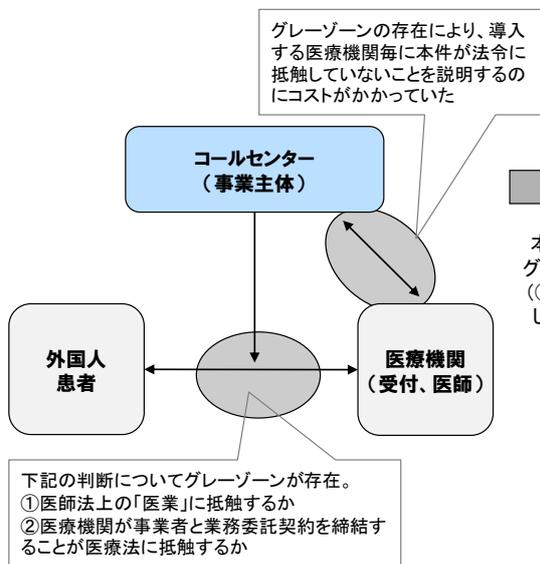
2. 本制度による効果推計

2-2. 【補足④】コスト減効果の考え方

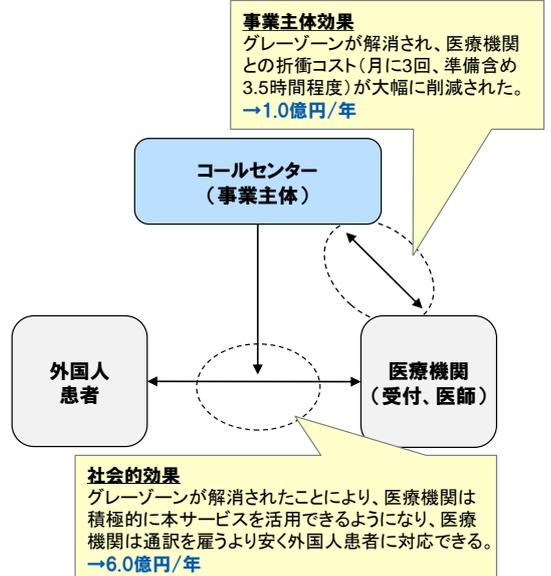
■ コスト減効果の推計については、事業主体効果（＝事業主体のコスト削減効果）と社会的効果（＝社会的なコスト削減効果）の両方を整理した。

- 事業主体効果 : 本制度の活用によって、事業実施主体において削減されるコスト。
- 社会的効果 : 本制度の活用によって展開される事業によって、顧客や政府・自治体の出費等、広く社会的に削減されるコスト。

例) 外国人患者向け医療通訳サービス  
本制度活用前



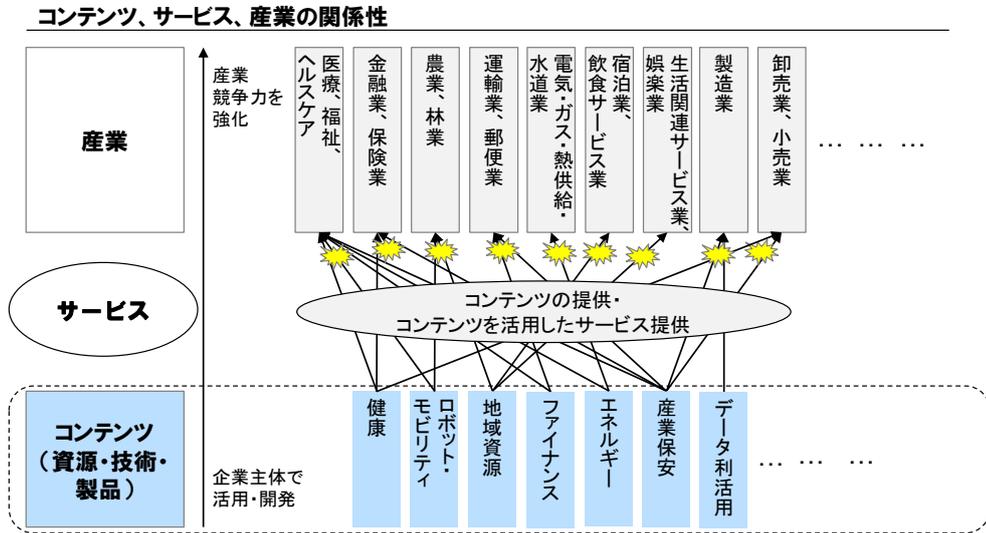
本制度活用後



2. 本制度による効果推計

2-2. 【補足⑤】本効果推計における分野の考え方

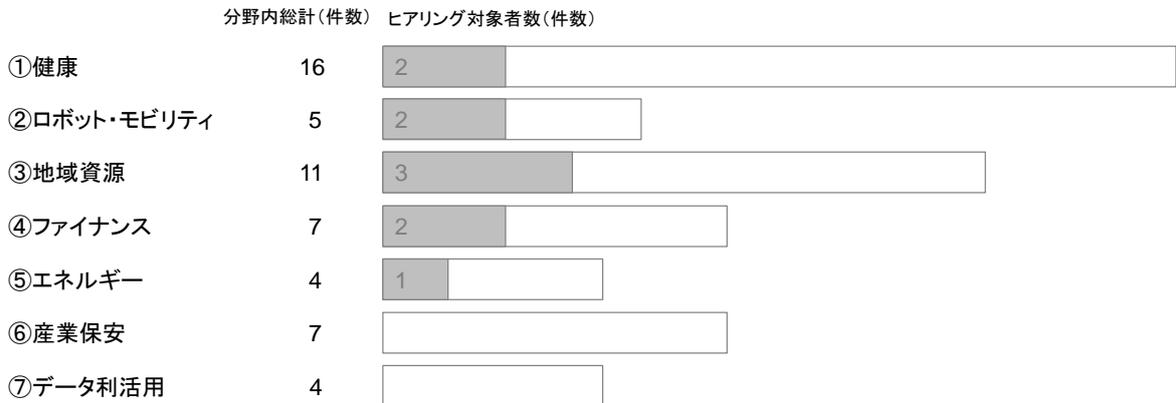
- “企業全体”の規制改革という特徴を鑑み、事業者視点のコンテンツを本効果推計における分野とした。



2. 本制度による効果推計

2-2. 【補足⑥】本効果推計の分野

- 制度活用実績を踏まえて、7分野で整理。
- 事業化進展が見られる5分野については、ヒアリング等にて深掘りを行った。



計54件(アンケート回答は計52件)

2. 本制度による効果推計

2-3.【効果別】効果推計結果

■ 本推計において、売上増効果は6,161.3億円、コスト減効果は584.5億円。

大分類	中分類	小分類	概要	金額	主な事例・効果等
定量効果	売上増効果	直接効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>本制度活用によって進捗する新事業活動が当該市場に新たに生み出す売上・需要のポテンシャル(年額換算)</li> <li>本制度活用事例の周知により、同様、類似の申請により他社が参入してくる効果も含む</li> </ul>	2,920.0億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者(20): (他社参入含めて1,620.0億円) 自動運転補助機能(Lv.2)の公道実証実験が推進され、当該機能搭載車の市場投入が進捗すると想定し、その売上増のうち、当該オプション価格分を推計した。</li> </ul>
		間接効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>本制度活用によって進捗する新事業活動が、別の市場に新たに産み出す売上・需要のポテンシャル(年額換算)</li> <li>新事業活動が他市場へ拡大展開する効果、新事業活動によるモノ・サービスのユーザーにもたらす効果等を含む</li> </ul>	3,241.3億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者(23): (1,280.0億円) 水道管補修に係る事業者独自の低コスト工法が補助金対象になることが確認されたことにより、これまで財政上の問題で水道管補修ができなかった自治体からの発注が増えることを見込み、その受注額を推計した。</li> </ul>
	コスト減効果	事業主体効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>本制度活用によって進捗する新事業活動が、事業者自身のコストを削減する効果のポテンシャル(年額換算)</li> <li>売上増効果における直接効果の範囲までを含む</li> </ul>	280.0億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者(24): (30.0億円) 事業者独自の農業用ドームが建築基準法上の「建築物」に該当しないことが確認され、建築物としての強度設計等が不要となったことにより、製造コストが減少する効果を推計した。</li> </ul>
		社会的効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>本制度活用によって進捗する新事業活動が、モノ・サービス等を通じて削減する社会的コストのポテンシャル(年額換算)</li> </ul>	304.5億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者(23): (120.0億円) 水道管補修に係る事業者独自の低コスト工法が補助金対象になることが確認され、自治体での採用が増えることにより、自治体の自己負担額、及び補助金による国庫支出が削減される効果を推計した。</li> </ul>
定性効果	信用・PR強化		本制度活用の成果を周知すること等によって、営業先や消費者一般に対しての社会的信用の獲得や認知度が向上する効果	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者(2): (資金調達の実現) 規制リスクが解消され、事業実施が可能となり、金融機関から融資が実行された。</li> </ul>
	折衝負荷軽減		本制度活用によって法解釈等が明文化されることで、顧客や規制所管省庁等との折衝負荷が軽減される効果	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者(56): (自治体対応の統一化) 公共測量成果の二次複製について、これまで地方毎に対応が異なっていた対応について統一見解が示されたことにより、全国的な統一ルールのもと活用できるようになった。</li> </ul>
	連携機会獲得		本制度活用によって新事業活動が進捗することで、他社と新たな連携を行う機会を獲得する効果	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者(24): (リース会社からの引き合い獲得) 事業者独自の農業用ドームが建築基準法上の「建築物」に該当しない(=動産として取り扱える)ことが明確になったことにより、リース会社からリースを用いた提供方法について引き合いを獲得した。</li> </ul>
	質向上		本制度活用によって、商品・サービスの法規制上のボトルネックが解消し、新たな付加価値を提供できる効果	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者(16): (女性配達員の活躍促進) アシスト力の強い電動アシストリヤカーの活用が推進され、女性でも重い荷を搭載したりヤカーを運転できるようになり、女性配達員による、「顔の見える」サービスをより前面に押し出せるようになった。</li> </ul>

2. 本制度による効果推計

2-3.【効果別】効果推計結果（企業規模分類）

- 大企業は一件当たりの直接効果が大きくなる傾向にある一方で、中小企業は間接効果が大きくなる傾向。
- 特に社会的効果のコスト減効果は中小企業の方が大きくなる。

分類	件数	売上増効果(1件当たり)			コスト減効果(1件当たり)			申請案件から見る分類毎の傾向
		合計	直接効果	間接効果	合計	事業主体効果	社会的効果	
大企業クラス	23件	111.7億円/件	99.3億円/件	12.4億円/件	6.12億円/件	6.11億円/件	0.01億円/件	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロボット・モビリティ及びエネルギー分野で高単価の製品を広く市場に売ることができるため、売上増効果(直接効果)が大きくなる傾向。</li> </ul>
中小企業クラス	29件	124.0億円/件	22.0億円/件	102.0億円/件	15.4億円/件	4.9億円/件	10.5億円/件	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広く適用可能な新技術を開発しているため、売上増効果(間接効果)及びコスト減効果(社会的効果)が大きくなる傾向。</li> <li>設備投資や試験費用が不要になる技術・サービスを開発しており、コスト減効果(事業主体効果)が大きくなる傾向。</li> </ul>
総計/平均	52件(総計)	118.5億円/件(平均)	56.2億円/件(平均)	62.4億円/件(平均)	11.3億円/件(平均)	5.4億円/件(平均)	5.9億円/件(平均)	

2. 本制度による効果推計

2-4.【分野別】効果推計結果（売上増効果 1/2）

■ 分野ごとの売上増効果は以下の通り。

- 地域資源分野の売上増効果が最も大きくなっており、その内訳は、直接効果 247.7億円 間接効果 2,827.4億円となっている。

分野	件数	売上増効果		申請案件から見る分野毎の傾向	主な事例・効果等
		うち 直接効果	うち 間接効果		
健康	16件	349.9億円	269.1億円	80.8億円	<p>✓ 直接効果として、域内での健康サービスが中心となるが、これに加え医薬品やサプリメントといった周辺の健康促進商品にも波及する傾向。</p> <p><b>事業者(1):</b> (108.0億円) 簡易採血キットを利用して店頭で採取した血液を検査・診断を行うサービスが普及することを想定し、当該検査キットの売上増を推計した。</p>
ロボット・モビリティ	5件	1,793.7億円	1,695.7億円	98.0億円	<p>✓ 対象ユーザーが幅広くハードウェアの提供を伴うため、相対的に直接効果の絶対額及び割合が高くなる傾向。</p> <p><b>事業者(20):</b> (他社参入含めて1,620.0億円) 自動運転補助機能(Lv.2)の公道実証実験が推進され、当該機能搭載車の市場投入が進捗すると想定し、その売上増のうち、当該オプション価格分を推計した。</p>
地域資源	11件	3,075.1億円	247.7億円	2,827.4億円	<p>✓ サービスの提供対価による直接効果のみならず、他地域の公共事業や観光等の地域ビジネスへの波及が期待されるため、間接効果が高くなる案件が多く見られた。</p> <p><b>事業者(23):</b> (①128.0億円+②1,280.0億円) 水道管補修に係る事業者独自の低コスト工法が補助金対象になることが確認されたことによる、 ①新工法の開発による新規の売上増 ②市場ポテンシャル、下水管以外への応用・海外展開による売上増 の2つの効果を推計した。</p>
ファイナンス	6件	233.1億円	18.3億円	214.8億円	<p>✓ 特定領域を対象にした案件が多く、入口として特定顧客のニーズに限定する事例が多く見られた。</p> <p><b>事業者(34):</b> (①7.6億円+②200.0億円) 医薬品を担保処分する際の取扱いが明確となり、それに伴い、医薬品のABL融資が普及することによる、 ①ABL融資増に伴う担保評価サービスの売上増 ②医療分野での新規設備投資増 の2つの効果を推計した。</p>

2. 本制度による効果推計

2-4.【分野別】効果推計結果（売上増効果 2/2）

■ 分野ごとの売上増効果は以下の通り。

- 産業保安分野及びデータ利活用分野においては、直接効果のみが想定された。

分野	件数	売上増効果		申請案件から見る分野毎の傾向	主な事例・効果等
		うち 直接効果	うち 間接効果		
エネルギー	4件	530.9億円	510.6億円	20.3億円	<p>✓ 発電にかかる装置やシステムの販売を伴う案件が多く、直接効果が高くなる傾向。</p> <p><b>事業者(41):</b> (①500.0億円+②20.3億円) 営農型太陽光発電機の設置に係る取扱いが明確となり、それに伴う ①営農型太陽光発電機の売上増 ②農家の売電収入増 の2つの効果を推計した。</p>
産業保安	7件	174.3億円	174.3億円	-	<p>✓ 個社特有の事業のため、他社への影響は限定的となる傾向にある。</p> <p><b>事業者(44):</b> (142.5億円) PV法による溶剤脱水装置の高圧ガス保安法上の要件が緩和されることによる、当該機器の売上増を推計した。</p>
データ利活用	3件	4.3億円	4.3億円	-	<p>✓ ニッチな市場を志向する案件が多く見られた。</p> <p><b>事業者(55):</b> (2.0億円) AIS情報活用における電波法上の取扱いが明確となり、導入が促進されるシステムのライセンス売上増を推計した。</p>
総計	52件	6,161.3億円	2,920.0億円	3,241.3億円	-

2. 本制度による効果推計

2-4.【分野別】効果推計結果（コスト減効果 1/2）

■ 分野ごとのコスト減効果は以下の通り。

- 最もコスト減効果が大きいのは、地域資源分野(226.3億円)であり、インフラ整備コスト減効果(新しい下水道工法の導入に伴う工事コストの削減)が大きく影響している。

分野	件数	コスト減効果		申請案件から見る分野毎の傾向	主な事例・効果等
		うち事業主体効果	うち社会的効果		
健康	16件	8.3億円	2.3億円	6.0億円	<p>✓ 複数拠点にて展開実施な案件が多く、サービスインの手続き等にかかる人件費削減の効果が見られた。</p> <p><b>事業者(2):</b>(①1.0億円+②6.0億円) 医療機関にてコールセンターを経由して医療通訳を行うサービスが規制に抵触しないことが確認されたことによる、 ①保健所との折衝コスト減 ②医療機関や旅行会社が自ら手配する通訳コスト減の2つの効果を推計した。</p>
ロボット・モビリティ	5件	132.0億円	132.0億円	-	<p>✓ 既存の行動移動手段の代替によって生じるコスト最適化によって、コスト削減が可能となる傾向。</p> <p><b>事業者(16):</b>(131.7億円) アシスタカの強いリヤカーを用いた宅配便配送が促進され、それに伴い、宅配便売上当たりの配送車両数が削減され、車両購入費及び車両維持費用が削減される効果を推計した。</p>
地域資源	11件	226.3億円	62.3億円	164.0億円	<p>✓ 地域の社会課題を解決するために企画された事業が、全国の社会課題に適用される傾向。</p> <p><b>事業者(23):</b>(120.0億円) 水道管補修に係る事業者独自の低コスト工法が補助金対象になることが確認され、自治体での採用が増えることによって、自治体の自己負担額、及び補助金による国庫支出が削減される効果を推計した。</p>
ファイナンス	6件	0.6億円	0.4億円	0.2億円	<p>✓ 情報のやり取りが中心であり、規制の手続きにかかる人件費コストが削減される傾向。</p> <p><b>事業者(36):</b>(0.2億円) EDINET等へ有価証券報告書等の開示書類を代理提出する際の取扱いが明確となった。代理提出サービスが普及することによって、上場企業の書類提出事務が削減される効果を推計した。</p>

2. 本制度による効果推計

2-4.【分野別】効果推計結果（コスト減効果 2/2）

■ 分野ごとのコスト減効果は以下の通り。

- 地域資源分野に次いで、産業保安分野のコスト減効果(214.4億円)が大きい。

分野	件数	コスト減効果		申請案件から見る分野毎の傾向	主な事例・効果等
		うち事業主体効果	うち社会的効果		
エネルギー	4件	2.9億円	2.9億円	-	<p>✓ 発電にかかる管理者の配置コストやトレーニングにかかる費用が削減される傾向。</p> <p><b>事業者(40):</b>(2.9億円) 小水力発電事業における一般電気事業者の要件が緩和されたことに伴い、緩和以前には実施しなければならなかった保安関連費用(主任電気技術者を置くことに伴う外部委託費等)が削減される効果を推計した。</p>
産業保安	7件	214.4億円	80.1億円	134.3億円	<p>✓ 安全性を求められるため、規制遵守コストが過剰に発生しがちであり、このコストの削減効果が得られる傾向。</p> <p><b>事業者(44):</b>(①71.3億円+②134.3億円) ①破壊試験が不要になることに伴い、破壊試験用に製造していた分の装置製造が不要となることによる製造コスト減 ②ユーザーが溶剤をオンサイトで再活用することが可能になることによる溶剤購入量減の2つの効果を推計した。</p>
データ活用	3件	0.0億円	-	-	-
総計	52件	584.5億円	280.0億円	304.5億円	-

2. 本制度による効果推計

2-4.【分野別】効果推計結果（定性的効果）

■ 全ての分野において、信用・PR強化、折衝負荷軽減の効果があつた。

- エネルギー、産業保安分野は、設備投資が必要な分野であるため、資金調達時の信用向上効果が挙げられた。
- 健康、地域資源、ファイナンス分野は関係各機関との折衝負荷軽減の効果が、また、健康、産業保安分野では顧客への説明負荷軽減効果も挙げられた。

分野	件数	定性効果			
		信用・PR強化	折衝負荷軽減	連携機会獲得	質向上
健康	16件	✓ 業界内、顧客への広報効果（認知度向上、サービスへの信用向上）	✓ 規制所管省庁、保健所との折衝負荷軽減 ✓ 各業界団体との折衝負荷軽減 ✓ 顧客への説明負荷軽減	✓ 他事業者との連携機会獲得（同業種、異業種）	✓ 従業員の職能拡大
ロボット・モビリティ	5件	✓ 業界内、顧客への広報効果（認知度向上）	✓ 規制所管省庁との折衝負荷軽減	✓ 他事業者との連携機会獲得（同業種、異業種）	✓ 製品開発技術獲得 ✓ 安全性向上 ✓ 環境負荷軽減
地域資源	11件	✓ 業界内、顧客への広報効果（認知度向上）	✓ 各業界団体との折衝負荷軽減 ✓ 規制所管省庁との折衝負荷軽減	✓ 他事業者との連携機会獲得（同業種、異業種） ✓ 自治体との連携機会獲得	✓ 安全性向上
ファイナンス	6件	✓ 業界内、顧客への広報効果（ファイナンス手法の信用向上）	✓ 各業界団体との折衝負荷・事務コストの軽減（供託金関連等）	✓ 他事業者との連携機会獲得（同業種・異業種）	✓ 利用者の利便性向上（多様化、迅速化） ✓ 不正防止
エネルギー	4件	✓ 業界内、顧客への広報効果（認知度向上） ✓ 資金調達時の信用向上	✓ 規制所管省庁との折衝負荷軽減	✓ 他事業者との連携機会獲得（同業種、異業種）	✓ 安全性向上
産業保安	7件	✓ 業界内、顧客への広報効果（技術の信用向上） ✓ 資金調達時の信用向上	✓ 規制所管省庁との折衝負荷軽減 ✓ 顧客への説明負荷軽減	-	-
データ利活用	3件	✓ 業界内、顧客への広報効果（認知度向上）	✓ 自治体との折衝負荷軽減	-	✓ 安全性向上

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考1-1:健康分野 効果推計を行った制度利用案件一覧(1/3)

企業名	売上増効果ポテンシャル(年額換算)						コスト減効果ポテンシャル(年額換算)					
	直接(同業他社含む)			間接(他市場展開)			事業主体効果			社会的効果		
	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式
事業者(1)	店頭検査キットの販売数増	108.0	3,000店×1,200個/店・年×3,000円/個 導入店舗数3,000店(事業者推計)、単価3,000円/個(販売価格)での展開を想定。 店舗当たりの商人口を2万人/店(※1)とし、特定健診未受診者(人口の20%)が利用率10%、その他の層の利用率が5%(日本のフィットネスクラブ参加率3.3%(※2)から推計)の割合で購入したとして、1店舗当たり販売数を1,200個/店・年と推計。	関連医薬品・サプリ等の売上増	36.0	1,000円/回×1,200回/店・年×3,000店 来客者のついて買いが、検査実施毎に1,000円(サプリメント購入意識調査(※3)から推計)発生することを想定。	許認可コスト減(保健所毎の折衝負荷軽減)	1.2	①保健所との折衝コスト軽減(50h/カ所・年→5h/カ所・年)×5,000円/h×145カ所 毎年、保健所145カ所との折衝負荷(人件費5,000円/h、年間50h)が年間5hに軽減されることを想定。 ②導入店舗との折衝コスト軽減(300h/社・年→30h/社・年)×5,000円/h×60社 毎年、チェーン店60社との折衝負荷(人件費5,000円/h、年間300h)が年間30hに軽減されることを想定。	(医療費削減効果)	-	(入院割合低下率について信憑性のあるデータが存在しないため、定量化は実施せず。)
事業者(2)	医療通訳サービスの月額契約売上(医療機関向け)	9.0	事業者推計(150カ所×600万円/カ所) 対象150カ所には旅行会社、健保等との契約も含む。	医療通訳サービスの月額契約売上(鉄道、薬局等の病院以外向け)増加	6.0	事業者推計(100カ所×600万円/年・カ所) 対象は病院以外の100カ所程度、スキームは今と変わらないものと想定。	保健所の確認コストの削減	1.0	150カ所×3.5h/回×3回/月・カ所×12月×5,000円/h 他社を含めた導入先100カ所の、保健所との折衝負荷(人件費5,000円/h、月に3回、各回3.5h)が不要となる想定。	医療機関や旅行会社が独自に手配する通訳コストの削減	6.0	150カ所×(1,000万円/年・カ所→600万円/年・カ所) 独自にマルチリンガルの通訳を雇おうとすると、当該サービス契約額より割高のコスト(1,000万円/年)がかかる想定。
事業者(3)	リハビリ難民への運動指導の提供	47.1	264万人×3.3%×4,500円/回×12回/年 リハビリ難民人数264万人(各種記事)の3.3%(日本のフィットネスクラブ参加率(※2))に対して、1回4,500円(既存サービス価格)で、月1回程度サービスを提供するものと想定。	-	-	-	-	-	-	(介護保険費の削減)	-	(介護保険対象のリハビリ施設で実施する場合はと比べて公費削減に寄与はするが、対象がリハビリ難民であるため、既存介護保険対象サービスとの比較による、定量化は実施せず。)
事業者(4)	レシピ分析事業の企業との契約	22.8	公開文献を参照(※4)	-	-	-	-	-	-	(従業員の休職に伴う追加雇用についてのコスト)	-	(休職低下率について信憑性のあるデータが存在しないため、定量化は実施せず。)

※黄色にハイライトした案件は別途詳細な効果推計を実施

出所) ※1)市原実『すぐ応用できる商圏と売上高予測』(平成7年)  
 ※2)フィットネスビジネス『日本のクラブ業界の現状と課題』(平成27年11月1日参照 <http://www.fitnessclub.jp/business/date/prediction.html>)  
 ※3)アサヒグループホールディングス㈱『サプリメント購入意識調査』(平成24年8月10日ニュースリリース <http://www.asahigroup-holdings.com/news/2012/0810.html>)  
 ※4)㈱日本総合研究所『平成25年度地域ヘルスケア構築推進事業 調査研究報告書』(平成26年)

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考1-1:健康分野 効果推計を行った制度利用案件一覧(2/3)

企業名	売上増効果ポテンシャル(年額換算)						コスト減効果ポテンシャル(年額換算)					
	直接(同業他社含む)			間接(他市場展開)			事業主体効果(年額換算)			社会的効果(年額換算)		
	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式
事業者(5)	利用者年会費サービス提供事業者のプラットフォーム利用料	-	(事業者にて潜在利用者数を300万人と想定したものの、同ビジネスモデルでは日本での事業は困難と判断。海外にて新しいモデル構築中のため、同事業による効果は見込まず。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業者(6) (2件合計)	採血健康診断サービスの売上	0.8	事業者推計(9,250円/人×8,100人)	-	-	-	-	-	-	(医療費削減効果)	-	(入院割合低下率について信憑性のあるデータが存在しないため、定量化は実施せず。)
事業者(7)	共済会加入歯科医院のメインテナンス治療売上の拡大 ※保険法の課題をクリアすることを前提	35.0	100カ所×3,500万円/カ所・年 約68,000歯科医院(※1)のうち100歯科医院に導入されることを想定。 事業者推計により、1医院当たり診療費3,500万円(年間1,000人が年に平均3.5回、1回当たり1万円の診療を利用)を想定。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業者(8)	-	-	(食事簿の手数料徴収を想定しないため、当該事業による直接的な売上増効果は見込まず。)	食事簿の発行による、在宅配食サービスの売上拡大	38.8	775億円×5% 在宅配食サービス市場売上775億円(※2)が5%拡大する想定。	-	-	-	-	-	-
事業者(9)	胎児4Dパッケージ商品の展開	0.3	事業者推計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業者(10)	保証サービスを付帯することによるレンタル売上の拡大	27.6	230億円/月×12月×1% 介護品レンタル市場230億円/月(※3)の売上が1%拡大する想定。 (事業者想定は直近の売上(110億円)に1%上乗せ)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出所) ※1)厚生労働省『医療施設動態調査』(平成26年)  
 ※2)㈱矢野経済研究所『2013年度版食品宅配市場の展望と戦略』(平成25年)  
 ※3)事業者公開資料(平成27年)

## 2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

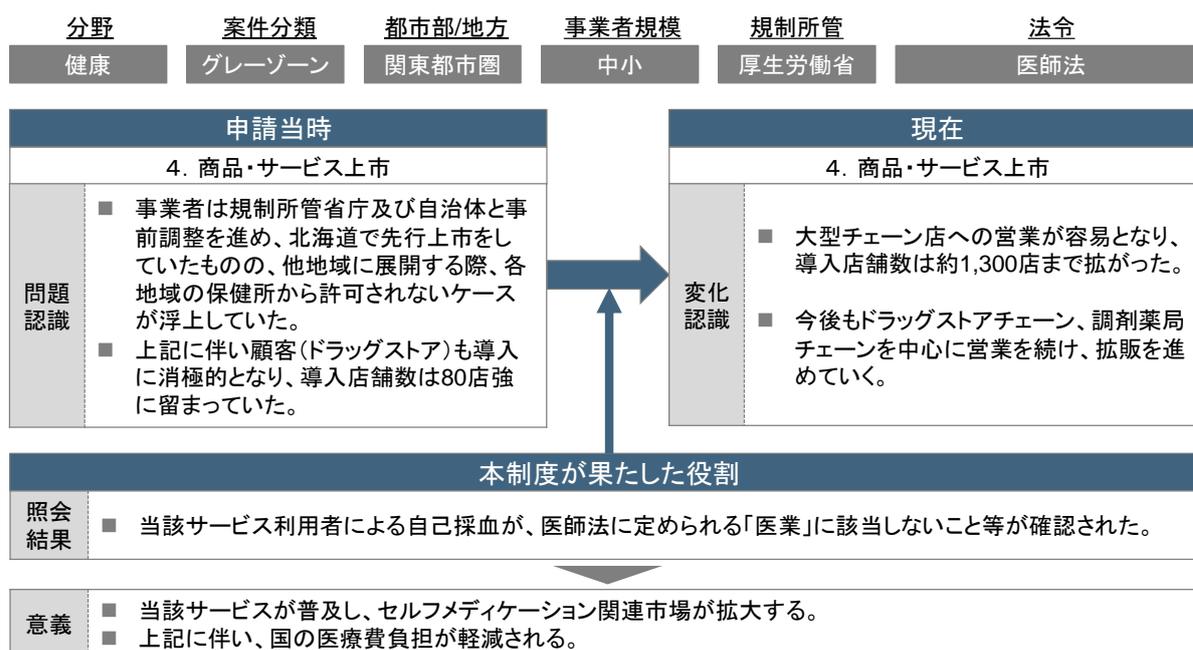
## 参考1-1:健康分野 効果推計を行った制度利用案件一覧(3/3)

企業名	売上増効果ポテンシャル(年額換算)						コスト減効果ポテンシャル(年額換算)					
	直接(同業他社含む)			間接(他市場展開)			事業主体効果(年額換算)			社会的効果(年額換算)		
	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式
事業者(11)	マタニティマウスピースの販売売上	7.0	1,000円/個×70万個/年 年間70万件の自然分娩(※1)の全てのシーンで活用されることを想定。 (事業者推計では売上1億円)	-	-	-	医療機器に該当しないこと で医療機器取扱・製造 許可申請手数料の削減	0.1	事業者推計 医療機器関係手数料(※2) として、承認・許可等の 複数フェーズでそれぞれ数 百万がかかると考え1,000 万円と推計。	-	-	-
事業者(12) 事業者(13)	唾液による口腔内環境 チェックサービス売上	8.1	30回/月・店舗×12月×1,500店舗 ×1,500円/回 チェーン全店での実施を想定。 (事業者推計では、利用回数36,000 回/年(1店舗当たり30回/月×100店 舗)に対して単価1,500円/回で販売)	-	-	-	-	-	-	(医療費削減効果)	-	(入院割合低下率について 信憑性のあるデータが存在 しないため、定量化は実施 せず。)
事業者(14)	店頭インフルエンザPCT 検査サービス売上	1.4	5回/月・店舗×12月×1,500店舗 ×1,500円/回 チェーン全店での実施を想定。 (事業者推計では、利用回数36,000 回/年(1店舗当たり5回/月×100店 舗)に対して単価1,500円/回で販売)	-	-	-	-	-	-	(医療費削減効果)	-	(入院割合低下率について 信憑性のあるデータが存在 しないため、定量化は実施 せず。)
事業者(15)	衛生害虫防除繊維の販売 売上	2.0	事業者推計	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出所) ※1) 厚生労働省『平成22年度我が国の保健統計』(平成22年)

※2) (独)医薬品医療機器総合機構『医薬品医療機器等法(昭和35年法律第145号)に基づく医療機器・体外診断用医薬品の審査に係る手数料』(平成27年11月1日参照 <https://www.pmda.go.jp/files/000160398.pdf>)

## 2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

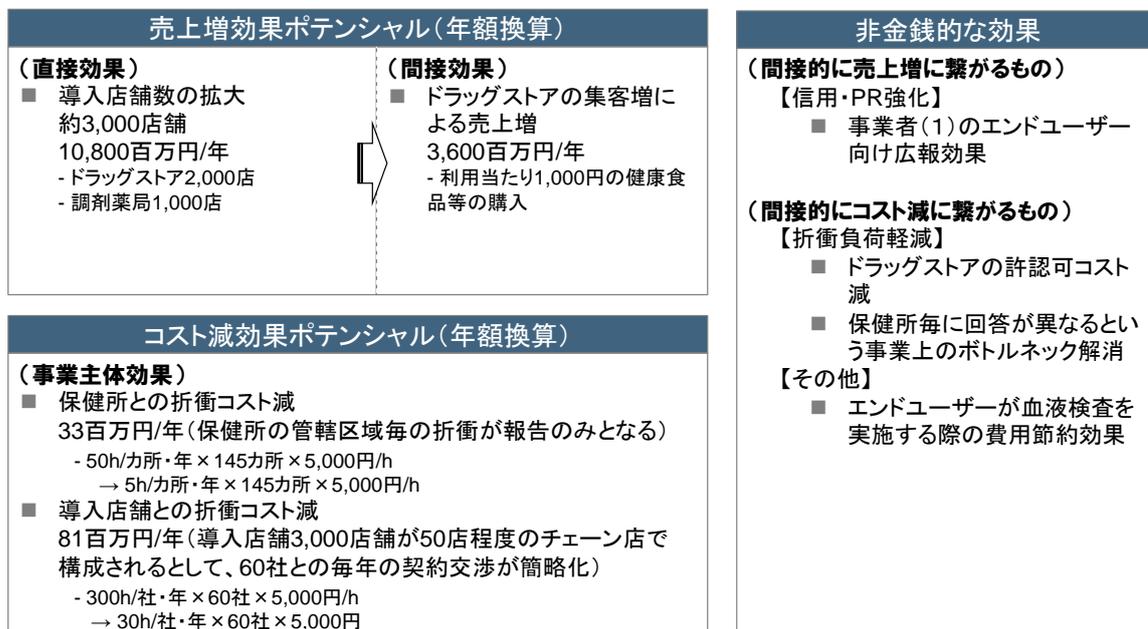
参考1-2:健康分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(1)  
1)制度活用の概要

## 2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

## 参考1-2:健康分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(1)

## 2)効果推計結果

- グレーゾーン解消は保健所、店舗との折衝コストを下げ、大型チェーンへの一括導入を後押しした。
- 売上は10,800百万円と想定。ドラッグストアの売上増に3,600百万円程度の波及効果も想定される。

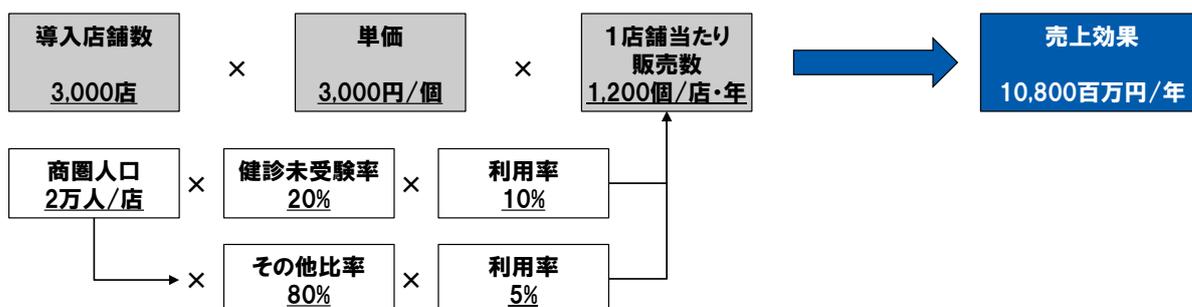


## 2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

## 参考1-2:健康分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(1)

## 2)効果推計結果(推計根拠に関する補足)

- 単価
  - 3,000円(実売価格)
- 導入店舗数
  - 3,000店舗(ヒアリングによる推計)
- 1店舗当たり販売数
  - 1,200個/年
    - ・ 商圏人口:2万人(「すぐ応用できる商圏と売上高予測(同友館)」最寄品(※1)のうち、「ドラッグストア」を参照(※2))
    - ・ メインターゲットは特定健診未受験者、約2,700万人(事業者推計) →人口の約20%
    - ・ 商圏人口に乗じると、1店舗当たり4,000人がポテンシャル。当該属性では10%程度、それ以外では5%程度の利用率を想定 ※健康関連の有料サービスを利用する例として、フィットネスクラブを現在利用している割合は3.3%(※3)
    - ・ 上記より1店舗当たり年間販売数は1,200個と想定



出所) ※1) 消費者が近くの小売店で頻繁に購入するような商品(例:水等)

※2) 市原実 『すぐ応用できる商圏と売上高予測』(平成7年)

※3) フィットネスビジネス 『日本のクラブ業界の現状と課題』(平成27年11月1日参照 <http://www.fitnessclub.jp/business/date/prediction.html>)

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考1-2:健康分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(1)  
3)対象市場の拡がりに関する考え方

- 想定顧客の属性に注目して、導入ポテンシャルを推計した。
- グレーゾーンの解消によって、ドラッグストア及び薬局3,000店舗程度への導入が想定される。
- コンビニ、GMS等への導入も検討中だが、衛生上の問題があり、グレーゾーンの解消のみでは横展開は難しい。

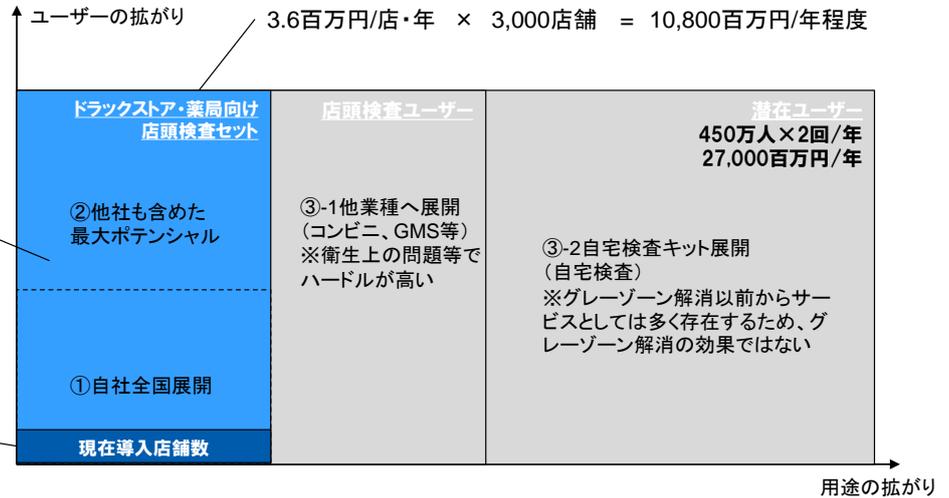
店頭血液検査市場全体

参考数値

国内商店数

業態	店舗数(※2)
小売業計	780,719
1.百貨店	212
2.総合スーパー	1,387
3.専門スーパー	31,674
4.コンビニエンスストア	33,505
5.広義ドラッグストア	13,255
6.その他のスーパー	45,835
7.専門店	434,856
8.家電大型専門店	2,373
9.中心店	193,530
10.その他の小売店	1,065
11.無店舗販売	23,027

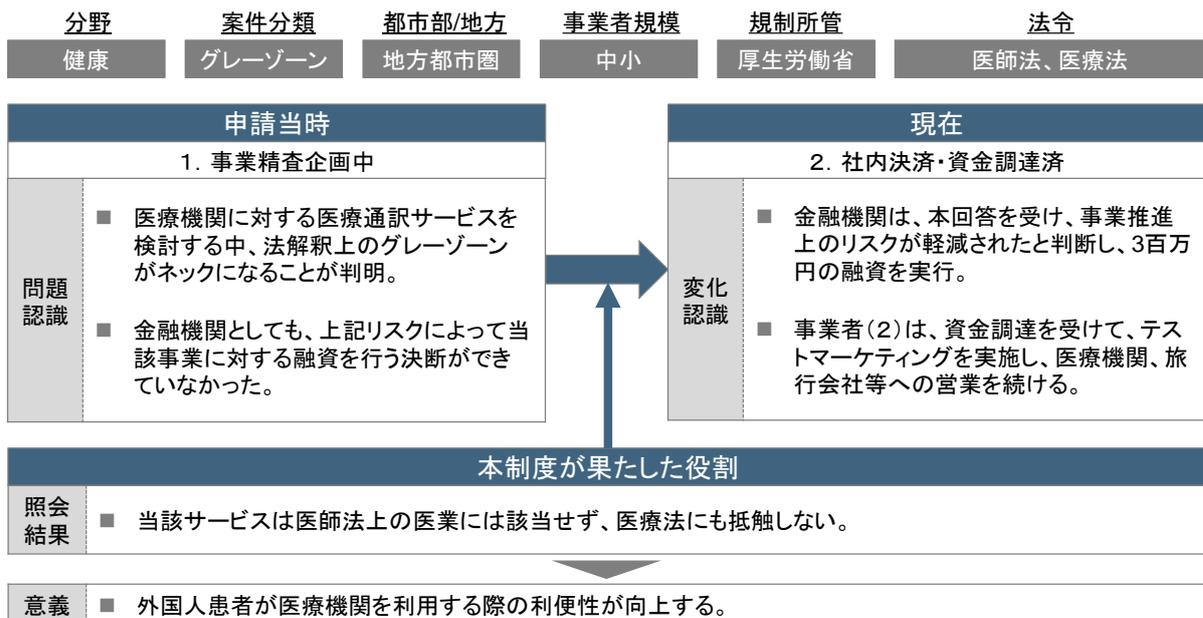
制度活用前:80店舗(2015年2月)  
制度活用後:124店舗(2015年4月)  
(※1)



出所) ※1) 事業者提供資料  
※2) 経済産業省『平成26年商業統計速報』(平成27年)

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考1-3:健康分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件②:事業者(2)  
1)制度活用の概要



2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

## 参考1-3:健康分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件②:事業者(2)

## 2)効果推計結果

- 医療通訳コールセンターの普及は、医療機関等との月額契約による売上増だけでなく、通訳確保費用の削減にもつながる。

売上増効果ポテンシャル(年額換算)		非金銭的な効果	
<b>(直接効果)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 医療通訳サービスの月額契約売上(医療機関向け) 900百万円/年 - 150カ所×50万円/月×12月(旅行会社、健保等との契約も含む)</li> </ul>	<b>(間接効果)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 【自社】医療通訳サービスの月額契約売上(鉄道、薬局等の医療機関以外向け) 600百万円/年 - 100カ所×50万円/月×12月</li> </ul>	<b>(間接的に売上増に繋がるもの)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>【信用・PR強化】 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国内企業に対する既存事業も含めた認知度向上</li> <li>■ 外国人に対して、医療を含めた「言語的トータルケア」が提供できる会社という評判の拡がり</li> </ul> </li> <li>【連携機会獲得】 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国内インバウンド(メディカルツーリズム等)の振興</li> <li>■ 鉄道、薬局等の他業態からの引き合い獲得</li> </ul> </li> </ul>	<b>(間接的にコスト減に繋がるもの)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>【折衝負荷軽減】 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ユーザー(医療機関)の保健所確認コストの軽減</li> </ul> </li> </ul>
コスト減効果ポテンシャル(年額換算)			
<b>(事業主体効果)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ユーザー(医療機関)の保健所折衝コストの削減 95百万円/年 - 月に3回、準備含め半日程度(3.5h)ずつ、長期間(1年間を想定)に渡って折衝を継続する必要が無くなったもの - 人件費5,000円/h、導入医療機関は他社含め150カ所と想定</li> </ul>			
<b>(社会的効果)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 医療機関や旅行会社が独自に手配する通訳コストの削減 600百万円/年 - 各社が独自にマルチリンガルの通訳を雇おうとすると、当該サービス契約額より割高のコスト(1,000万円/年)がかかる - 150カ所×(1,000万円/年・社-600万円/年・社)のコスト減と想定</li> </ul>			

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

## 参考1-3:健康分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件②:事業者(2)

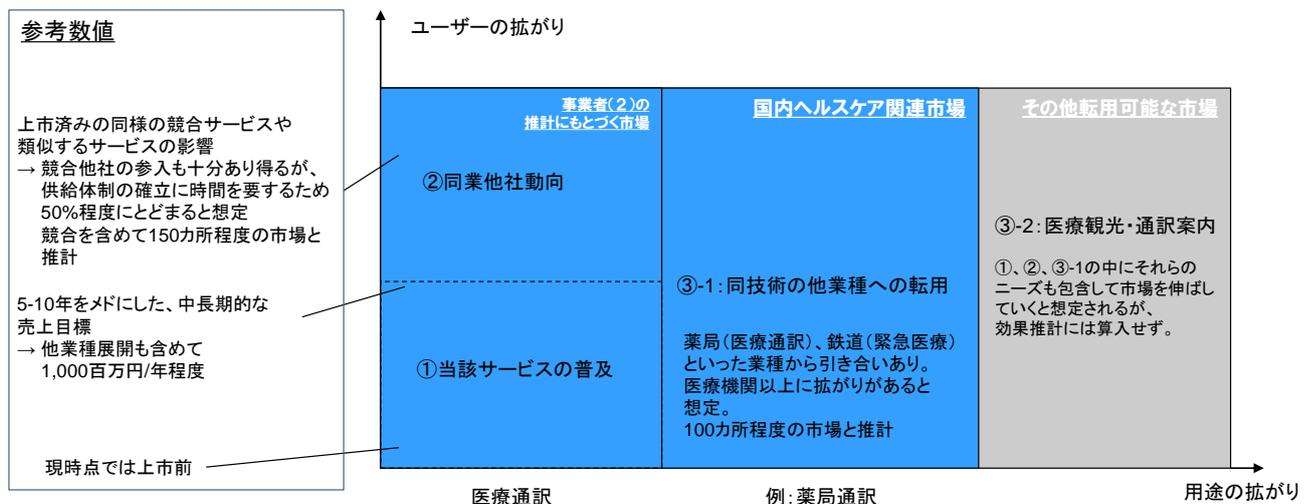
## 3)対象市場の拡がりに関する考え方

- 医療機関中心に150カ所、医療機関以外(薬局、鉄道等)に100カ所程度への導入を想定。
- 月額契約モデルを想定しており、1カ所当たり50万円/月。導入企業はマルチリンガル対応の従業員を抱えるよりコストを抑えられる。

凡例

実績
直接効果
間接効果
効果に含まず

## 医療通訳関連市場全体



2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考2-1:ロボット・モビリティ分野 効果推計を行った制度利用案件一覧

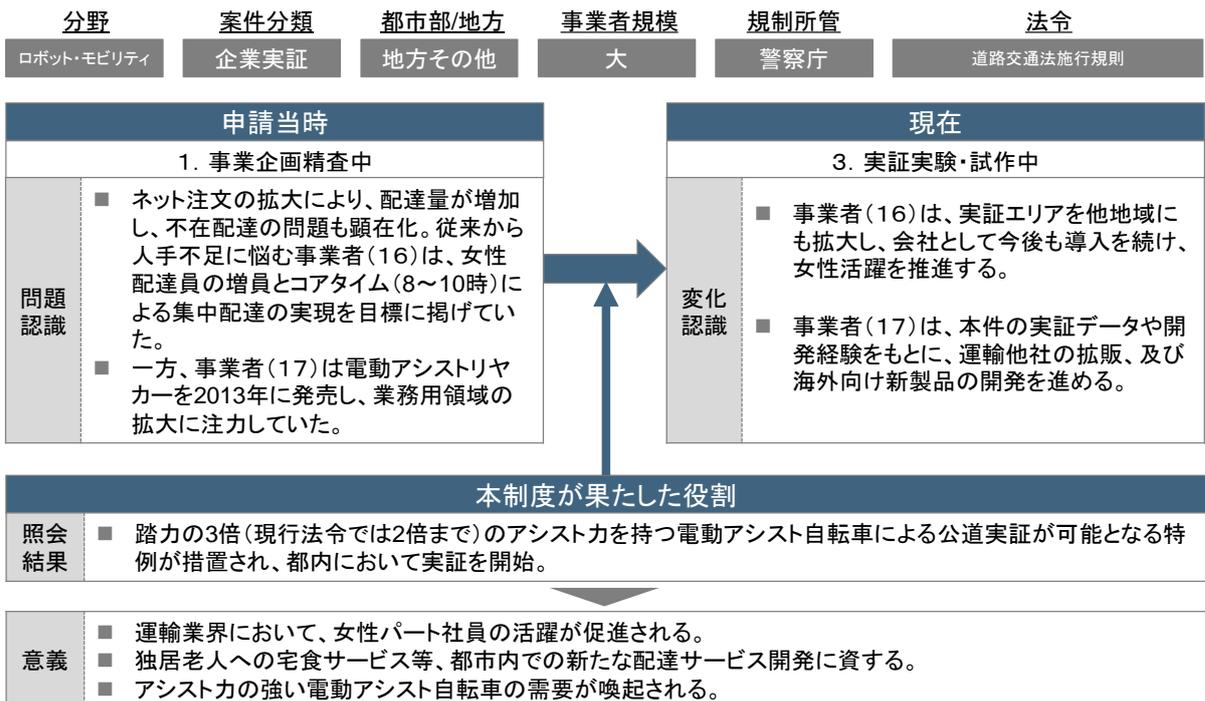
企業名	売上増効果ポテンシャル(年額換算)				コスト減効果ポテンシャル(年額換算)				社会的効果(年額換算)			
	直接(同業他社含む)			間接(他市場展開)	事業主体効果(年額換算)			社会的効果(年額換算)				
	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳算定式
事業者(16) 事業者(17)	【事業者(17)】 リヤカータイプの電動アシスト自転車の販売数増	4.0	事業者推計 (40万円/台×1,000台) 国内運輸業向けに500台、国内その他配送業向けに500台を販売することを想定。	【事業者(17)】 欧州での運送用電動アシスト自転車の販売	4.0	事業者推計 欧州において日本と同程度の売上があることを想定。 (欧州の方が市場が大きく価格が高い。ポストバイクのような都市内自転車配送というニーズもある。)	【事業者(16)】 宅配便売上当たり配送車両数の削減	131.7	①車両購入費の削減 2,416台×40万円/台÷5年×3-500台/年×0.4万円/台÷2年 事業者(16)が保有する車両数は45,000台。売上の伸びに比例して車両を増やす場合、車両数を2,416台増やす必要があるが、リヤカーの導入により車両数を現在のまま維持するケースを想定。 車両価格を40万円/台、リヤカー価格を0.4万円とし、それぞれの耐用年数(車両5年、リヤカー2年)を考慮し、帳簿上の単年度当たりコスト削減効果を算出。尚、この効果は運輸他社(2社)に同程度波及するものとし、シェア等を考慮し上記の3倍の効果推計。 ②車両維持費の削減 103万円/台・年×2,416台×3 車両維持費103万円/台・年(※1)を想定。	-	-	-
事業者(18)	電動アシストペーカークー国内売上	5.6	事業者推計 (13.8万円/台×4,000台) 自社で3,200台(約4.5億円)、他社で800台(約1.1億円)を販売することを想定。	電動アシストペーカークー海外売上	88.0	自社売上増効果×20 自社が高価格帯の電動アシストペーカークー利用の有望なアメリカ&中国市場(1-4歳児人口が日本の約20倍想定)に進出した想定。	警察庁との折衝負担軽減効果	0.3	47カ所×3.5h/回×3回/月×12月×5,000円/h 都道府県との折衝負担(人件費5,000円/年、月に3回、各回3.5h)が不要となる想定。	-	-	-
事業者(19)	燃料電池(FC)フォークリフトの普及	66.0	600万円/台×1,100台/年 単価600万円/台(ディーゼル機種並みを想定)、販売台数1,100台/年を想定。 (欧州市場では5,000台/年を販売する計画(※2)。日本市場とのフォークリフト市場比率を考慮して推計。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業者(20)	自動運転補助機能(Lv.2)搭載車の販売拡大	1,620.0	360万台/年×15万円×30% 自動運転補助機能(Lv.2)搭載車の世界市場は360万台/年(2020年(※3))、自動運転補助機能のプレミアム分が1台当たり15万円(既に市販されている運転補助オプションの価格10万~20万程度を参照(※4))と想定。 国内他社も同様の実証・開発が進むことを想定し、日本車の世界シェア30%にて推計。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業者(21) 事業者(22)	特定地区にて、周辺住民等を対象に実施	0.1	事業者推計 ツアー売上を推計。再開発地区における取組で、地域特殊性が高く、現時点では地域展開は見込めず。	搭載型移動支援ロボットの販売拡大	6.0	事業者推計 (60万円/台×1,000台/年)	-	-	-	-	-	-

出所) ※1)事業者公開資料  
※2)事業者公開資料  
※3)株式会社経済研究所『自動運転システム世界市場に関する調査結果 2015』(平成27年)  
※4)メルセデスベンツ・レーダーサーフェイパッケージ等を参考にNRI推計

※黄色にハイライトした案件は別途詳細な効果推計を実施

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

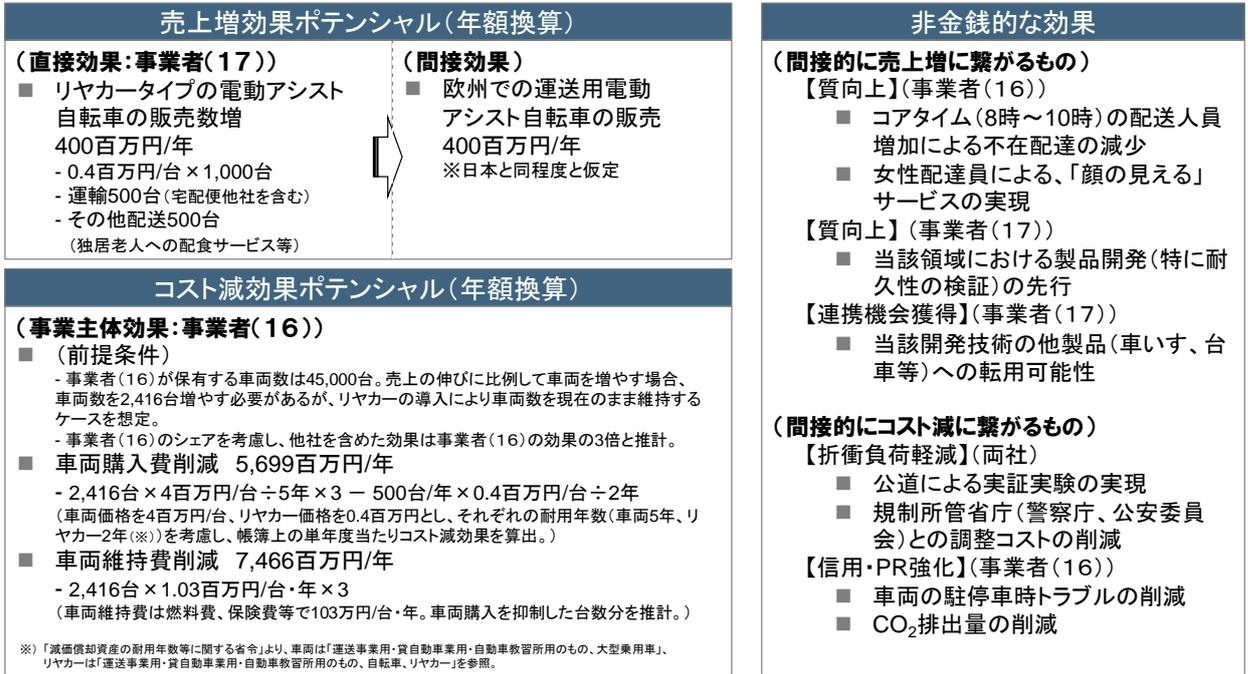
参考2-2:ロボット・モビリティ分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(16)・事業者(17) 1)制度活用の概要



2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考2-2:ロボット・モビリティ分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(16)・事業者(17)  
2)効果推計結果

■ 事業者(16)(運輸業視点)、事業者(17)(メーカー視点)の両方に効果が発現した。



2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

ロボット・モビリティ

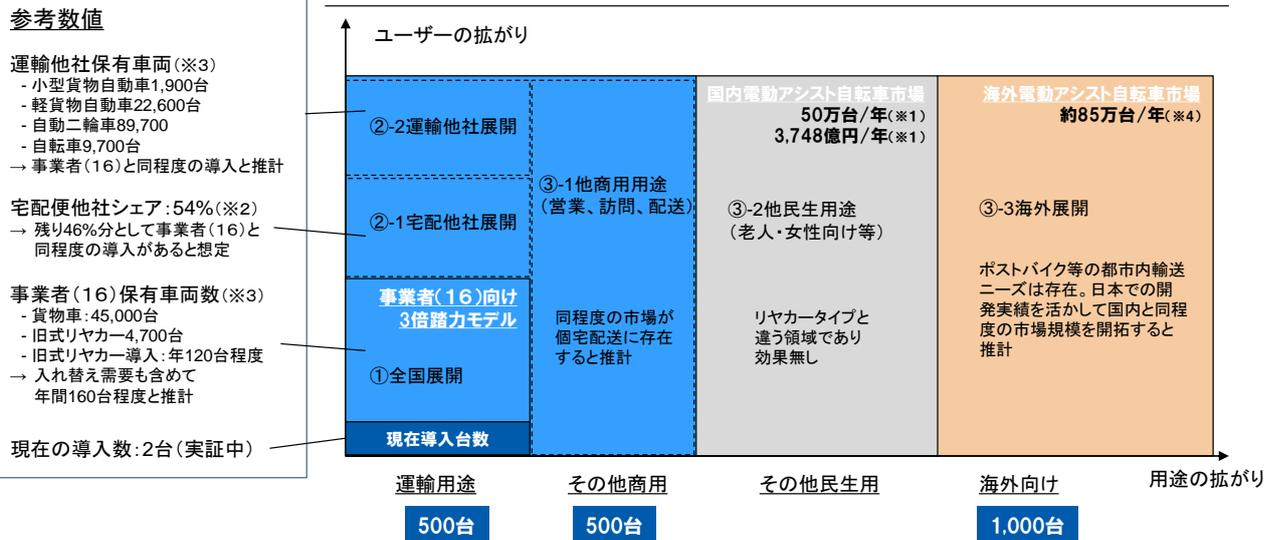
参考2-2:ロボット・モビリティ分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(16)・事業者(17)  
3)対象市場の拡がりに関する考え方

- ①当該企業内のポテンシャル、②同業他社のポテンシャル、③他業種への適用可能性、の3段階で整理を行った。
- 事業者(16)以外にも含む運輸業全体で500台、その他商用向けで500台、合計1,000台が国内で導入されることを想定した。
- また、国内での実証結果を活用し、海外向けでも同程度(1,000台)が販売されることを想定した。

凡例

実績
直接効果
間接効果
効果に含まず

自転車市場(電動アシスト含む)全体

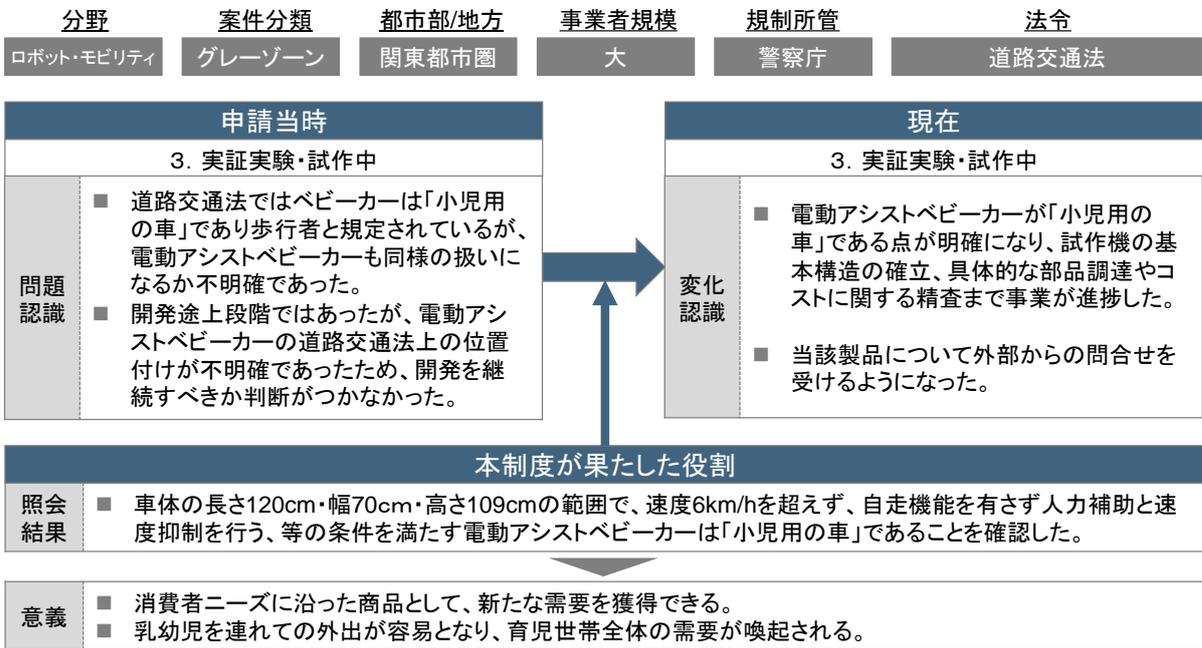


出所) ※1) (一社)自転車産業振興協会『自転車生産動態・輸出入』(平成27年)  
 ※2) 国土交通省『平成25年度宅配便取扱個数』(平成26年)  
 ※3) 事業者提供資料  
 ※4) Financial Times『E-bike sales take fast lane across Europe』(平成26年)

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考2-3:ロボット・モビリティ分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件②:事業者(18)

1)制度活用の概要

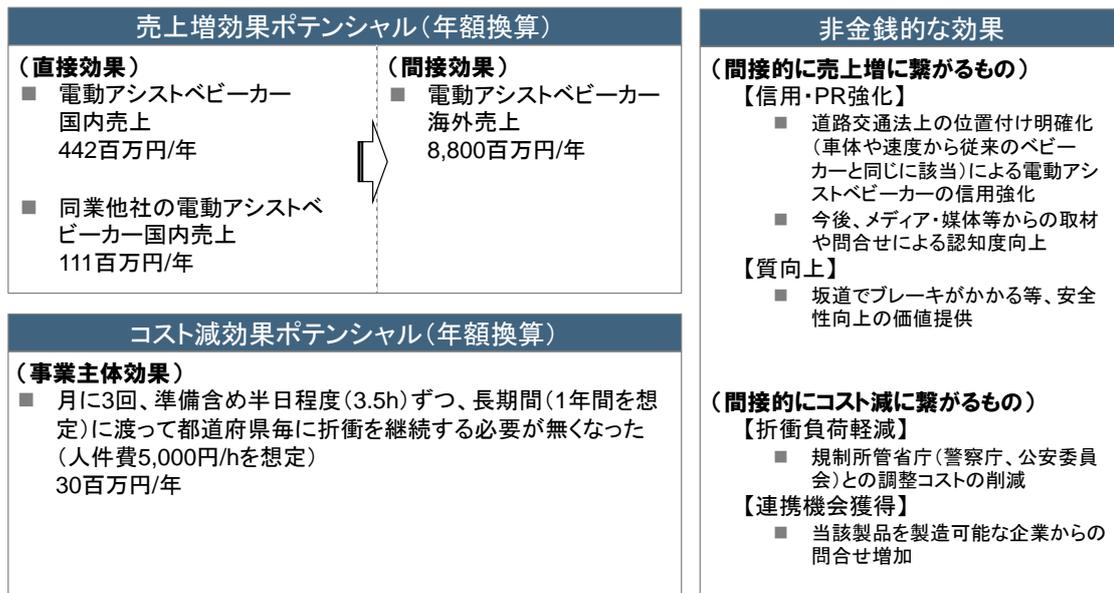


2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考2-3:ロボット・モビリティ分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件②:事業者(18)

2)効果推計結果

- 制度を活用して「小児用の車」として国内販売が可能になったことにより、直接的には国内での売上増効果が期待される。
- 間接的には、国内での販売実績を基に海外展開を進めることが期待され、その効果も推計した。



2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

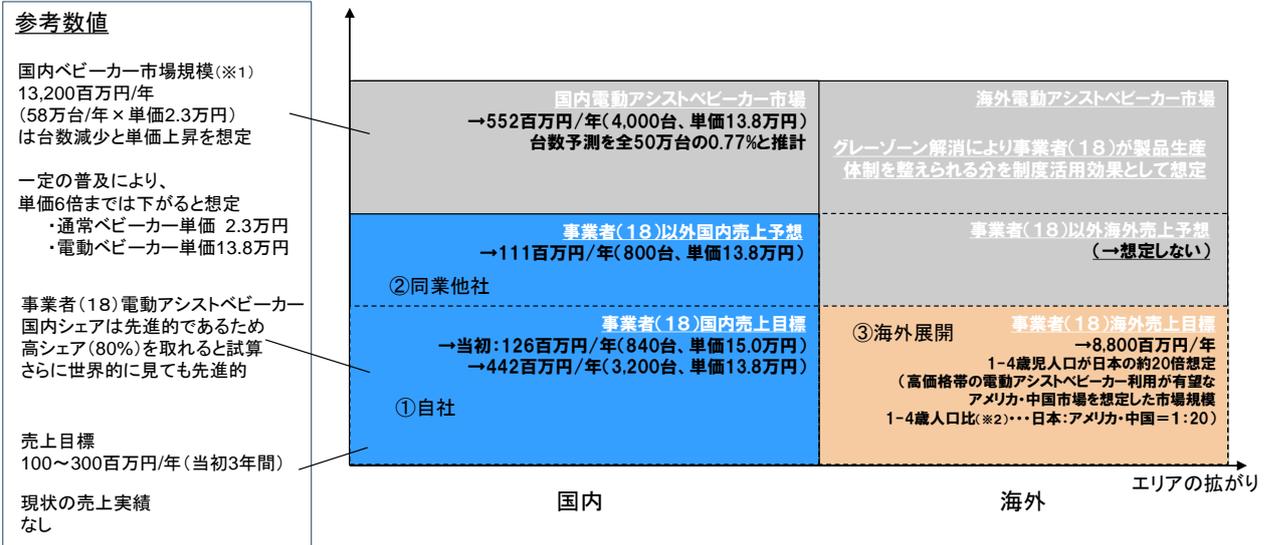
参考2-3:ロボット・モビリティ分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件②:事業者(18)  
3)対象市場の拡がりに関する考え方

- ①自社の国内売上、②同業他社の国内売上、③自社の海外売上、に分けて効果を推計した。
- 通常のベビーカーと比較して高価な製品であるため、高収入世帯数から市場規模を推計した。

凡例

実績
直接効果
間接効果
効果に含まず

電動アシストベビーカー市場全体

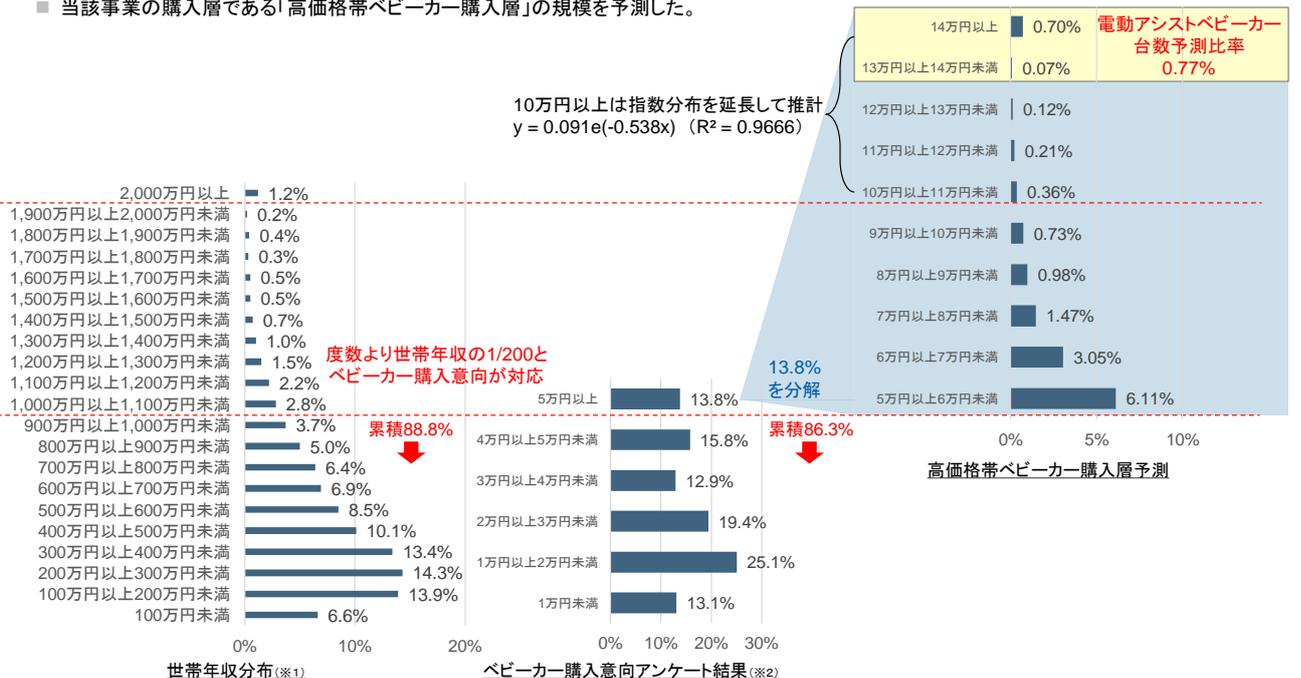


出所) ※1) 株式会社経済研究所『ベビー関連市場マーケティング年鑑2015年版』(平成27年)  
※2) 総務省『世界の統計2015(世界人口・年齢構成の推移1950~2050年)』(平成27年)

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考2-3:ロボット・モビリティ分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件②:事業者(18)  
3)対象市場の拡がりに関する考え方(補足:高価格帯ベビーカー購入層予測)

- 世帯年収の分布データから、1万円単位で購入意向アンケートを分解した。
- 当該事業の購入層である「高価格帯ベビーカー購入層」の規模を予測した。



出所) ※1) 厚生労働省『平成26年国民生活基礎調査の概況』(平成27年)  
※2) 株式会社経済研究所『ベビー関連市場マーケティング年鑑2015年版』(平成27年)

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考3-1:地域資源分野 効果推計を行った制度利用案件一覧(1/3)

企業名	売上増効果ポテンシャル(年額換算)						コスト減効果ポテンシャル(年額換算)					
	直接(同業他社含む)			間接(他市場展開)			事業主体効果(年額換算)			社会的効果(年額換算)		
	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳算定式
事業者(23)	新工法が開発できたことによる新規の売上増見込	120.0	1,000km/年 ×30%×40%×10万円/km  低コスト工法により市場が1,000km/年拡大するとして、工法の特性上、うち30%が対象となり、その中でシェア40%を確保することを想定。市場拡大分でのシェア確保を前提としており、既存工法との相殺は無い。	市場ポテンシャル、下水管以外、海外	1,280.0	①今後の下水道工事の必要性を含めた市場ポテンシャル 10,000km/年×30%×40%×10万円/km→120億円(直接効果)  ②鉄道下の農業用水路管への展開 50km/年×10万円/km 鉄道総延長距離27,182km(※1)から推計。  ③海外展開 150km/年×10万円/km ロサンゼルス市内下水道の延長距離10,400km(※2)から推計。	-	-	-	自治体:支出額削減、国:補助金累計額削減	120.0	①自治体:支出額削減 直接効果×50%  ②国:補助金累計額削減 直接効果×50% 従来240億円/年かかっていたところを120億円/年で実施できるため、差額120億円/年を、自治体・国で50%ずつコスト減する想定。
事業者(24)	農業用ドームハウス売上	60.0	事業者推計 (国内:10億円/年(0.5万坪/年)、海外:50億円/年(2.5万坪/年))	海外への農業用ドームハウス拡販余地	790.0	700万坪×6×20万円/坪→事業者(24)海外売上  海外(北欧、中東・東南アジア・モンゴル)のドーム→建築物ハウスの対象となり得る面積700万坪(※3)に対して、日本同様そのうち6%(※4)を確保することを想定。	ハウス利用者、建築物ハウスではなくドームハウスにすることで享受するコスト減効果	30.0	60億円/年×50%  従来120億円/年かけて建築物ハウス構築していたところ60億円/年でドームハウスの構築ができるため、原価率を50%としてコストが60億円から30億円に削減されると想定。	-	-	-
事業者(25)	-	-	(事業化断念につき効果無し)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業者(26)	マッチングシステム・タブレットの利用料売上	0.0	(当初想定と違う形での事業実施となっており、効果推計内には含んでいない。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業者(27)	アウトドアレジャー体験企画の売上	2.0	5万円/人×4,000人  他社も含め4,000人程度が類似サービスを受けることを想定。 (事業者推計は400人、1週間程度のツアーを一人5万円で提供すると想定。事業者のアウトドアメーカーとしてのシェアは10%程度。)	企画体験者のアウトドア用品の購入	1.2	10万円/人×4,000人×30%  参加者の30%において10万円程度のアウトドア関連商品の消費が喚起されることを想定。	企画者の旅館登録申請費用・工数の削減(簡易宿泊所営業の施設の構造設備の基準について折衝も含む)	0.3	(20h+30h)×5,000円/h×100事業者  自治体等の100事業者が導入、登録申請負担(人件費5,000円/h、年間の申請書作成20h+折衝・検査立会30h)が削減されると想定。	-	-	-

出所) ※1) Central Intelligence Agency 『The World Factbook』(平成25年)

※2) (一社)日本環境衛生施設工業会『ロサンゼルス市内ハイリオン下水道処理場に関する調査結果』(平成17年)

※3) Food and Agriculture Organization [FAOSTAT(平成24年データ)](平成27年11月1日取得 <http://faostat3.fao.org/home/E>)よりNR推計

※4) 農林水産省『園芸用施設及び農業用機プラスチックに関する調査(平成20年~21年)』(平成23年)よりNR推計

※黄色にハイライトした案件は別途詳細な効果推計を実施

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考3-1:地域資源分野 効果推計を行った制度利用案件一覧(2/3)

企業名	売上増効果ポテンシャル(年額換算)						コスト減効果ポテンシャル					
	直接(同業他社含む)			間接(他市場展開)			事業主体効果(年額換算)			社会的効果(年額換算)		
	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳算定式
事業者(28)	フリーボンを付帯させることによる自販機の売上増効果	1.1	3.5億円×30%  クーポン導入機の販売数量3.5億円/年(事業者推計)の3割がクーポンによって喚起されると想定。	クーポンによって喚起される協賛企業等での消費	2.9	290万本×10%×1,000円/本  購入数290万本(事業者推計)について、1割の消費者において1,000円程度の消費が喚起されることを想定。	-	-	-	-	-	-
事業者(29)	クックチル方式を使った給食事業の拡大	13.0	16.2百万円/校×80校  学校当たりの給食費は16.2百万円(300円/日・人×300人×180日)。給食整備済の学校では主に共同調理方式の学校(15,000校程度)(※1)において代替可能であり、全国で約5%(750校)で導入されることを想定。但し、既存事業者との相殺が発生するため売上増効果は見込まず。  給食未整備の学校(1,600校程度(※1))の5%(80校)に対して、申請者以外にも各地域に存在するセントラルキッチン事業者により導入されることを想定。	-	-	-	-	-	-	クックサーブ方式からクックチル方式へ移行した小学校の給食提供コストの削減、及び公費削減。	44.0	543円/人・日×20%×300人×180日×750校  厨房での給食提供コストは543円/食(※2)であり、そのうち人件費が4割を占める。本方式の導入により人件費が半減すると想定してコスト削減率を20%と推計。共同調理方式の学校の5%(750校)が本方式に移行することを想定。  当該コスト減分のうち、給食の公費負担を行っている自治体では、公費支出が削減される。(公費負担自治体と公費負担率はデータが無いため、定量化は実施せず)
事業者(30)	農村の空き家を利用した農家体験プログラムサービス提供	1.0	事業者推計 (1万円/回×200人/年×47都道府県)  同様のサービスを提供できる農村は全国的に存在すると考えられ、都道府県毎に同規模の事業者がサービスを提供することを想定。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業者(31)	メルマガ等を通じた旅行情報の提供サービス売上	0.5	事業者推計 (100万円/年×47都道府県)  外国人、田舎志向の利用者がターゲット同様のサービスを提供できる農村は全国的に存在すると考えられ、都道府県毎に同規模の事業者がサービスを提供することを想定。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出所) ※1) 文部科学省『学校給食実施状況等調査(都道府県調理方式別完全給食実施状況)』(平成28年)

※2) 太田市『学校給食事業に関するセグメントバランスシート』(平成25年)

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

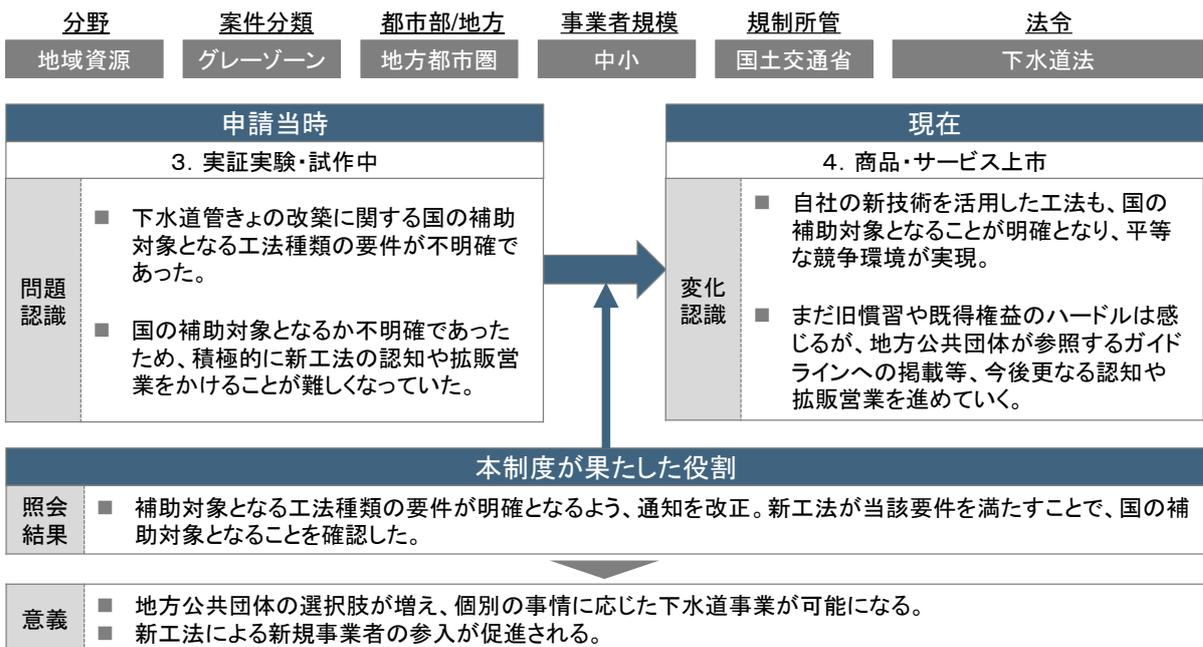
参考3-1:地域資源分野 効果推計を行った制度利用案件一覧(3/3)

企業名	売上増効果ポテンシャル(年額換算)						コスト減効果ポテンシャル(年額換算)					
	直接(同業他社含む)			間接(他市場展開)			事業主体効果(年額換算)			社会的効果(年額換算)		
	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式
事業者(32)	試験機器販売数増	0.1	事業者推計(150万円/台×5台)	国内日本酒メーカーによる低アルコール日本酒の量産開始 ①国内向け販売 ②海外向け販売 ③副産物の高濃度アルコールの販売	753.3	①国内向け販売 現在の市場5,000klが国内清酒(※1)市場の9%(※2)である50,000klになると想定。単価は1,000円/720mlを想定。 ②海外向け販売 未開拓領域であり、輸出量増を想定。(16,000kl:115億円→32,000kl:230億円) ③副産物の販売 5%アルコールを落とし、50万円/klで販売すると想定すると、720ml毎に18円分の副産物が産出。	試験製造実施時の許可コスト	0.1	100h/年×5,000円/h×5社 5社程度の事業者に対し、許可可負荷(人件費5,000円/h、年間100h)が削減されることを想定。	-	-	-
事業者(33)	デザイン性・芸術性の高い服飾製品向けの品質維持・復元サービス潜在市場規模	50.0	100億円×50% 事業者推計市場規模100億円(平成30年度。アパレルショップ25,000店分のインショップ程度の規模(1店舗当たり40万円程度)、通常クリーニング市場規模4,000億円/年(※3)の2.5%) そのうち、既存クリーニング業者が兼業にて実施する場合は規制緩和と内容とは直接関係無いため、50%が規制緩和による効果と想定。	-	-	-	クリーニング業法に定められた業務用洗濯設備(洗濯機及び脱水機等)の設置義務が適用されないことによる設備投資の軽減 開業に要する検査手数料不要化	31.9	①業務用選択設備の設置コスト減 12,500店×600万円/店÷13年×50% トライアルアパレルショップ12,500店分のインショップに対し、業務用洗濯設備600万円の設備投資のコスト50%削減。 (クリーニング業者兼業の事業者率50%、洗濯機の耐用年数13年として推計。) ②検査手数料減 12,500店×24,000円/店 1店舗当たり24,000円の検査手数料が削減されると推計。	-	-	-

出所) ※1)国税庁『酒のしおり(平成27年度版)』(平成27年)  
 ※2)㈱日本経済通信社『酒類食品統計月報』(平成27年)、㈱日本経済通信社『Challenge3 Datebook』(平成27年)等よりNR推計  
 ※3)日本クリーニング新聞『ホームクリーニング総需要額の年別推移』(平成27年11月1日参照 <http://www.nicli.co.jp/stat-zyuyou.html>)

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考3-2:地域資源分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(23)  
1)制度活用の概要



## 2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

## 参考3-2:地域資源分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(23)

## 2)効果推計結果

- 制度活用により、新工法が工法種類の要件を満たし、補助金対象となることが確認された。
- 在来工法と比較して1/2の費用で下水道工事が実施できるため、新たな需要が開拓されると共に、自治体の支出や国庫支出の削減が期待される。

売上増効果ポテンシャル(年額換算)		非金銭的な効果	
<b>(直接効果)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新工法の開発による売上増見込(1,000km/年) 12,000百万円/年</li> </ul> ※市場拡大分でのシェア確保を前提としている。	<b>(間接効果)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 今後の下水道工事(1,000km/年)の必要性含めた市場ポテンシャル 108,000百万円/年</li> <li>■ 鉄道下の農業用水路管への展開5,000百万円/年</li> <li>■ 海外(ロサンゼルス)展開 15,000百万円/年</li> </ul>	<b>(間接的に売上増に繋がるもの)</b> <b>【質向上】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ヒューム管に比べ流下能力が落ちない</li> <li>■ 最長50mの1本型で耐震性能に優れる</li> </ul> <b>【信用・PR強化】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ グレーゾーン解消による新工法の信用強化</li> </ul>	
<b>コスト減効果ポテンシャル(年額換算)</b>		<b>(間接的にコスト減に繋がるもの)</b> <b>【質向上】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ シンプルな施工で、小スペースでの施工が可能</li> <li>■ 工場製品の為、品質が安定</li> </ul> <b>【折衝負荷軽減】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日本下水道協会との折衝スムーズ化(但しハードルはまだ存在)</li> </ul>	
<b>(社会的効果)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自治体:支出額削減 6,000百万円/年</li> <li>■ 国:補助金累計額削減 6,000百万円/年</li> </ul>	※従来24,000百万円/年かかっていたところを12,000百万円/年で実施できるため、差額12,000百万円/年を、自治体と国で50%ずつコスト減		

## 2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

## 参考3-2:地域資源分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(23)

## 2)効果推計結果(コスト減効果ポテンシャルの補足)

- 在来工法と比較して、1/2の価格で下水道管工事を実施することが可能になる。
- それに伴い、自治体の自己負担分と、補助金負担分のいずれも負担が現在の1/2となる。

同距離(例:150m想定)を施工する場合の、在来工法と新工法のコストの違い

	在来工法		新工法	
売上高	顧客支払額	30.0百万円 (20万円/m)	顧客支払額	15.0百万円 (10万円/m)
	うち補助金充当(50%)	15.0百万円	うち補助金充当(50%)	7.5百万円
施工費	3日×5人 特殊機械設備(100万円/台)の減価償却費含む	2.4百万円	1日×5人	1.0百万円
材料費	φ150硬質塩化ビニル管 取付け6カ所	0.4百万円	Φ150鞆管・反転 取付け6カ所	0.1百万円

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考3-2:地域資源分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(23)  
3)対象市場の拡がりに関する考え方

- 今後下水管工事を必要とする領域の拡大が予想されており、拡大市場のうち当該工法が対象とする300km/年に対して、シェア40%を確保することを前提とした。

凡例

実績
直接効果
間接効果
効果に含まず

参考数値

下水管工事は現状400km/年実施(※1)。小口径(φ350以下)260km/年のうち管形状が正常な130km/年に新工法が適用可能という状況

現状市場

φ350超 1 : 2 φ350以下	130km/年 26,000百万円/年 (20万円/m)	管形状が変形 1
140km/年	130km/年 13,000-26,000百万円/年 (10-20万円/m)	1 管形状が正常

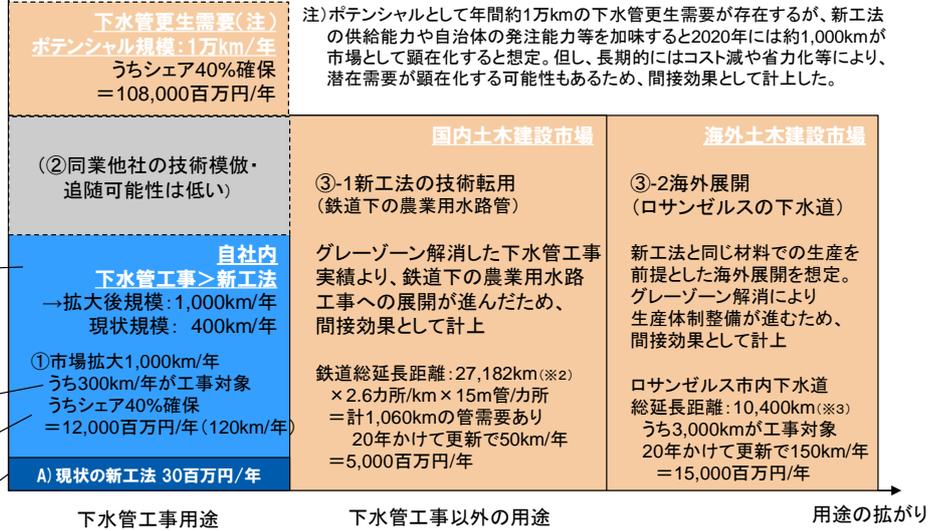
市場拡大

φ350超 1 : 2 φ350以下	300km/年 60,000百万円/年 (20万円/m)	管形状が変形 1
400km/年	300km/年 30,000-60,000百万円/年 (10-20万円/m)	1 管形状が正常

自社目標シェア40%  
(標準ガイドラインの改訂前提)  
新工法  
自社現売上高30百万円/年

土木建設市場全体

ユーザーの拡がり

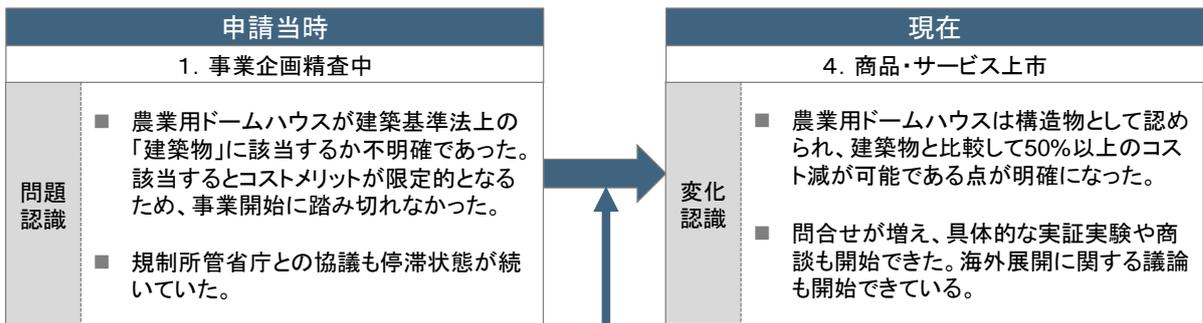


出所)※1)(公財)日本下水道協会『下水道統計(平成24年度版)』(平成26年)  
※2)Central Intelligence Agency『The World Factbook』(平成25年)  
※3)(一社)日本環境衛生施設工業会『ロサンゼルス市内ハイベリオン下水処理場に関する調査結果』(平成17年)

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考3-3:地域資源分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件②:事業者(24)  
1)制度活用の概要

分野	案件分類	都市部/地方	事業者規模	規制所管	法令
地域資源	グレーゾーン	地方その他	中小	国土交通省	建築基準法



本制度が果たした役割

照会結果

- 農業用ドームハウスについては、通常の屋内的用途に供さず、その天井部が取外し自由である等、建築基準法上の屋根にみなされないと判断できる場合、建築物ではない点を確認した。

意義

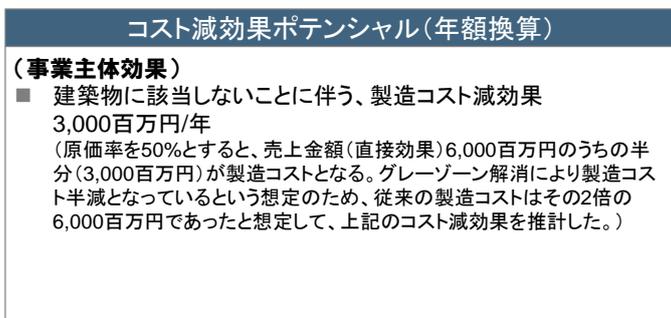
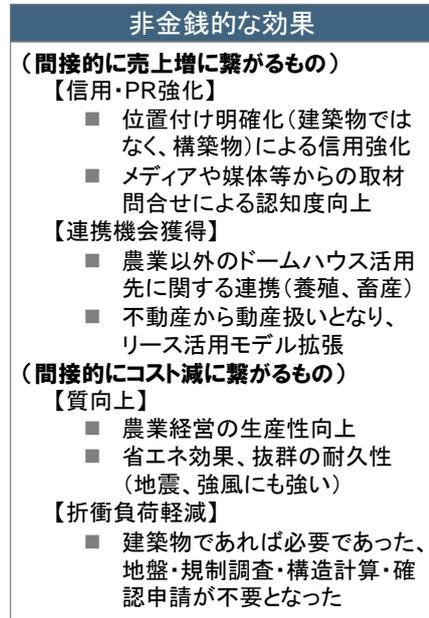
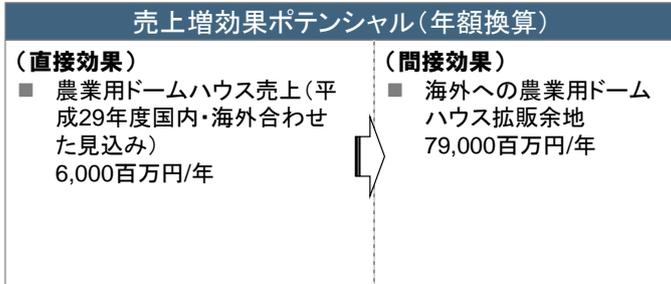
- 今後、省エネ・耐久性等に優れた特殊発泡ポリスチレンを活用した農業用ドームハウスの普及が進み、高い生産性及び低ランニングコストでの農業を可能とし、農業経営の収益性向上が実現される。

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考3-3:地域資源分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件②:事業者(24)

2)効果推計結果

- 制度利用により、事業者独自の農業用ドームが建築基準法上の「建築物」に該当しないことが確認された。これにより建築物としての強度設計等が不要となったことにより、製造コストの半減が可能となる。
- 製造コストの半減により、まず国内市場で販売する目処が立った。当該商品は、通常の農業用ハウスとの比較において、過酷な天候下において、より優位性があることから、国内実績を基に、海外(北欧、中東等)市場への展開が期待される。



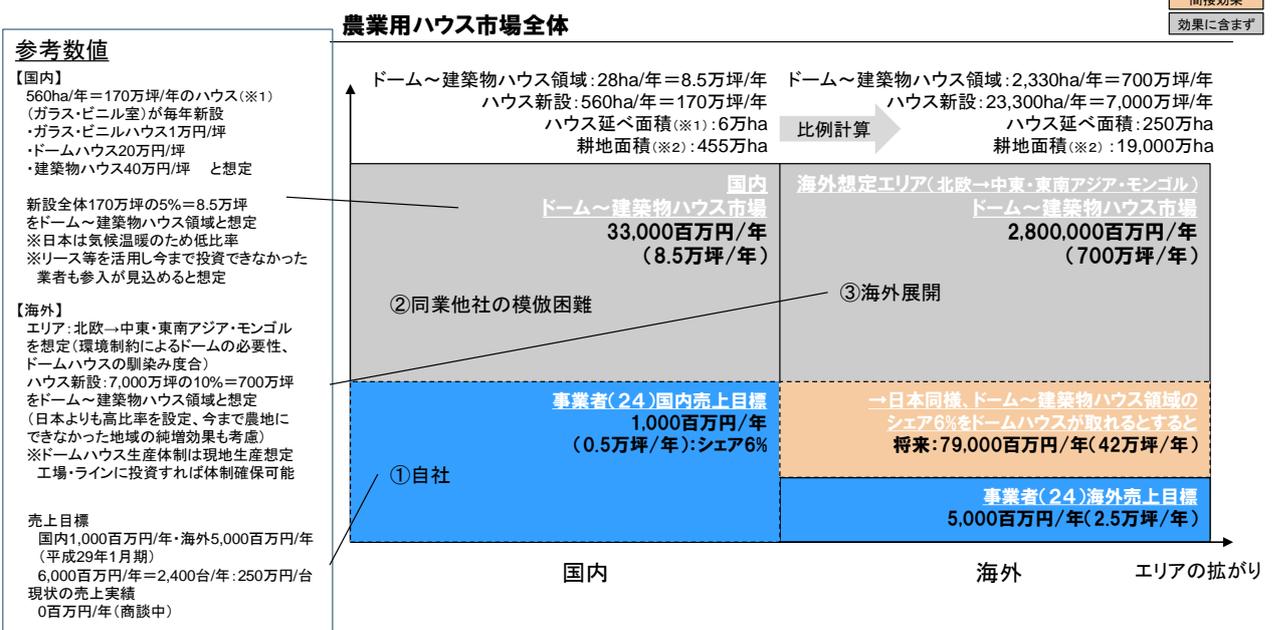
2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考3-3:地域資源分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件②:事業者(24)

3)対象市場の拡がりに関する考え方

- ①自社のポテンシャル、②同業他社のポテンシャル、③海外展開のポテンシャル、に分けて整理した。
- それぞれ、農地面積当たりの導入率を仮定し、導入ポテンシャルを推計した。

凡例	
実績	■
直接効果	■
間接効果	■
効果に含まず	■



2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考3-3:地域資源分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件②:事業者(24)  
3)対象市場の拡がりに関する考え方(推計根拠補足:海外展開候補国の耕地面積)

耕地面積ランキング(平成24年) 単位:万ha

		海外想定エリア (北歐)		海外想定エリア (中東・東南アジア・モンゴル)				
1	インド	16,900	41コートジボワール	740	81グアテマラ	248	121パナマ	73
2	米国	15,771	42マリ	701	82デンマーク	242	122リベリア	71
3	中国	12,172	43イギリス	626	83ネパール	233	123アルバニア	70
4	ロシア	12,135	44ケニア	613	84リトアニア	229	124エルドリア	69
5	ブラジル	7,961	45ブルキナファソ	607	85フィリピン	225	125ニュージーランド	65
6	カナダ	5,075	46モザンビーク	595	86スリランカ	225	126モンゴル	65
7	オーストラリア	4,749	47シリア	573	87アゼルバイジャン	213	127エストニア	63
8	インドネシア	4,550	48ベラルーシ	564	88モルドバ	211	128コンゴ共和国	60
9	ナイジェリア	4,170	49ルーマニア	553	89リビア	206	129コスタリカ	59
10	アルゼンチン	4,029	50チュニジア	525	90トルクメニスタン	200	130ギニアビサウ	55
11	ウクライナ	3,341	51アングラ	493	91シエラレオネ	190	131ジョージア(ゲルジア)	53
12	メキシコ	2,581	52チャド	419	92中央アフリカ	188	132アルメニア	51
13	トルコ	2,379	53ウズベキスタン	469	93ボルトガル	180	133ガボン	50
14	カザフスタン	2,298	54ハンガリー	458	94ニカラグア	180	134マケドニア	45
15	パキスタン	2,204	55日本	455	95ウルグアイ	180	135ガイアナ	45
16	スウェーデン	2,125	56ボリビア	452	96チリ	179	136カンボジア	45
17	タイ	2,106	57パラグアイ	450	97韓国	173	137スイス	43
18	イラン	1,965	58カンボジア	426	98オース	162	138モリタニア	41
19	フランス	1,929	59マダガスカル	411	99イエメン	154	139イスラエル	39
20	スペイン	1,696	60ジンバブエ	410	100ホンジュラス	148	140レバノン	33
21	タンザニア	1,665	61マラウイ	389	101ブルンジ	145	141ヨルダン	30
22	エチオピア	1,649	62ザンビア	384	102ルワンダ	143	142ボツワナ	29
23	ニジェール	1,600	63ギニア	370	103オーストリア	142	143レソト	29
24	南アフリカ	1,241	64ギリシヤ	369	104スロバキア	141	144フィジー	25
25	ミャンマー	1,229	65イラク	366	105キルギス	135	145東ティモール	23
26	ドイツ	1,203	66エジプト	361	106ドミニカ共和国	130	146ジャマイカ	22
27	ポーランド	1,132	67セルビア	358	107ハイチ	128	147スロベニア	20
28	フィリピン	1,090	68キューバ	357	108ラトビア	118	148スウエデン	19
29	ベトナム	1,020	69ブルガリア	348	109アイルランド	117	149モンテネグロ	19
30	イタリア	956	70ロニア	345	110ソマリア	113	150赤道ギニア	18
31	モロッコ	940	71セネガル	342	111ボスニア・ヘルツェゴビナ	111	151バヌアツ	15
32	ルーマニア	924	72ベネズエラ	340	112オランダ	105	152コロン	14
33	ウガンダ	915	73サウジアラビア	339	113パプアニューギニア	100	153キプロス	12
34	バングラデシュ	853	74チェコ	323	114タジキスタン	100	154アイスランド	12
35	アルジェリア	847	75ペナン	315	115クロアチア	98	155ブータン	11
36	アフガニスタン	791	76トーゴ	285	116エルサルバドル	93	156バハマス	11
37	コンゴ民主共和国	781	77南スウェーデン	276	117ベルギー	83	157ペルドラコ	11
38	カメルーン	775	78スウェーデン	261	118ルウェーニ	82	158ペリウズ	11
39	マレーシア	747	79北朝鮮	258	119ナミビア	81	159ソロモン諸島	10
40	ガーナ	740	80エクアドル	253	120台湾	80	他 10万ha未満65カ国 計	103
							999世界計	156,255

出所) Food and Agriculture Organization [FAOSTAT(平成24年データ)](平成27年11月1日取得 <http://faostat3.fao.org/home/E>)

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考4-1:ファイナンス分野 効果推計を行った制度利用案件一覧(1/2)

企業名	売上増効果ポテンシャル(年額換算)			間接(他市場展開)			コスト減効果ポテンシャル(年額換算)			社会的効果(年額換算)		
	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳算定式
事業者(34)	医療分野のABL融資増に伴う担保評価関連サービス市場規模	7.6	①実行時担保評価コンサル売上実行額400億円/年×1% (事業者推計) ②期末担保評価コンサル売上期末残高600億円/年×0.5% (事業者推計) ③融資絡む医療分野コンサル売上150億円/年×0.4% (事業者推計)	医療分野のABL融資額の増加	200.0	医薬品を積極的に活用した新規設備投資の額 200億円(事業者推計) 融資額に占めるABL割合が他業界水準を超えて増加する部分の融資(「ABLならではの新規融資」)の実行額を、医薬品を担保としたABLによる新規設備投資誘発額として推計。 【参考】医療分野ABL融資額の他業界水準への増加(既存融資からの置換) 実行額200億円/年(期末残高300億円)	-	-	-	-	-	-
事業者(35)	地方公共団体向け電子記録債権を用いた決済システムサービス売上高(保育分野向け)	0.4	17,236カ所×1%×2万円/月×12月 全国の保育所数17,236カ所(※1)のうち1%の保育所(※2)が導入するものと推計。コスト減効果は2万円/月程度(※2)。	地方公共団体から振り出される電子記録債権の拡大	-	【参考】医療分野400億円/年の電子記録債権への置換(地方公共団体からの歳入の民生費・児童福祉費:8万円うち50%が保育関連(※3)、うち1%の支払に資金調達スキーム付き電子記録債権コース)	-	-	-	(電子記録債権に変わることによる印紙代等の削減)	-	(印紙が不要となることは電子債権導入のメリットの一つだが、本件の想定顧客である地方公共団体は印紙税非課税であり、効果は推計されない。)
事業者(36)	EDINETへの提出代行サービス	0.3	300万円×4÷50% 事業者の四半期売上目標の300万円に対し、事業者のシェアを50%と仮定し、他社も追随することを想定(1,800社に対して四半期で300万円の売上を見込んでいるため、代理提出の利用者を100社、3万円程度と想定) ※今までのIR資料作成支援サービスに、代理提出部分のみを有料オプションにした売上であり、新規創出需要であることを確認。	-	-	-	-	-	-	サービスの事務コスト減	0.2	(10h/回×5,000円/h×800回)-(3万円/回×800回) サービス利用者200社が四半期毎に3万円/回で当該サービスを活用するを想定。経理担当者(四半期毎に10時間程度かけていた「提出」作業がなくなるもの。

出所) ※1) (福)全国保育協議会『保育年報2014』(平成26年)  
※2) 事業者推計  
※3) 各市財政白書を基にNRI推計

※黄色にハイライトした案件は別途詳細な効果推計を実施

2. 本制度による効果推計 (参考)個別データ

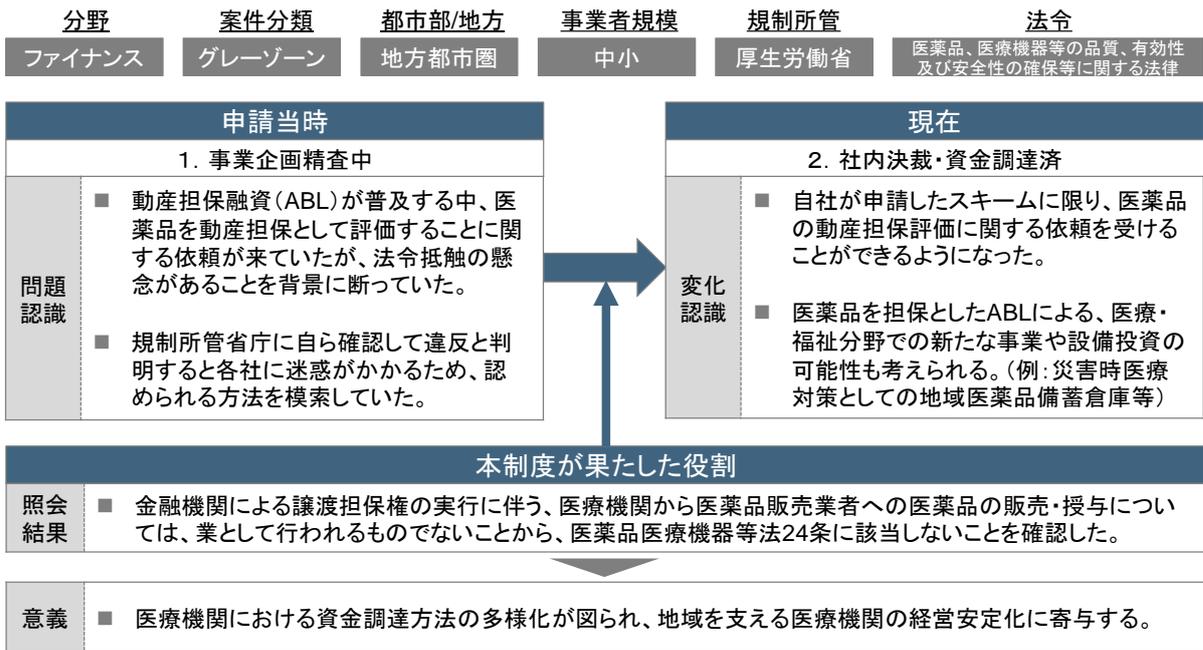
参考4-1:ファイナンス分野 効果推計を行った制度利用案件一覧(2/2)

企業名	売上増効果ポテンシャル(年額換算)					コスト減効果ポテンシャル(年額換算)					社会的効果(年額換算)		
	直接(同業他社含む)			間接(他市場展開)		事業主体効果(年額換算)			社会的効果(年額換算)				
	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳算定式	
事業者(37)	外国銀行口座開設支援サービスの提供	10.0	500万円/年・国÷5%×10国 事業者は、外国口座向けのサービスについて、売上目標500万円/年に設定。(1口座5万円程度) 事業者(37)が地方中小企業者であることも考慮し、国内シェアは5%程度と想定。同様に投資家、法人の口座開設ニーズがある国が10カ国程度であると想定。 外国銀行側の口座開設基準の厳格化については前提条件として一旦考慮せず。	(自社のみでは海外口座が開設できない法人の海外口座開設が推進され、海外事業展開が促進される)	-	(信憑性のあるデータが取得できないため、量化は行わない。)	-	-	-	-	-	-	
事業者(38) (特別措置活用者6団体)	プレミアム商品券の発行額	-	(事業者(38)が供託金負担が原因で6ヶ月超えの使用期限のプレミアム商品券が発行できなかったものと仮定し、本規制改革によって誘発されたプレミアム商品券発行額は発行額全額の40.8億円。 但し、消費誘発分以外の売上は、商品券が発行されずとも生まれる需要であるため、発行額自体の直接効果は0円とする。)	プレミアム商品券の発行によって誘発された消費額	13.6	40.8億円×1/3 プレミアム商品券による消費誘発効果であり、発行額(40.8億円)の1/3程度と想定(※1)。	供託金の金利コスト減 供託金関連の事務コストの削減	0.3	年利2%。平均6ヶ月で使用されるとして計算(※2)。	-	-	-	
事業者(39) (特別措置活用者5団体)	プレミアム商品券の発行額	-	(事業者(39)が供託金負担が原因で6ヶ月超えの使用期限のプレミアム商品券が発行できなかったものと仮定し、本規制改革によって誘発されたプレミアム商品券発行額は発行額全額の3.6億円。 但し、消費誘発分以外の売上は、商品券が発行されずとも生まれる需要であるため、発行額自体の直接効果は0円とする。)	プレミアム商品券の発行によって誘発された消費額	1.2	3.6億円×1/3 プレミアム商品券による消費誘発効果であり、発行額(3.6億円)の1/3程度と想定(※1)。	供託金の金利コスト減 供託金関連の事務コストの削減	0.1	年利2%。平均6ヶ月で使用されるとして計算(※2)。	-	-	-	

出所) ※1) 株式会社総合研究所『プレミアム付商品券の経済効果』(平成27年)  
※2) 短期プライムレートを参考に設定

2. 本制度による効果推計 (参考)個別データ

参考4-2:ファイナンス分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(34)  
1) 制度活用の概要



2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考4-2:ファイナンス分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(34)  
2)効果推計結果

- 本案件は担保評価やコンサルティングを行う事業者からの申請案件であり、直接効果は、ABL増によるサービス売上増によって推計した。
- ABLは一般的に一時的な資金繰りに活用される手法であり、融資額に占めるABL割合が他業界水準(0.4%)に達するまでは、融資額は売上増には直結しないものとした。一方、医薬品を担保としたABLを積極的に活用した新規設備投資(例:地域における医薬品備蓄倉庫等)も考えられるため、この部分は間接効果として推計した。

売上増効果ポテンシャル(年額換算)	
<b>(直接効果)</b>	<b>(間接効果)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 医療分野のABL融資増に伴う担保評価関連サービス市場増加 700百万円/年 - 400百万円/年 = 実行額40,000百万円/年 × 1% - 300百万円/年 = 期末残高60,000百万円 × 0.5%</li> <li>■ 医療分野のABL融資増に伴うコンサルティングサービス市場増加 60百万円/年</li> </ul> <p>上記合計760百万円/年を推計</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 医薬品を担保としたABLを積極的に活用した新規設備投資の額 20,000百万円/年 - 従来の融資からの移行分については、効果として推計せず</li> <li>- 融資額に占めるABL割合が他業界水準を超えて増加する部分の融資(「ABLならではの新規融資」)の実行額を、医薬品を担保としたABLによる新規設備投資誘発額として推計</li> </ul>

非金銭的な効果
<b>(間接的に売上増に繋がるもの)</b>
<b>【信用・PR強化】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 医療分野におけるABLという融資手法の信用強化</li> </ul> <b>【連携機会獲得】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害時医療対策等、地域医療におけるファイナンス手段として活用</li> </ul> <b>【質向上】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 資産の透明性確保による不正防止</li> </ul>
<b>(間接的にコスト減に繋がるもの)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ (ABLは、過去のスキームでは融資できなかった方に融資可能になるという効果が大きく、従来融資とのコスト比較は馴染まない)</li> </ul>

コスト減効果ポテンシャル(年額換算)
<b>(社会的効果)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ (ABLは、過去のスキームでは融資できなかった方に融資可能になるという効果が大きく、従来融資とのコスト比較は馴染まない)</li> </ul>

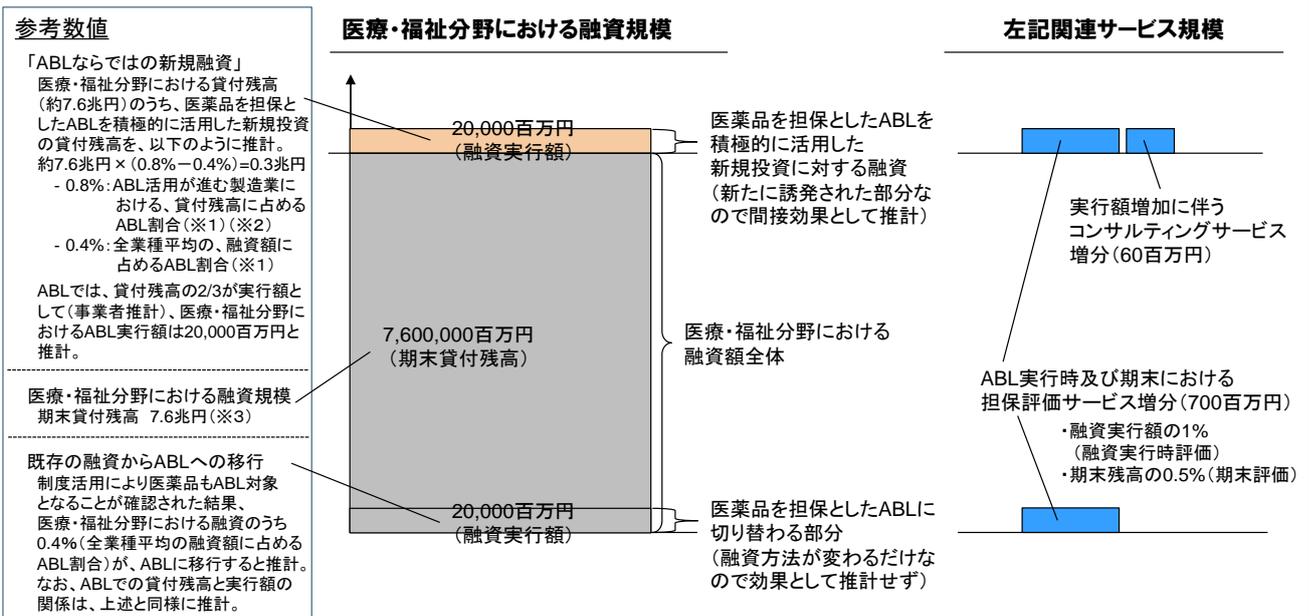
2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考4-2:ファイナンス分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(34)  
3)対象市場の拡がりに関する考え方

- 医薬品を担保としたABLの融資拡大について、一時的な資金繰りに活用される融資(他業界水準:融資総額の0.4%まで)と、新規投資に活用される「ABLならではの新規融資」(製造業水準:融資総額の0.8%まで)の二段階で整理し、効果を推計した。

凡例

実績
直接効果
間接効果
効果に含まず

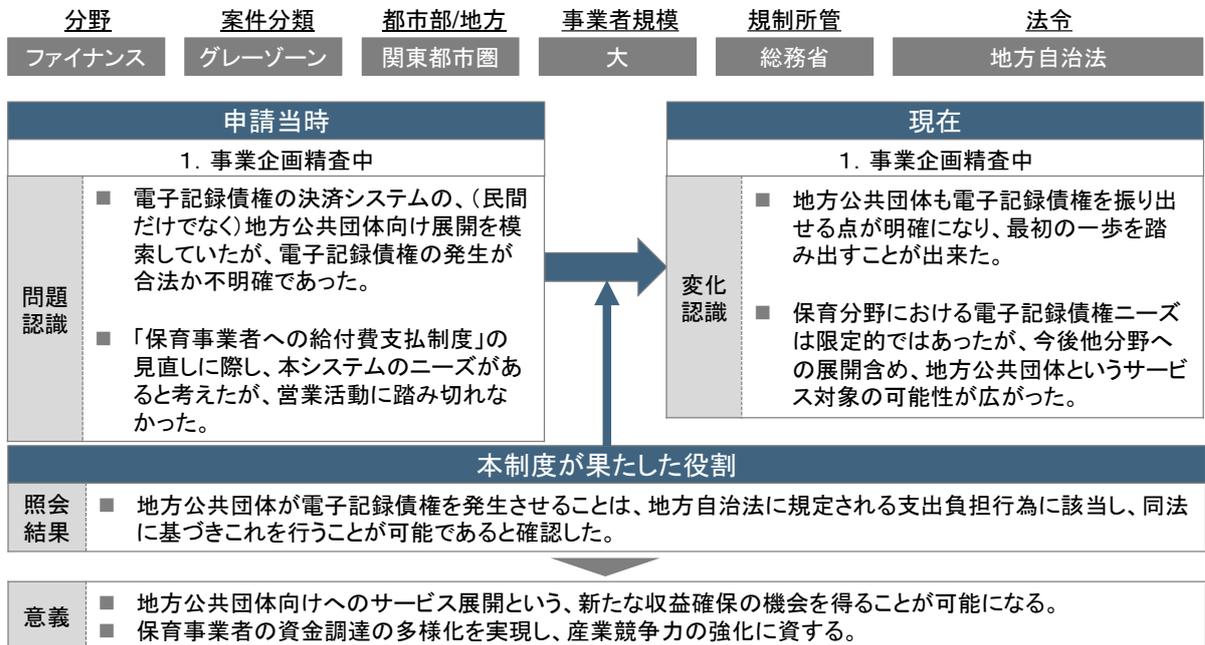


出所) ※1)金融庁『金融庁の1年(平成25事務年度版)』(平成27年)  
※2)事業者推計  
※3)日本銀行『貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)』(平成27年)

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考4-3:ファイナンス分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件②:事業者(35)

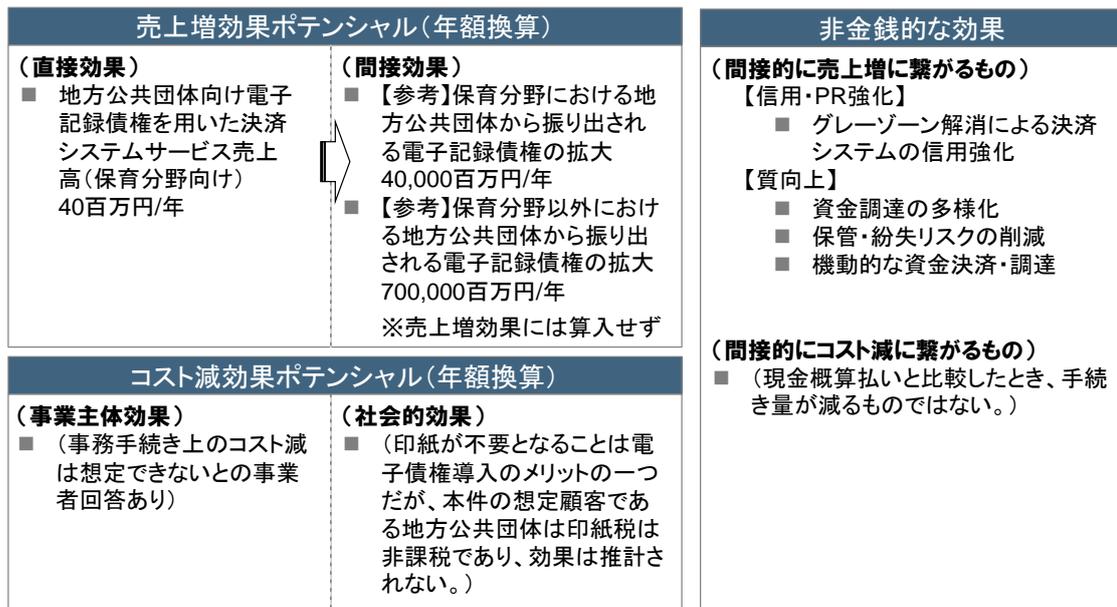
1)制度活用の概要



2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考4-3:ファイナンス分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件②:事業者(35)

2)効果推計結果

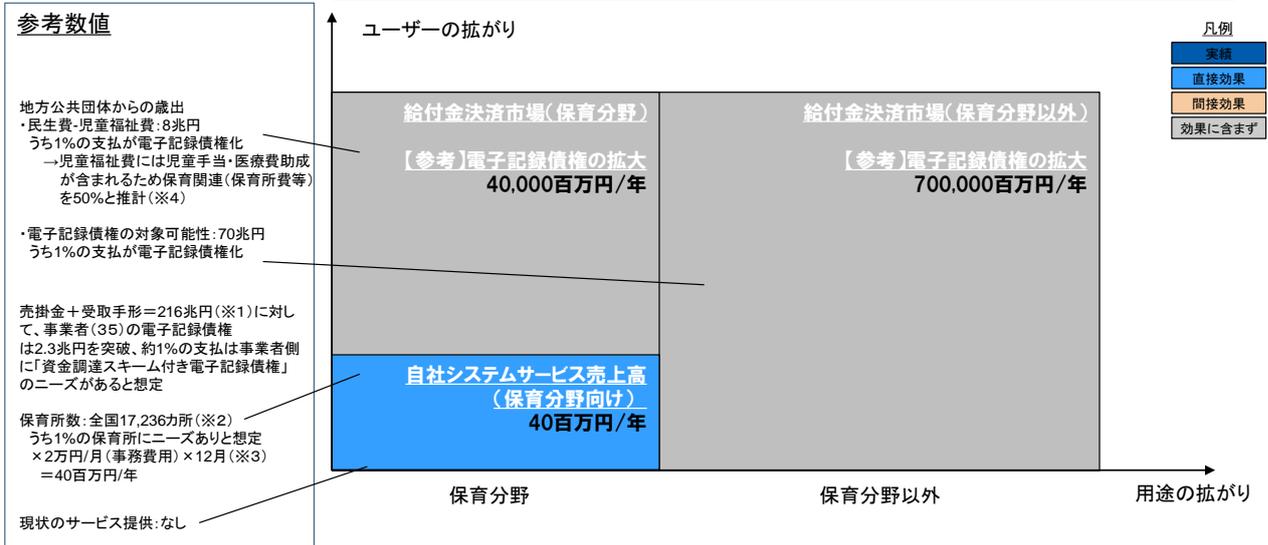


2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考4-3:ファイナンス分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件②:事業者(35)  
3)対象市場の拡がりに関する考え方

- 申請事業者が回答を受けて検討を進めるなか、保育事業者は現金概算払いを求めることが可能であることから、当初想定していた保育分野における電子債権のニーズは限定的であることが判明した(制度利用の効果は、保育所総数の1%、172カ所へ導入されるケースでの推計)。
- 一方で、地方公共団体側がガバナンスの観点で電子決済化を進める場合、保育分野にて400億円程度、保育分野以外も含め7,000億円程度の電子債権を振り出される可能性がある(効果には算入せず)。申請事業者は制度利用をきっかけに、地方公共団体向けサービスを検討している。

給付金決済市場



2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考4-3:ファイナンス分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件②:事業者(35)  
3)対象市場の拡がりに関する考え方(市場規模推計の補足)

- サービスリリースから6年弱で利用契約は77,000件、月末債権残高は2.3兆円を突破している。

「電子手形」サービスの利用契約者数及び債権の流通額の推移



出所) 事業者提供資料

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考4-3:ファイナンス分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件②:事業者(35)  
3)対象市場の拡がりに関する考え方(市場規模推計の補足)

地方歳出のうち電子記録債権の対象となる可能性がある領域  
(平成25年度目的別歳出決算)

対象...電子記録債権の対象可能性  
○:事業法人向け支払があり、電子記録債権のスキームに適合する可能性が高い区分

区分(※1)	金額(億円)(※1)	対象(※2)	区分(※1)	金額(億円)(※1)	対象(※2)	区分(※1)	金額(億円)(※1)	対象(※2)
1 議会費	23,360		6 農林水産業費	39,181	○	12 災害復旧費	9,569	
2 総務費	9,585		1 農業費	10,220	○	1 農林水産施設	2,610	○
1 総務管理費	87,425		2 畜産業費	1,261	○	2 公共土木施設	4,384	○
2 徴税費	9,533		3 農地費	13,065	○	3 その他	2,574	
3 選挙費	1,612		4 林業費	10,226	○	13 公債費	131,784	
4 統計調査費	645	○	5 水産業費	4,410	○	14 諸支出金	1,876	
5 監査委員費	444	○	7 商工費	59,673	○	1 普通財産取得費	221	
6 その他	6,553		8 土木費	123,296	○	2 公営企業費	1,640	
3 民生費	263,494	○	1 土木管理費	6,896	○	3 市町村たばこ税 都道府県交付金	15	
1 社会福祉費	66,583	○	2 道路橋りょう費	41,910	○	15 前年度繰上充用金	2	
2 老人福祉費	62,879	○	3 河川海岸費	13,313	○	16 利子割交付金	591	
3 児童福祉費 ※保育分野	80,193	○	4 港湾費	4,853	○	17 配当割交付金	762	
4 生活保護費	40,158	○	5 都市計画費	43,956	○	18 株式等譲渡所得割交付金	1,209	
5 災害救助費	13,680	○	6 住宅費	11,961	○	19 地方消費税交付金	12,547	
4 衛生費	61,616	○	7 空港費	408	○	20 コルフ場利用税交付金	350	
1 公衆衛生費	37,791	○	9 消防費	20,746	○	21 特別地方消費税交付金	0	
2 結核対策費	188	○	10 警察費	30,965	○	22 自動車取得税交付金	1,374	
3 保健所費	1,995	○	11 教育費	161,753		23 軽油引取税交付金	1,280	
4 清掃費	21,641	○	1 教育総務費	28,428		24 特別区財政調整交付金	9,361	
5 労働費	7,134		2 小学校費	47,067	○	歳出合計	1,049,133	
1 失業対策費	1,135		3 中学校費	27,839	○	対象=○のみ合計	729,928	
2 その他	5,999		4 高等学校費	21,217	○			
			5 大学費	2,081	○			
			6 社会教育費	11,632	○			
			7 保健体育費・給食費	13,038	○			
			8 その他	10,452	○			

出所) ※1)総務省『平成25年度地方財政統計年報(団体別・目的別歳出決算)』(平成27年)  
※2)事業者ヒアリングを基にNRH推定

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考5-1:エネルギー分野 効果推計を行った制度利用案件一覧

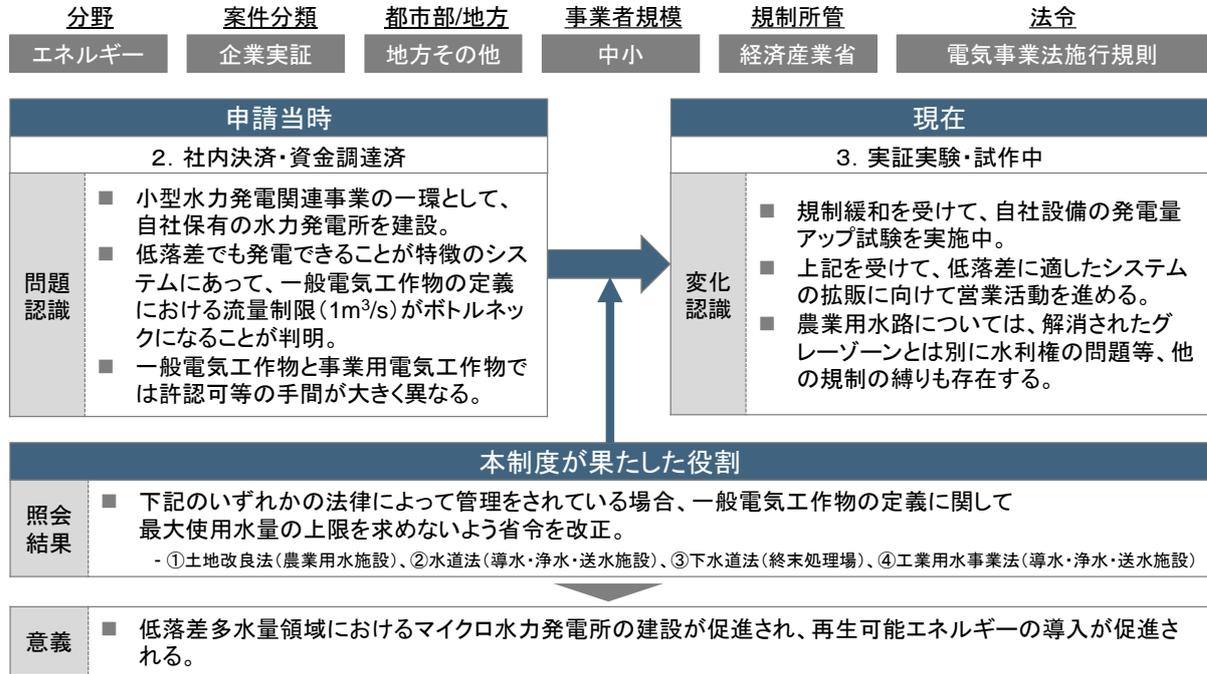
企業名	売上増効果ポテンシャル(年額換算)			間接(他市場展開)			コスト減効果ポテンシャル(年額換算)			社会的効果(年額換算)		
	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳算定式
事業者(40)	既設発電所の発電量増加(25kW)低落差領域における水力発電の新設(7,000kW)	10.6	①既設発電所の発電量増加 34円/kWh×25kW×24h×365日 ×95% 25kWの発電量アップによる売上増を、発電効率95%、1kWh当たり売電価格を34円として推計。設備改修費用はからない想定。 ②発電所新設 300万円/kW×7,000kW÷20年 新たに農業用水路で5,500kW、下水道で1,000kW、工業用水道で500kWの発電所が新設されることを想定。kW当たり設備価格300万円、20年に1度のサイクルで設備が入れ替わると仮定して推計。	-	-	-	新設発電所における主任電気技術士の委託費用削減(年50時間)	2.9	①新設発電所における主任電気技術士の委託費用削減 7,000kW÷18kW/台×48万円/年・台 1台当たり48万円/年の委託費用が削減されると推計。 ②保安規定策定・報告業務人件費の削減 7,000kW÷18kW/台×50h/年・台×5,000円/h 1台当たり年間50時間(人件費は5,000円/hと想定)の業務が削減されると推計。	-	-	-
事業者(41)	富農型太陽光発電設備の売上	500.0	事業者推計の市場規模(125MW、500億円) 従来型では設置できない場所を導入する技術であり、通常の太陽光発電事業とは相殺は発生しないと想定。	農家の売電収入	20.3	45.6万円/kW×(125MW÷28.1kW) 設備容量が28.1kWの時、売電収入(売電収益-償却費)が45.6万円になる、という事業者想定モデルケースを踏まえ、比をとって推計。	-	-	-	-	-	-
事業者(42)	-	-	(事業化断念につき効果無し)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業者(43)	-	-	(事業化断念につき効果無し)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※黄色にハイライトした案件は別途詳細な効果推計を実施

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

## 参考5-2:エネルギー分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(40)

## 1)制度活用の概要



2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

## 参考5-2:エネルギー分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(40)

## 2)効果推計結果

- 一般電気工作物の要件が緩和されたことにより、①要件に合わせて出力を抑えていた既設発電所の発電量アップ、②新たな水力発電所の建設促進、の2つの効果が期待される。

売上増の効果	非金銭的な効果
<p>(直接効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国の既設発電所の発電量増による売電収入増 7百万円/年 (34円/kWh × 25kW × 24h × 365日 × 95%)</li> <li>低落差、多流量領域の発電所の新設売上増 1,050百万円/年 (300万円/kW × 7,000kW ÷ 20年(※)) <small>※7,000kWのポテンシャルが発揮され、耐用年数(20年間)のサイクルで設備が入れ替わる状況を想定。</small></li> </ul>	<p>(間接的に売上増に繋がるもの)</p> <p>【信用・PR強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>問い合わせの増加</li> </ul> <p>【質向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地産地消エネルギーの増加によるセキュリティの向上</li> </ul> <p>【連携機会獲得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水力発電機事業への波及(設備受注、メンテ受注増)</li> </ul>
<p>コスト減の効果</p> <p>(事業主体効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低落差、高水量領域の発電所における、一般電気工作物と認められることによる建設・管理コストの低減 <ul style="list-style-type: none"> <li>電気主任技術士委託費 187百万円/年(4万円/月・台、7,000kW、389カ所で上記が削減される想定)</li> <li>保安規定策定、点検報告業務 97百万円/年(50時間/年・台、7,000kW、389カ所で上記が削減される想定)</li> </ul> </li> </ul>	<p>(間接的にコスト減に繋がるもの)</p> <p>【折衝負荷軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備新設・増設時の手続き軽減</li> </ul> <p>【信用・PR強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業性の向上による資金調達コストの削減</li> </ul>

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

**参考5-2:エネルギー分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(40)**  
**2)効果推計結果(推計根拠の補足:本則改正となった内容)**

■ 本則改正となった結果、申請の対象であった農業用水路以外にも、上水、下水、工業用水について、流量の規制緩和が行われた。

一般電気工作物の定義		一般用電気工作物とされた場合 免除される手続き例
改正前	改正後	
a) 出力が20kW未満 b) 最大使用水量が1m <sup>3</sup> /s未満 c) ダムを有さない	<b>【必須】</b> a) 出力が20kW未満  <b>【いずれか一方】</b> b) 最大使用水量が1m <sup>3</sup> /s未満、かつダムを有さない  <b>c) 下記に該当する場合</b> - 土地改良法:農業用水施設 - 水道法:導水・浄水・送水施設 - 下水道法:終末処理場 - 工業用水事業法:導水・浄水・送水施設	(電気事業法関連手続き) ✓ 保安規程の届出(法第42条第1項) ✓ 主任技術者の選任(法第43条第1項) ✓ 工事の計画の届出(一定規模以上の事業用電気工作物のみ。法第48条第1項)等

c)に該当する場所での小水力発電について、1m<sup>3</sup>/sの流量制限がなくなることによって  
 ①既存事業者において出力を制限している事業者の発電量アップ →効果①  
 ②低落差・多流量の領域における一般電工作物としての新規参入 →効果②

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

**参考5-2:エネルギー分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(40)**  
**2)効果推計結果(推計根拠の補足:規制緩和の効果が生まれる領域)**

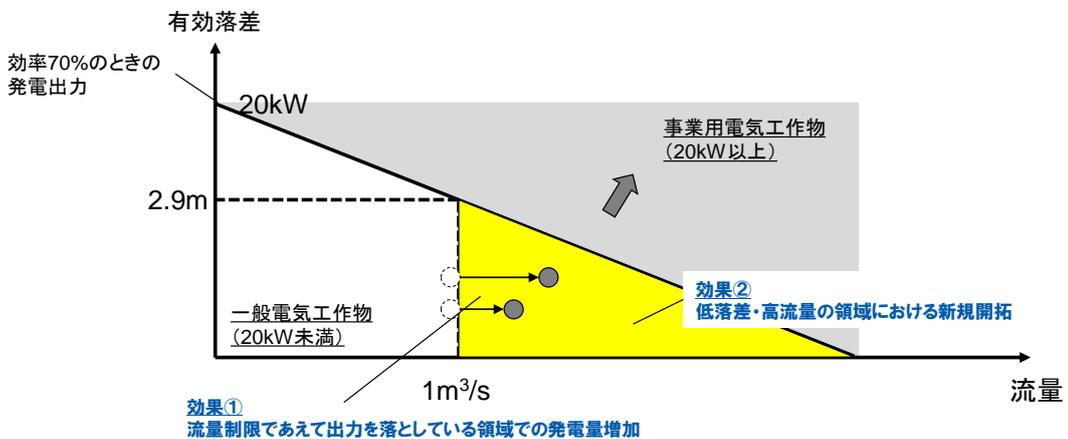
■ 本制度による法改正は、低落差・多流量の水路利用領域で恩恵が得られ、既存発電所の発電量アップ(効果①)と、新規発電所建設の促進(効果②)が見込まれる。

**発電出力(kW)=9.8 × 最大流量(m<sup>3</sup>/s) × 有効落差(m) × 発電効率(%) (※1)**

・9.8:係数(重力加速度×水の密度)  
 ・有効落差=総落差-損失落差  
 ・発電効率=水車効率×発電機効率×増速機効率など、60~85%程度

→最大流量が1m<sup>3</sup>/sを超え、かつ出力が20kW未満である場合、  
 有効落差は2.9m未満の領域(発電効率70%と仮定)

流量と有効落差からみる、規制改革の恩恵を受ける領域



出所) ※1) 経済産業省『中小水力発電計画導入の手引き概要版』(平成26年)

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

**参考5-2:エネルギー分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(40)**  
**2)効果推計結果(推計根拠の補足:規制緩和の効果が生まれる領域 効果①既設発電所)**

- 効果①)既設の20kW未満の発電所はそもそも数が少ない。  
 →改めて流量を落としていると思われるケースは5カ所(下表黄色着色部分)のため、25kWの出力増加を想定した。

全国小水力利用推進協議会が把握している20kW未満の水力発電所(25件)(※1)

発電所名	使用水路	最大使用水量 (m3/s)	有効落差 (m)	出力 (kW)	FIT認定	用途
上高地山岳研究所ミニ水力発電所 1kW (長野県)	河川	5	46	1	無	自家発電
マイクロ水力発電システム(NHK福岡) 9kW (福岡県)	ビル内循環水	3.2	28	9	-	-
波田水車発電所 1kW (長野県)	河川	2,452	0.5	1	無	全量売電
川崎市入江崎水処理センター小水力発電設備 14kW (神奈川県)	下水処理水	1,365	1.4	14	-	自家発電
家中川小水力市民発電所「元気くん2号」19kW (山梨県)	河川	0.99	3.5	19	有	余剰売電
家中川小水力市民発電所「元気くん3号」7.3kW (山梨県)	河川	0.99	1	7.3	有	余剰売電
中央浄化センター 9.9kW (愛媛県)	下水処理水	0.928	1.7	9.9	不明	不明
小矢部川流域下水道二上浄化センター小水力発電施設 10kW (富山県)	下水処理水	0.85	2.03	10	無	自家発電
常西公園小水力発電所 9.9kW (富山県)	農業用水路	0.8	2	9.9	有	全量売電
明治百年記念公園小水力発電所 9.9kW (岩手県)	農業用水路	0.8	2	9.9	有	全量売電
宮地発電所 3kW (熊本県)	農業用水路	0.73	0.8	3	有	全量売電
合資会社嵐山保善会水力発電所 5.5kW (京都府)	河川	0.55	1.74	5.5	有	余剰売電
赤坂発電所 4.7kW (岩手県)	河川	0.414	2.1	4.7	有	全量売電
小野田発電所 3.3kW (熊本県)	農業用水路	0.4	1.3	3.3	有	全量売電
雫水山発電所 9.9kW (新潟県)	用水路	0.314	6.34	9.9	有	全量売電
川上ミニ水力発電所 0.3kW (長野県)	堰	0.2	0.45	0.3	無	自家発電
矢倉沢浄水場小水力発電所 18.5kW (神奈川県)	河川	0.179	11	18.5	有	余剰売電
佐兵衛井沼発電所 1kW (長野県)	農業用水路	0.13	1	1	不明	不明
駒沢ミニ水力発電所 0.8kW (長野県)	堰	0.13	1.2	0.8	無	自家発電
剣沢ダム発電所 4.2kW (長野県)	発電所用水	0.11	6.59	4.2	-	自家発電
幸野満発電所 6.7kW (熊本県)	農業用水路	0.105	10	6.7	有	全量売電
コラミニ水力発電所 0.7kW (長野県)	河川	0.08	3	0.7	無	自家発電
マイクロ水力発電システム(NHK) 7kW (東京都)	ビル内循環水	0.0445	33.58	7	-	-
伊那市役所せせらぎ水路発電所 0.2kW (長野県)	地下水	0.035	1.3	0.2	不明	不明
長谷中山集落発電所 0.2kW (長野県)	用水路	0.006	6.3	0.2	不明	不明

出所) ※1) 全国小水力利用推進協議会『小水力発電データベース』(平成27年11月1日参照 [http://j-water.org/db\\_form/](http://j-water.org/db_form/))

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

**参考5-2:エネルギー分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(40)**  
**2)効果推計結果(推計根拠の補足:規制緩和の効果が生まれる領域 効果②新設発電所)**

- 効果②)低落差多流量という領域の適性を考えると、下水道が最も適性が高い。  
 →それぞれの未開発ポテンシャルに推計開発率を乗じ、開発容量を7,000kWと推計した。

規制改革により促進する水力発電所開発容量の試算

属性	特徴	未開発ポテンシャル	推計開発率	推計開発容量
①農業用水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 低落差領域が多い</li> <li>✓ 水利権の問題で、十分に流量が取れない場合がある</li> </ul>	約22,000kW - 落差1.5m以上:約8,000kW(※1) - 落差1.5m未満:約14,000kW(※2)	25%	約5,500kW
②下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 低落差領域が多い</li> <li>✓ 流量は安定している</li> </ul>	約2,000kW(※1)	50%	約1,000kW
③工業用水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 低落差領域は①②よりは少ない</li> </ul>	約2,000kW(※1)	25%	約500kW
④上水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 落差が10m以上取れることが多い</li> <li>✓ 水質汚染リスクを鑑みると、水力発電所の設置を提案し難い。</li> </ul>	約18,000kW(※1)	0%	-



**一般電気工作物(20kW未満)の水力発電所の新設を約7,000kW誘発する**

出所) ※1) (財)新エネルギー財団『未利用落差発電包蔵水力調査』(平成21年)  
 ※2) 野村アグリプランニング&アドバイザー㈱『農業用水を活用した小水力発電可能性調査』(平成23年)

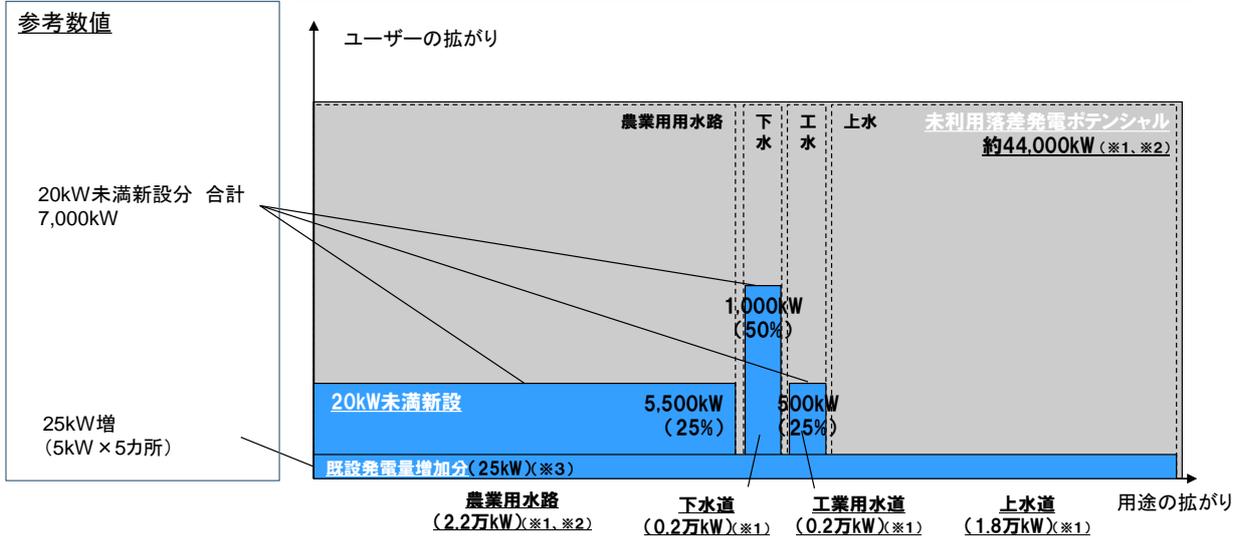
2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考5-2:エネルギー分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(40)  
3)対象市場の拡がりに関する考え方

■ 既設、新設を合わせると、7,025kWの発電容量が増加すると推計される。

凡例  
実績  
直接効果  
間接効果  
効果に含まず

中小水力発電の設備導入ポテンシャル



出所) ※1) (財)新エネルギー財団『未利用落差発電可能水力調査』(平成21年)  
※2) 野村アグリプランニング&アドバイザー㈱『農業用水を活用した小水力発電可能性調査』(平成23年)  
※3) 全国小水力利用推進協議会『小水力発電データベース』(平成27年11月1日参照 [http://j-water.org/db\\_form/](http://j-water.org/db_form/))

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

参考6-1:産業保安分野 効果推計を行った制度利用案件一覧(1/2)

企業名	売上増効果ポテンシャル(年額換算)						コスト減効果ポテンシャル(年額換算)					
	直接(同業他社含む)			間接(他市場展開)			事業主体効果(年額換算)			社会的効果(年額換算)		
	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式
事業者(44)	溶剤脱水装置の販売数増	142.5	1,000万円/台 × 11,400台 ÷ 8年 装置1台の価格を1,000万円と想定。 販売台数はPV法代替可能溶剤量82万円÷ 設備1台当たり処理量720年・台で推計。 化学工業用設備の耐用年数(8年)毎に購入 されるものと想定。	-	-	-	装置の安全試験費用が不要になること によるイニシャルコスト減	71.3	500万円/台 × 11,400台 ÷ 8年 制度利用により破壊試験が不要になったことで、製造原価が半減する想定。 制度利用前は、1,000万円の装置を2台製造して1台を破壊試験にかけることを想定していたため、製造原価率を50%とすると、製造原価は1,000万円/台。これが500万円/台になると想定。	溶剤ユーザーの溶剤購入コストの削減	134.3	82万円 × 22.5万円/台 ÷ 8年 × 11,400台 PV法代替可能溶剤量82万円について、単価22.5万円/年で購入しているものが、装置の活用によって15%削減される(4年程度で装置コストを回収できるレベルを仮定)と想定。 機器償却費を1,000万円/台 ÷ 8年として、機器台数11,400台分の償却費を差し引いてコスト減効果を推計。
事業者(45) 事業者(46) 事業者(47) 事業者(48)	国内における半導体製造等に用いる高純度ガス容器の非破壊検査市場	10.0	事業者推計	-	-	-	大型容器の導入と容器検査の効率化によるランニングコストの削減	6.3	1.26億円/年 ÷ 20% 事業者のコスト減効果は1.26億円。(事業者推計) 事業者シェア20%程度としたとき、その5倍の効果が発現すると推計。	-	-	-
事業者(49)	-	-	(專業化断念につき効果なし、直接的に売上増につながるものではない)	-	-	-	年間輸入量1トン以下の中間物輸入・製造に関して、申請手続きの簡素化	1.6	10日/件 × (1 - 1/10) × 5,000円/h × 7h × 500件/年 平成26年度の半年で124件の実績あり。更に認知度が上がれば年間500件程度の申請が起きることを想定(※1)。 申請にかかる工数が10日間から2日間に減少し、また毎年度の確認が不要になるため、数量増加等が2年に一度程度発生するとして、全体で1/10の手続き負担になると想定。(1日7h、人件費は5,000円/hと想定)	-	-	-

出所) ※1) 経済産業省『化審法の施行状況(平成26年度)』(平成27年)よりNRI推計

※黄色にハイライトした案件は別途詳細な効果推計を実施

## 2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

## 参考6-1:産業保安分野 効果推計を行った制度利用案件一覧(2/2)

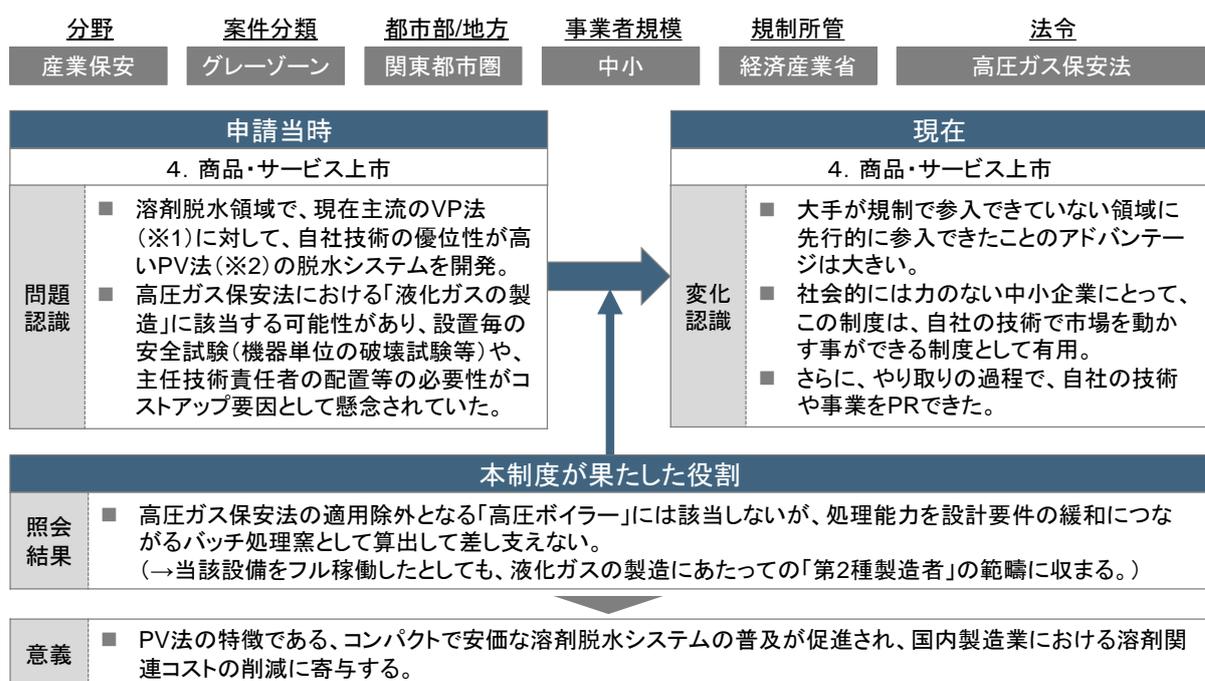
企業名	売上増効果ポテンシャル(年額換算)				コスト減効果ポテンシャル(年額換算)				社会的効果(年額換算)			
	直接(同業他社含む)		間接(他市場展開)		事業主体効果(年額換算)		社会的効果(年額換算)		事業主体効果(年額換算)		社会的効果(年額換算)	
	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式
事業者(50)	-	-	(事業化断念につき効果なし、直接的に売上増につながるものではない)	-	-	-	-	-	(本案件と事業者(49)の申請の両方に対して、事務手続きの簡素化の通知がなされたため、本件効果は算出せず。)	-	-	-
事業者(51)	スキー用エアバック付きバッグの国内市場拡大	6.0	15万円/人×2万人÷5年 単価15万円で、深山部でスキーをする層10万人(事業者推計)において、20%程度を購入し、5年に1度程度買い換えることを想定。自社以外も輸入・販売等を実施することを想定。 ※利用者の購入手続き簡素化による需要喚起は購入率に包含。	-	-	-	商品保管用の火薬保管庫レンタル費 店舗側の火薬取扱法対応に係る事務作業(輸入、販売、保管等)	0.5	①火薬保管庫レンタル費 12万円/年・店×100店 1店舗当たりの火薬保管庫レンタル費12万円/年(事業者推計)が、全国100店舗において削減されるとして推計。 ②火薬類取締法対応にかかる手続き 36万円/年・店×100店 1店舗当たり8h/月から2h/月に手続き時間が短縮される(事業者推計、人件費は5,000円/hと想定)として推計。	(エンドユーザーの許可手続きの簡素化)	-	(売上増効果に反映)
事業者(52) 事業者(53)	開放検査によりラインを停止することに伴う機会損失の回避	15.5	1,700億円/年×(3日÷330日) 売上目標1,700億円に対して、稼働日数330日、3日間停止することを想定。 化学プラントにおける事業統合は、石油化学に限定してもほぼ毎年起こっており、毎年同程度の制度活用があることを想定。	-	-	-	新しい事業体発足直後に開放検査を実施しなければならぬ場合の対応コスト	0.4	300人×7h/日×3日/年×5,000円/h・人 従業員300人が1年に1回、3日間(1日7h、人件費は5,000円/hと想定)、開放検査に対応することを想定(※1)。	-	-	-
事業者(54)	火災報知器向けプラスチックカバーの売上	0.3	事業者推計(老人福祉施設への販売を想定)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出所) ※1)該当する工場の従業員数よりNRI推計

## 2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

## 参考6-2:産業保安分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(44)

## 1)制度活用の概要



※1) VP法: 蒸気透過法(Vapor Permeation)の略語であり、比較的含有水分が多い溶剤の脱水処理に用いられる手法。設備は比較的大型になる。  
 ※2) PV法: 浸透気化法(Pervaporation)の略語であり、比較的含有水分が少ない溶剤の脱水処理に用いられる手法。設備は比較的小型になる。

## 2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

## 参考6-2:産業保安分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(44)

## 2)効果推計結果

- 申請事業者が製造する設備の販売増に加えて、ユーザーがオンサイトで溶剤リサイクルが可能になることによるコスト減効果も期待される。

## 売上増効果ポテンシャル(年額換算)

## (直接効果)

- 分離装置の販売台数増加  
14,250百万円/年  
- 対象溶剂量82万t/年  
- 処理能力:72t/年・台  
- 販売台数:1,425台:  
- 販売価格:10百万円/台  
- 耐用年数:8年  
- シェア:20%+他社が80%程度算入してくることを想定。

## コスト減効果ポテンシャル(年額換算)

## (事業主体効果)

- ①装置原価の半減:  
7,125百万円/年  
(破壊試験の省略)  
制度利用により破壊試験が不要となることを確認したことで、破壊試験用の装置を製造する必要がなくなったため、製造原価が半減。  
  
- 製造原価率:50%  
- 制度利用前原価:10百万円/台  
- 制度利用後原価:5百万円/台  
- 5百万円×11,400台÷8年

## (社会的効果)

- ②ユーザーの購入コスト減:  
13,425百万円/年  
(溶剤処理コスト減)  
- 82万t/年×22.5万円×15%  
- 溶剤平均単価:22.5万円/t  
- コスト減率:15%  
- 機器償却費:1,000万円/台÷8年

## 非金銭的な効果

## (間接的に売上増に繋がるもの)

## 【信用・PR強化】

- 化学メーカーへの広報効果
- 補助金等の申請時の信頼度向上

## (間接的にコスト減に繋がるもの)

## 【その他】

- PV法によるオンサイトリサイクルが普及することによるCO<sub>2</sub>排出量削減、産業廃棄物削減

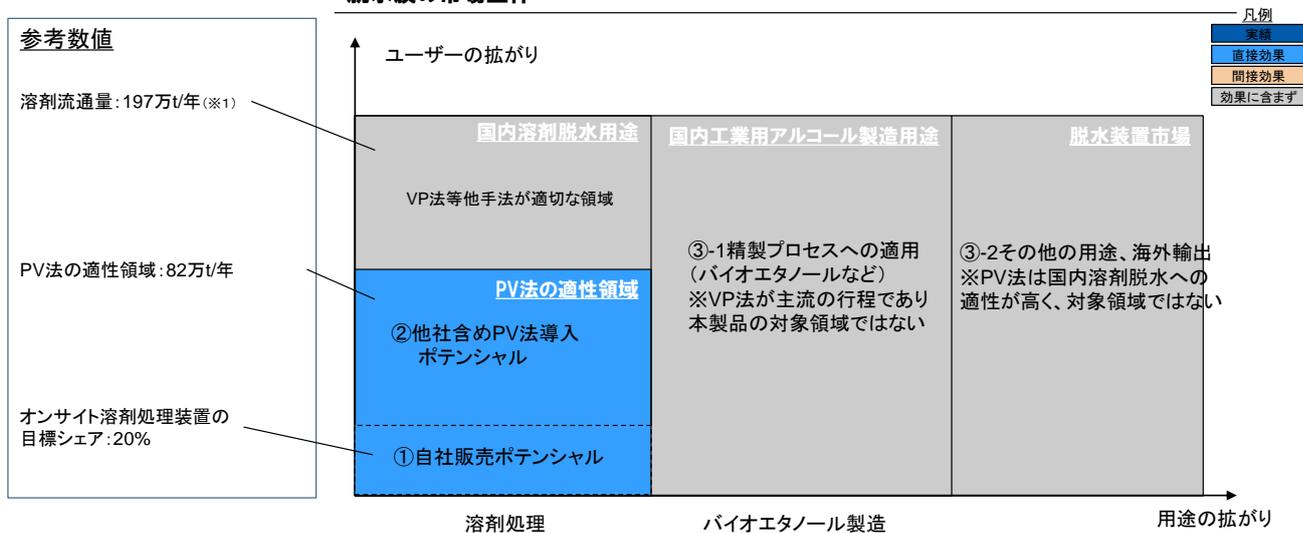
## 2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

## 参考6-2:産業保安分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(44)

## 3)対象市場の拡がりに関する考え方

- 国内溶剤脱水用途のうち、PV法による溶剤脱水システムが適用可能な範囲を82万t/年と推計した。
  - 国内での溶剤流通量は197万t/年程度。大型プラントでの脱水等、VP法やそれ以外の手法での脱水に適性がある領域がある。
- 当該膜技術のもう一つの主な用途として、工業アルコール製造用途があるが、当該領域はVP法に適性があるため、制度利用効果は波及しない。
- 事業者が製造・販売するPV法の溶剤脱水システムは、国内の中小工場等でオンサイト処置を行う用途に適性が高く、制度利用による海外輸出量の増加に関する効果は検討しない。

## 脱水膜の市場全体

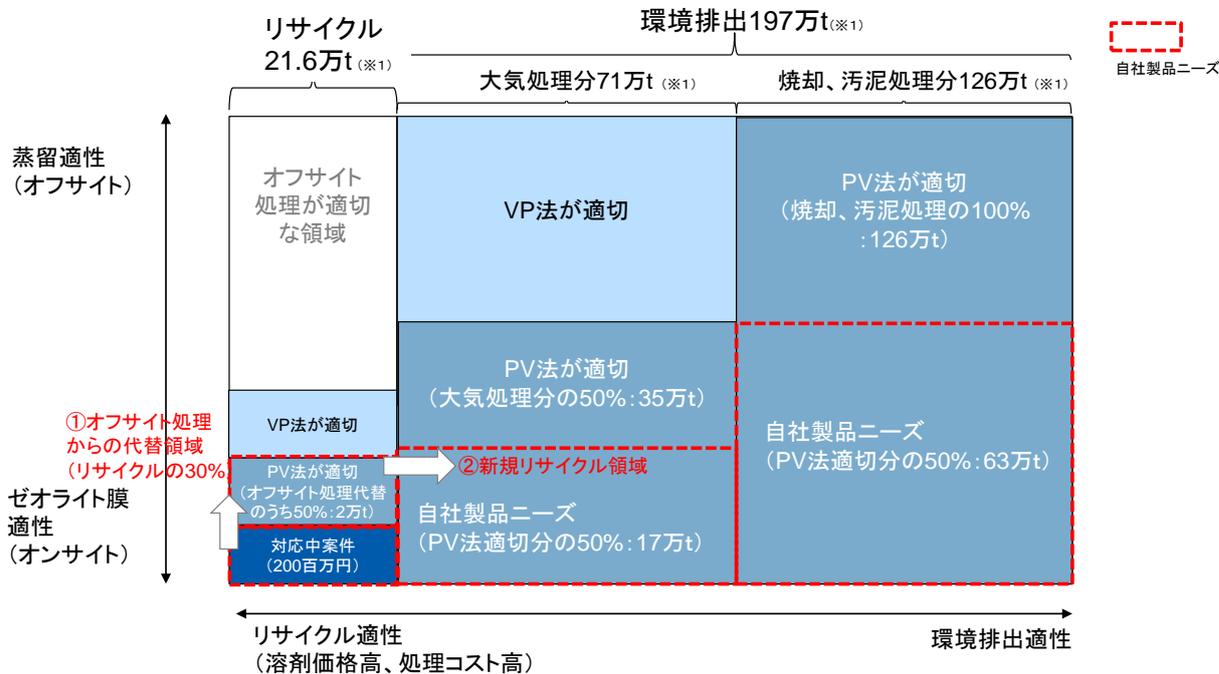


出所) ※1)日本溶剤リサイクル工業会『国内の溶剤マスマランス』(平成27年10月7日参照 <http://www.solvent-recycle.com/aboutus/au03.html>)

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

**参考6-2:産業保安分野 効果推計にあたってヒアリングを実施した案件①:事業者(44)**  
**3)対象市場の拡がりに関する考え方(補足:PV法による溶剤脱水システムが適用可能な範囲)**

- PV法が適切な領域のうち、50%が本制度を活用した設備の導入ポテンシャルと推計。
- ①オフサイト処理からの代替領域(2t/年)、②環境排出分の新規リサイクル(80万t/年)の合計82万t/年を市場規模として推計。



出所) ※1) 日本溶剤リサイクル工業会『国内の溶剤マスマランス』(平成27年10月7日参照 <http://www.solvent-recycle.com/aboutus/au03.html>)

2. 本制度による効果推計 参考)個別データ

**参考7:データ活用分野 効果推計を行った制度利用案件一覧**

企業名	売上増効果ポテンシャル(年額換算)						コスト減効果ポテンシャル(年額換算)					
	直接(同業他社含む)			間接(他市場展開)			事業主体効果(年額換算)			社会的効果(年額換算)		
	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳算定式	展開項目	金額(億円)	内訳、算定式	展開項目	金額(億円)	内訳算定式
事業者(55)	位置情報サービスの販売	2.0	事業者推計 (500万円/年・ライセンス×40ライセンス)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業者(56)	会員会費	0.1	①幹事会員 年会費60万円/年・団体×12団体 ②一般会員(法人) 年会費5万円/年・団体×15団体 ③一般会員(個人) 年会費1万円/年・人×10名	-	-	-	-	-	-	(会員企業が公共測量成果を活用して、自社地図情報の更新にかかるコストを削減する。)	-	(信頼性のあるデータが取得できないため、定量化は行わない。)
事業者(57)	AIS情報提供サービス一次展開売上	2.2	6,000円/月・ユーザー×3,000ユーザー×12ヶ月 事業者実績として月額6,000円のサービスを100ユーザーに提供中。内航船舶3,000隻が市場となると事業者推計。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## **3. 本制度の課題分析**

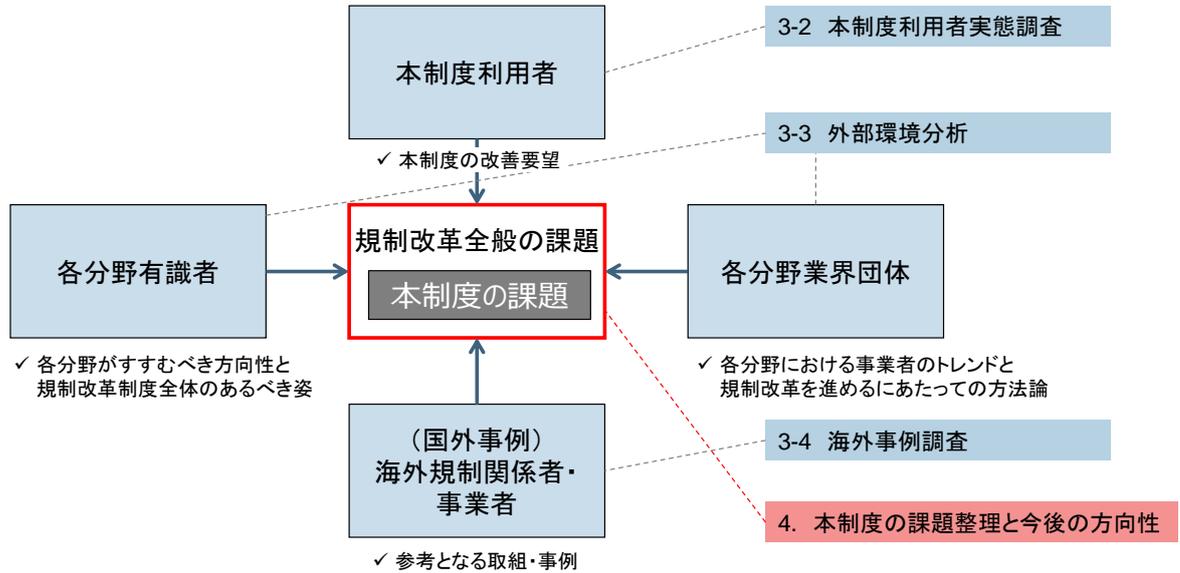
---

- 3-1. 本制度の課題整理の流れ
- 3-2. 本制度利用者実態調査結果
- 3-3. 外部環境分析結果
- 3-4. 海外事例調査結果

3. 本制度の課題分析

3-1. 本制度の課題整理の流れ

- 規制改革全般の課題および本制度に係る課題整理を行うため、①本制度利用者、②有識者、③業界団体、④海外規制関係者・事業者と、4者の異なる視点からのインプットを基に、規制改革全般の課題を多角的に分析した。



本制度の課題分析

3-2. 本制度利用者アンケートの概要

- アンケートは以下の項目にて行った。

活用するデータ	アンケート調査結果項目	目的
件数(定量)	1. 企業規模別件数	本制度利用の実態を把握
	2. 地域別件数	
	3. 事業進捗に関する寄与(寄与ポイント)	事業の現場における本制度の役割と課題を把握
	4. 事業進捗に関する寄与(事業停滞理由)	
	5. 事業進捗に対する寄与(事業停滞・詳細)	
	6. 本制度利用による想定外のデメリット	
コメント(定性)	7. 本制度利用にあたっての満足度(事前～申請)	制度運用上の改善点を把握
	8. 本制度利用にあたっての満足度(申請～回答)	
	9. 改善要望、制度への期待等	

### 3. 本制度の課題分析

#### 3-2. 本制度利用実態調査結果:調査方法

- 平成27年9月末での制度利用案件52件を対象に、制度利用者実態調査を実施した。

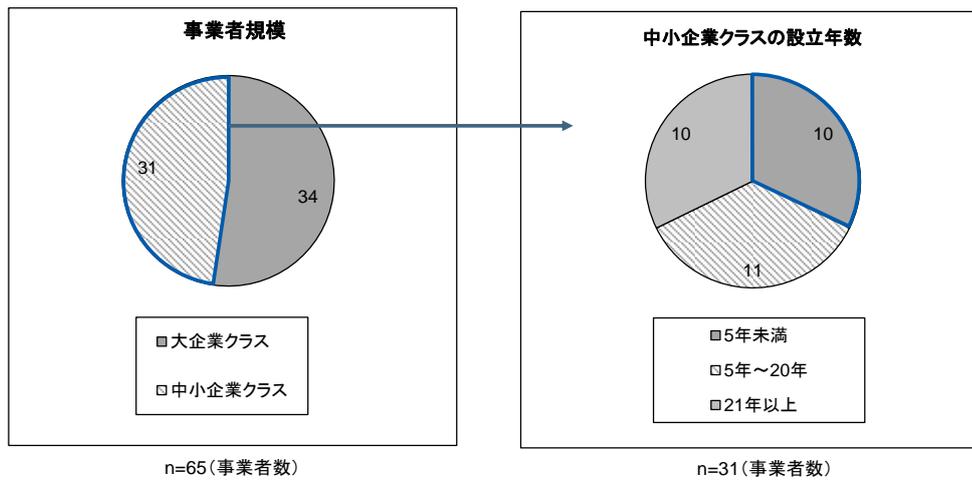
##### アンケート調査

対象	・制度利用案件52件(平成27年9月末)
期間	・平成27年9月～10月
方法	(実施方法) ・メール、及び郵送によるアンケート配布 (選択、及び自由記述方式)  (質問内容) ・新事業活動の進捗 ・新事業活動の実績と目標 ・進捗・停滞の理由 ・制度への満足度 等

### 3. 本制度の課題分析

#### 3-2. 本制度利用者アンケート調査結果:企業規模別件数

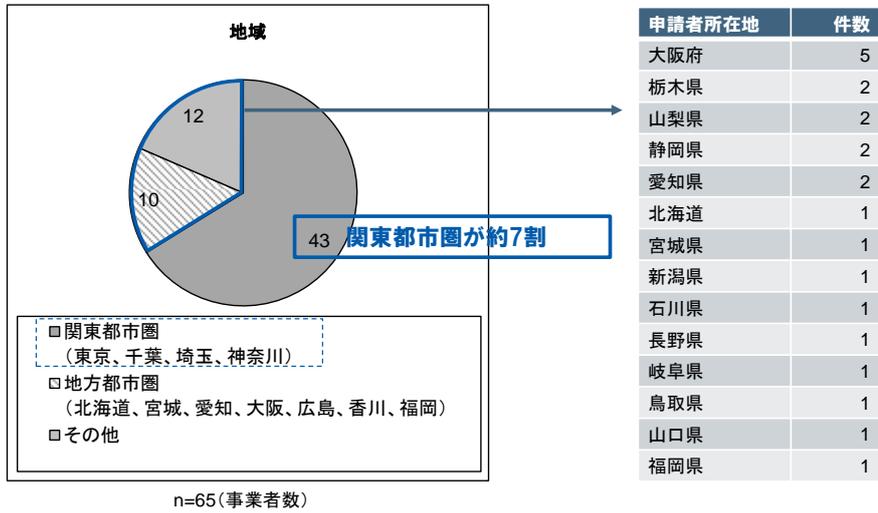
- 大企業クラス、中小企業クラスのいずれからも申請はあったものの、事業者数比率からするとまだ中小企業クラスの申請は少ない。
- 比較的設立間もないスタートアップ企業からの申請も含まれる。
  - 特に健康、地域資源活用、データ活用分野で新技術・サービスを生み出しているスタートアップ企業から申請を受けている。



3. 本制度の課題分析

3-2. 本制度利用者アンケート調査結果:地域別件数

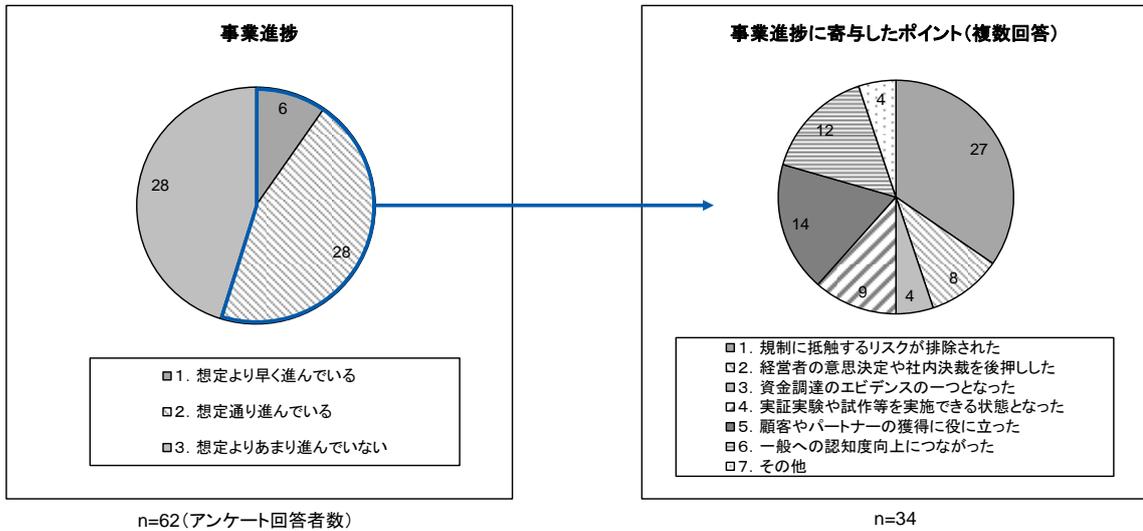
■ 全国都市圏別の事業者数の割合と同様に、申請数においても関東都市圏の事業者数が約7割を占めた。



3. 本制度の課題分析

3-2. 本制度利用者アンケート調査結果:事業進捗に対する寄与(寄与ポイント)

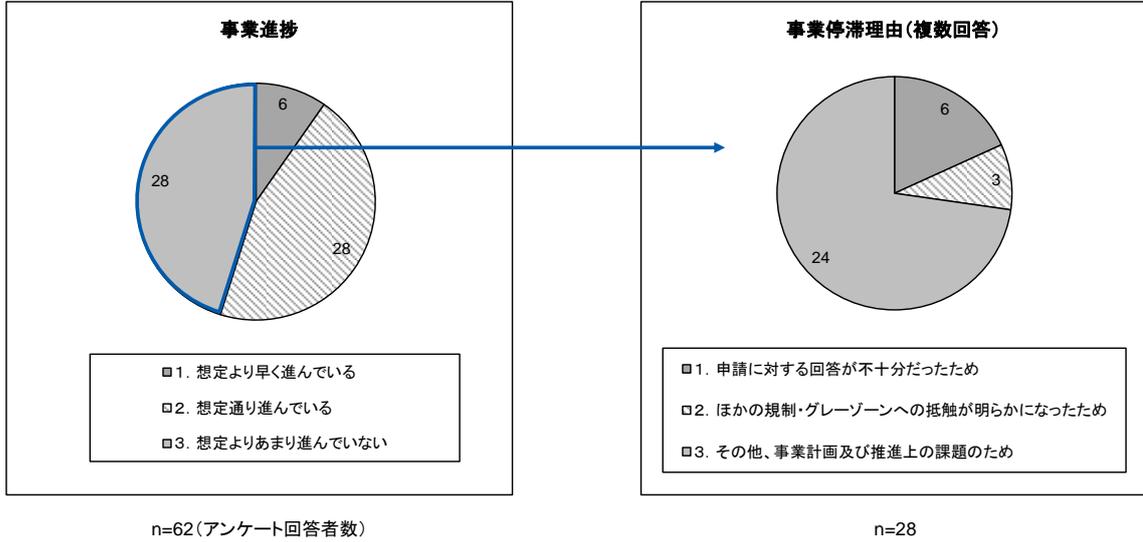
- 6割弱の案件について、想定通り、あるいは想定以上に事業が進んでいる。
- 事業進捗への寄与ポイントとしては、事業本格化の社内後押し(右図1~2)、事業本格化の社外後押し(右図3~4)、顧客・パートナーの獲得(右図5~6)に大きく分けられる。
  - 特に「規制に抵触するリスクの排除」や「顧客やパートナーの獲得に役に立った」という回答が多く得られた。
  - 他にも、「関係者の士気が高まった」、「顧客に対し正しい説明ができるようになった」といった回答が得られた。



3. 本制度の課題分析

3-2. 本制度利用者アンケート調査結果:事業進捗に対する寄与(事業停滞理由)

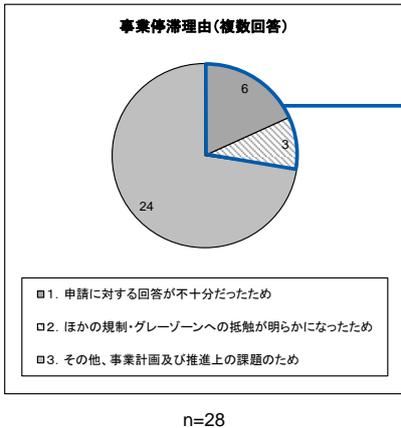
- 事業が想定より進んでいない案件については、約7割がその他事業上の課題により停滞している。
- 想定よりあまり進んでいない案件のうち約3割は、本制度の回答、及び他規制等によって事業が停滞している。



3. 本制度の課題分析

3-2. 本制度利用者アンケート調査結果:事業進捗に対する寄与(事業停滞・詳細)

- 本制度の回答、及び他規制等によって事業が停滞している案件については、制度活用の結果、さらに論点が明確となり再度の調整が必要となったケースが考えられる。



「1. 申請に対する回答が不十分であったため」を選択した案件例

回答内容上の問題	補足
回答内容の中で触れられていた前提条件について、改めて、地方自治体より規制に抵触する可能性を指摘された。	回答内容を踏まえて、自治体が運用を改めて示した結果、事業者がこれまで実施していた事業内容の一部が実施できなくなった事例。
厚生労働省がレセプトデータの情報共有に関して、情報漏えいの危険性について周知した影響もあり、保険者側及び企業の医療職が情報を共有することに消極的となっており、事業化がストップしている。	回答内容を踏まえ事業を実施するにあたり、行政側の業界向け指導内容とズレがあり、事業化に影響を与えてしまっている事例。

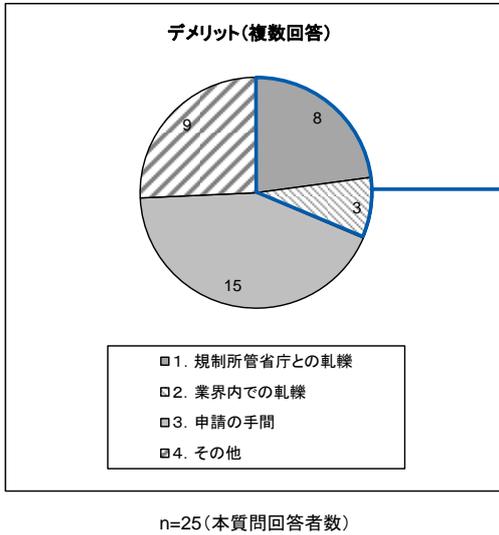
「2. ほかの規制・グレーゾーンへの抵触が明らかになったため」を選択した案件例

ほかの規制・グレーゾーンへの抵触の状況	補足
各自治体に配布されているガイドラインにおいて、「読み替え」の通知はでたものの、ガイドライン自体が更新されていない自治体が見られた。	回答内容が現場の運用ガイドラインに反映されるタイミングが遅れてしまった事例。
健康保険法(厚労省)上における医療保険適用については、適用外という明確な回答を制度活用により取得。その後、保険業法(金融庁)上の保険業に該当する可能性について論点が追加的に発生したため、規制所管省庁と相談することになった。	回答内容を踏まえ事業を実施するにあたり、新たなグレーゾーンが発生して追加的な対応(グレーゾーン解消制度の再度活用等)が発生した事例。
病院等におけるサービス提供については問題ない旨の回答を制度活用により取得。その後、サービスの実施場所として、病院以外のレンタルスペース等で実施することについてグレーゾーンの存在が確認されたため、再度制度活用により解消。	

3. 本制度の課題分析

3-2. 本制度利用者アンケート調査結果:本制度利用による想定外のデメリット

- 想定外のデメリットとして、「規制官庁との軋轢」や「業界内での軋轢」の発生がある。
- グレーゾーン解消後に、規制所管省庁・業界内でのフォローが必要とも考えられる。



■規制所管省庁との軋轢の例

- ・ グレーゾーン回答後、規制所管省庁・自治体・出先機関から注意喚起の声明が出された。
- ・ 規制所管省庁の事業に対する理解が得られず、コミュニケーションに労力がかかった。
- ・ 個別事業に対する回答のみで、新たな基準設置に踏み切る気のない姿勢に不満がある。

→制度利用の段階で関係者の特定・巻き込み方法の検討が必要

■業界内での軋轢の例

- ・ 既存事業者から否定的な意見をぶつけられた。
- ・ 業界団体から発行されるガイドラインは更新されていない。(別紙での通知のみでの対応となっている)

→利用者だけではなく、関係者も含めた周知方法の検討が必要

■その他の例

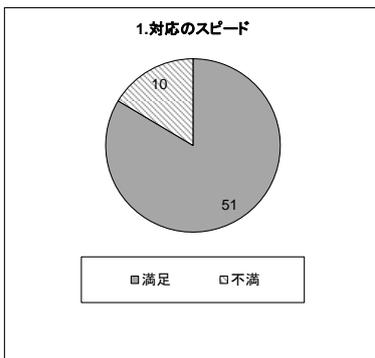
- ・ 規制所管省庁はじめ関係者が増えるため、新規事業ビジネススキームについての、情報の秘匿性を保つことに配慮が必要であった。
- ・ 本則改正になったことで、自社単独での優位性が確保できなかった。

→本則改正時においても優位性を担保する事業化の検討が必要

3. 本制度の課題分析

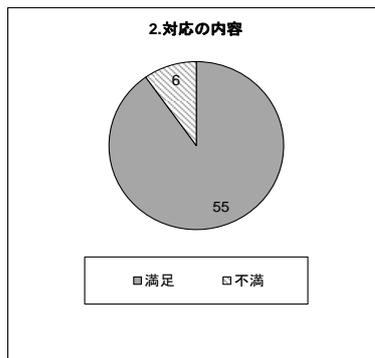
3-2. 本制度利用者アンケート調査結果:本制度利用にあたっての満足度(事前相談～申請)

- 概ね満足度は高いが、規制所管省庁との事前調整における時間と手間が負担になっているという回答が見られ、制度の特性上、口頭での綿密な協議・調整が不可欠であるため、特に地方事業者の負担感が大きくなっているものと考えられる。



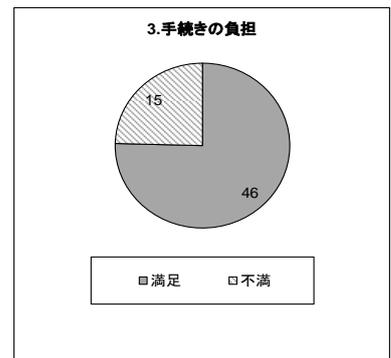
- (不満と回答した事業者のコメント例)
- ✓ スピードや負担の覚悟をしていたが、想像以上であった。
  - ✓ 法律論の調整に想定外の時間を要した。
  - ✓ 自社特有の仕組み等に理解を得られず、やり取りに時間と手間・労力を大いに費やした事。

n=61(本質問回答者数)



- (不満と回答した事業者のコメント例)
- ✓ 経済産業省の担当における対応スピードは速く、業務も密にフォローを頂けたと思うが、規制所管省庁との交渉に非常に時間がかかったことと、緩和条件が想定よりも自由度の低い内容であり、基礎自治体等との追加調整に負担が大きかった。

n=61(本質問回答者数)



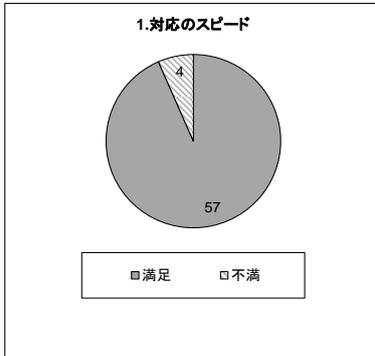
- (不満と回答した事業者のコメント例)
- ✓ 書類だけでは確認したいことの意図を伝えることが難しく、事業所管省庁との面談・相談を重ねて理解を得る必要があった。
  - ✓ 地方から事業所官省庁への訪問頻度が高くなり、多少負担はあった。
  - ✓ 実証については、時間、手間、コストなどのハードルがかなり高い。

n=61(本質問回答者数)

### 3. 本制度の課題分析

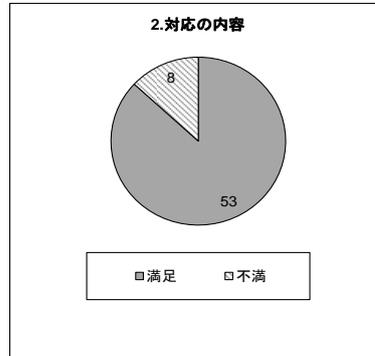
#### 3-2. 本制度利用者アンケート調査結果:本制度利用にあたっての満足度(申請～回答)

- 概ね満足度は高い中、利用者から見て、事業化に向けた前向きな調整が行われたと感じられない案件については不満が残る傾向がある。



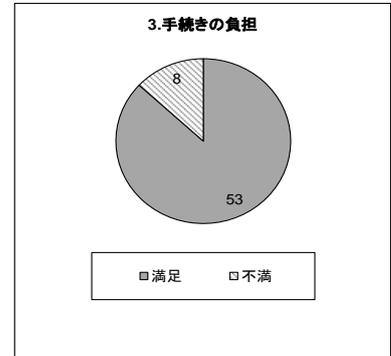
(不満と回答した事業者のコメント例)  
✓ 当初示された期間より、回答まで長期間に及んだ。

n=61(本質問回答者数)



(不満と回答した事業者のコメント例)  
✓ 規制所管省庁との調整にあたって、シロ口を付けるだけでなく、どのような安全措置を設ければシロ口になるかについて、規制所管省庁側も一緒に考えて欲しかった。

n=61(本質問回答者数)



(不満と回答した事業者のコメント例)  
✓ (特に無し)

n=61(本質問回答者数)

### 3. 本制度の課題分析

#### 3-2. 本制度利用者アンケート調査結果:改善要望、制度への期待等

- 改善要望として、地方自治体との調整や、他制度とのパッケージ化の必要性等に関する声を得られた。

##### (企業実証特例における先行者利益について)

- ✓ 制度利用の後追いが認められるのであれば、企業にとっては、相当の手間や時間をかけて企業実証特例制度の手続きを進め、自ら規制の壁を乗り越えようとする要因が働きにくいのではないかと考える。本制度利用の活性化には、先行して制度を活用することが企業にとってメリットとなるようなインセンティブの付与などの先行者利益を保证する仕組みが必要ではないか。

→事業者にとって制度活用をより効果的に活用できる仕組みの検討が必要

##### (申請の手間、コスト等について)

- ✓ 特例措置を講じるためには運用や管理の準備が必要である事は理解するが、時間、手間、コストなどのハードルがかなり高い。そのため制度利用の壁も高くなっていると感じる。

→事業者側の制度活用における心理的ハードルにおける検討が必要

##### (規制所管省庁の対応について)

- ✓ 規制所管省庁においても、申請を通さない前提ではなく、どのような安全策を設ければ通るのか一緒に考えていただけるような責任をもっていただきたいと考えている。
- ✓ 企業にとっては、自治体に頼らず規制緩和を通じた新しい取り組みにチャレンジできる制度であり、非常に期待度が高いが、規制元との交渉に際して有望な交渉力に乏しい面はある。
- ✓ 照会・回答後の規制所管省庁のトーンダウンが新事業にブレーキをかけている。全省庁統一した見解の元、グレーゾーン解消制度を活用し、産業界を活性化するようなプロモーションをして頂けると助かる。

→本制度を運用する上で、規制所管省庁側のインセンティブの検討が必要

### 3. 本制度の課題分析

#### 3-2. 本制度利用者アンケート調査結果:改善要望、制度への期待等

- 改善要望として、地方自治体との調整や、他制度とのパッケージ化の必要性等に関する声が得られた。

##### (地方自治体との調整について)

- ✓ 地方自治体は、時に昔の条例等の解釈が担当者や地域によって異なる事があるため、当方としては非常に混乱する。
- ✓ 申請を受理いただいた案件については、関係省庁より通知を各都道府県に流してほしい。
- ✓ 省庁レベルの大きな法律の緩和の後に、実際の運用に当たって基礎自治体の条例レベルでの緩和が同時に必要なケースにおいて、それらに対するフォローアップの仕組みがあると良いと感じた。

→制度利用の段階で関係者の特定・巻き込み方法の検討が必要

##### (周知の必要性について)

- ✓ 有用な制度と考えるが、まだ周知が十分で無いと思う。
- ✓ 制度の認知度を更に上げることが、取り組んでいる我々としてのPR効果の向上に繋がるため、認知度向上の取り組みをお願いしたい。
- ✓ 最初に相談した金融庁の担当者は、この制度を知らなかった。
- ✓ グレーゾーン解消制度そのものの一般認識が未だ大変低いと感じている。今後本制度の認知が進み、この制度の意義と回答書を獲得出来た事の優位性を対外的に示す事が出来れば、私共の新規事業を進める上での大きなチカラと後ろ盾と成って頂けるものと確信している。

→利用者だけではなく、関係者も含めた周知方法の検討が必要

##### (他制度とのパッケージ化の必要性について)

- ✓ 運転資金などの優遇貸付や助成、出資などのサポートも加わると、規制などの障害だけでなく、事業として重要な点をワンストップでスピーディーに解決でき、確実な事業化に繋がると思う。

→事業化支援や伴走支援の検討が必要

##### (法解釈についてのフォローアップの必要性について)

- ✓ 新規に事業を立ち上げる立場としては、最低限の知識習得だとは思いますが、回答内容が専門的過ぎて理解できなかった。法解釈等に関するアドバイスを簡易的に受けられる仕組みがあると、より、本制度を活用し易いと感じた。

→専門家等によるサポートの検討が必要

### 3. 本制度の課題分析

#### 3-2. 本制度利用実態調査結果:本章の結論

- 制度利用者実態調査結果から得られた示唆について、以下のようにまとめて整理を行った。

##### 事業者側の 課題

- ✓ 制度活用にあたり、規制所管省庁に対する心理的なハードルが存在している。
- ✓ 制度活用後に、既存事業者等からの圧力を受ける環境にある。

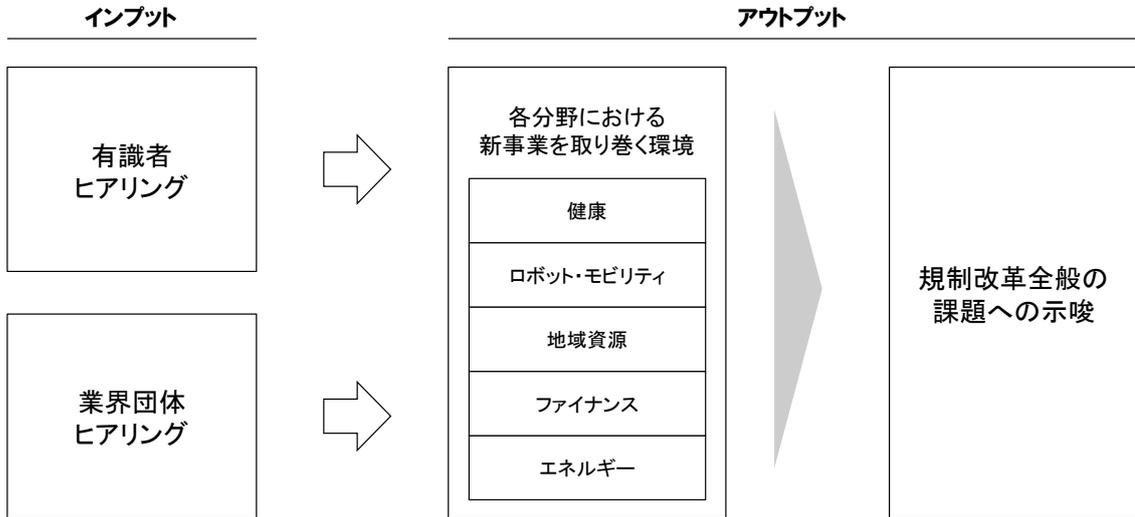
##### 省庁側の 課題

- ✓ 制度活用における調整スピードの更なる向上が求められる。
- ✓ 制度活用の際しての専門家によるサポート体制の整備が重要視されている。
- ✓ 制度周知が不十分ではないかとの意見があり、事業者への周知だけでなく、省庁、自治体への周知も求められている。
- ✓ 制度活用後に示された回答について、必要に応じて規制所管省庁から自治体や関係機関に通知する仕組みの構築が求められている。
- ✓ 制度活用事業に対して、助成や出資等の資金面のサポートが望まれている。

3. 本制度の課題分析

3-3. 外部環境分析結果:調査の目的

- 前節までの分析において、分野によって、本制度の利用実態や新事業の進捗状況が異なることが分かった。
- よって、本節においては、各分野の有識者及び各分野に関係する業界団体の方へのヒアリングを通じ、各分野における新事業を取り巻く環境を多角的に整理を行いながら、規制改革全般の課題への示唆を抽出することを目的とし、調査を実施した。

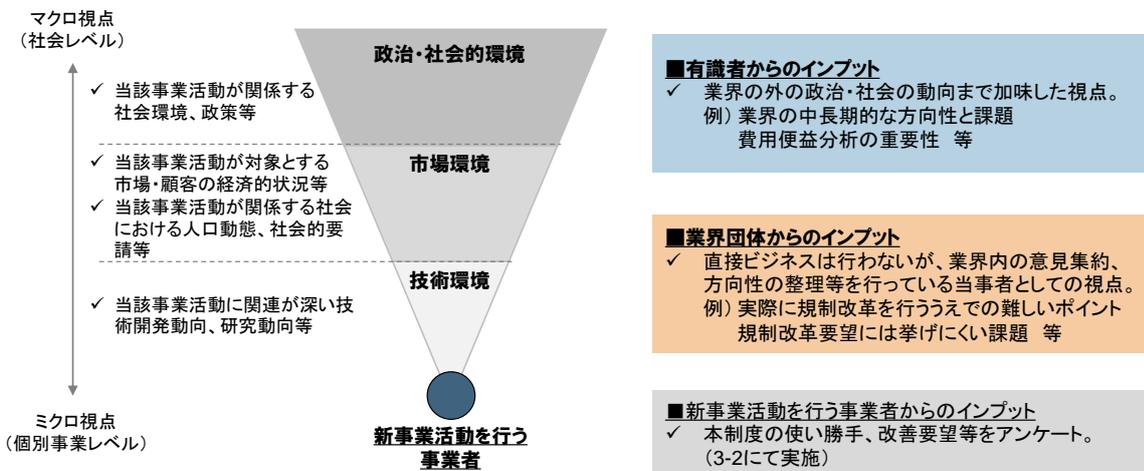


3. 本制度の課題分析

3-3. 外部環境分析結果:調査の考え方

- 事業者を取り巻く環境を網羅的に整理するために、以下の3つの視点から外部環境を分析した。
- 有識者からは、政治・社会的な動向と中長期的な分野の展望、業界団体には業界内で認識されている課題を中心に意見を伺うことで、本制度含む国内規制改革制度に対する示唆を多角的に抽出した。

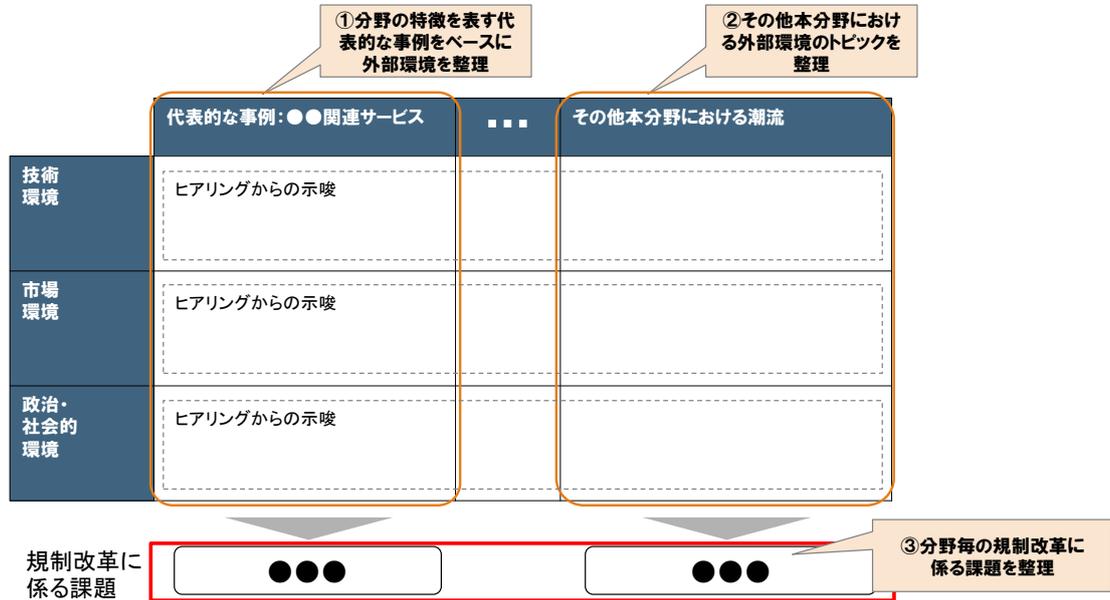
事業者を取り巻く外部環境分析の視点



3. 本制度の課題分析

3-3. 外部環境分析結果: 整理方針

- 有識者からのヒアリング内容、業界団体からのヒアリング内容を、前述の3つの視点で整理したうえで、各分野における規制改革に係る課題を抽出した。



3. 本制度の課題分析

3-3. 外部環境分析結果: ヒアリングを行った有識者

- 下記の基準によって有識者を選定し、ヒアリングを実施した。
  - 各分野かを研究対象としており、業界の専門知識、新事業活動に関する知見を有している。
  - 政府委員会等への出席、政策提言等を行っており、規制改革に関する知見・意見を有している。

有識者名・所属	関連する取組・知見
1 田倉 智之 氏 (国立大学法人 大阪大学大学院医療経済産業政策学 教授)	● 専門分野として、臨床経済的な価値評価、医療社会学、経済統計等を研究しているだけでなく、自ら新しいヘルスケア関連サービスの開発に関わる等、新事業活動の実現にあたっての障壁について実体験を踏まえた知見を有している。
2 本村 陽一 氏 (国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人工知能研究センター 副研究センター長)	● サービス工学研究の第一人者。ロボット分野では製造業視点の研究者が多い中、サービスからのアプローチができる数少ない研究者。 ● 多くの実証事業等にアドバイスを行ってきた実績があり、新産業分野の確立にあたっての障壁について実体験を踏まえた知見を有している。
3 日比野 健 氏 (株)JTB総合研究所社長)	● 前・JTB代表取締役専務であり、観光関連企業の事業環境に関して知見を有している。現職では、定期的にツーリズム産業に対する提言を行っている。
4 城所 幸弘 氏 (国立大学法人 政策研究大学院大学 教授)	● 規制の経済学を研究対象に掲げ、特に規制産業であるエネルギー、交通分野での分析を行っている。

3. 本制度の課題分析

3-3. 外部環境分析結果:ヒアリングを行った業界団体

- 下記の基準によって業界団体を選定し、ヒアリングを実施した。
  - 一定数の企業を束ねる業界団体であり、当該分野における新事業活動の実態を把握している。
  - 業界団体として、規制緩和要望や新事業活動支援を積極的に行っている。

団体・組織名	関連する取組・知見
1 一般社団法人 日本経済団体連合会	・ 主に業界をけん引する大企業が所属しており、分野・テーマを網羅した規制改革要望の取り纏めを行っている。
2 特定非営利活動法人 エティック(ETIC)	・ 社会起業家育成・支援を数多く手がけており、全国の支部が地方自治体、商工会等と連携して地域ベンチャーの創出を支援している。
3 日本チェーンドラッグ協会	・ 「セルフメディケーション推進に向けたドラッグストアのあり方に関する研究会」において、法的に不透明な領域について自主ガイドラインを設定すべきという提言をしている。 ・ またこの11月に新たに発足した「日本ヘルスケア協会」においても、政策提言機能を強化しようとしている。
4 公益財団法人 リース事業協会	・ 毎年規制改革要望を取り纏めており、規制や国の制度に対する意見を多く持っている。また規制改革要望の中には、リース手法を基軸として、様々な規制所管省庁に対する要望が含まれている。

3. 本制度の課題分析

3-3. 外部環境分析結果:健康分野

- 自己採血等のセルフメディケーション関連サービスに代表されるように、業界全体として「健康増進・予防」に向けて動きつつあり、その実現にあたっては民間事業者の外部サービスを活用する潮流がある。
- 本分野における新事業活動は、「健康寿命延伸産業」として、新産業創出と医療費削減の両方に貢献することが期待されている。

	代表的な事例①:セルフメディケーション関連サービス	代表的な事例②:病院・介護施設における一部業務の外部委託	その他本分野における潮流
技術環境	・ 自己採血、唾液採取等、簡易な技術でセルフチェックが可能。 ・ その結果に沿ったアドバイスや医薬品の紹介も技術的には可能な状態。	・ これまで外部委託は洗濯等の庶務が中心だったが、近年医師との連携が必要な業務(運動指導、栄養指導等)についても、外部委託が試みられている。	・ 「健康増進・予防」に関する研究が増えてきており、その有効性の検証が進められている。 (例:運動習慣と糖尿病の関係の検証等)
市場環境	・ 生活習慣病の患者数は増加傾向にあるなか(※1)、健診未受診者約4,000万人(※2)のニーズがあると推計される。	・ 赤字経営の病院(特に公立病院)は一定数存在し(※3)、これらの病院では、コストがかかる領域は外部を活用するニーズがある。	・ 健康増進・予防に関する商品やサービスの提供は拡大してきている。 (例:2012年にタニタ食堂1号店オープン。4年間で11店舗まで拡大。)
政治・社会的環境	・ 日本再興戦略において「健康寿命延伸産業」は戦略分野に設定されている。 ・ 業界ガイドラインによると、検査結果を踏まえた医薬品・サービス等の紹介はできない。	・ 国全体として、医療費削減の流れ。 ・ 厚生労働省は外部委託に係る法令解釈や留意事項を整理しているが、最終判断は地方自治体や保健所でなされる。	・ 国民の約6割が「健康に関して不安がある」と回答しており(※4)、健康増進・予防に対する国民のニーズは大きい。 ・ 明文化されていないルール等が多く、企業の新事業の妨げになる事がある。

規制改革に係る課題

・ 事業者は規制を十分に理解しておらず、また規制も事業者の実態を十分に反映できていないため、双方の関係が成立していない傾向がみられる。

・ 医療従事者が行うべき行為の範囲にグレーゾーンが存在し、その解釈は自治体毎に異なる場合がある。

・ 新しいサービスの導入を阻害するようなルールが多く存在しており、規制改革にあたっては多くの検証データが求められる。

出所) ※1)厚生労働省『平成26年度患者調査』(平成27年)  
 ※2)厚生労働省『平成25年度国民生活基礎調査』(平成26年)  
 ※3)厚生労働省『第20回医療経済実態調査医療機関等調査』(平成27年)  
 ※4)厚生労働省『健康意識に関する調査』(平成26年)

3. 本制度の課題分析

3-3. 外部環境分析結果:ロボット・モビリティ分野

- 本分野の新事業活動は、技術にまだ未成熟な部分があり、安全性への懸念も存在する領域であるため、実証実験を積み重ねる事が重要となる。
- 経済産業省が発する「ロボット新戦略」においても、実証フィールドの整備等、上記活動を後押しする政策の必要性が述べられている。

	代表的な事例①:生活動線におけるビックデータを活用したマーケティング	代表的な事例②:搭乗型移動支援ロボットの公道走行	その他本分野における潮流
技術環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザー視点で情報を的確に統合・提示させる「アンビエント・インテリジェンス(環境知能)」が開発され、実証実験が進められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>諸外国では公道走行も始まっている技術だが、日本ではまだ公道走行は法令上認められていない。(実証走行のみ特例的に認められる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外では業実的な新技術が進んでいる。(例:外科手術支援ロボット等)</li> <li>安全性への懸念も存在しており、技術的な解決が求められる</li> </ul>
市場環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工知能(AI)関連産業の市場規模は、2015年時点で約3.7兆円(※1)。一定のニーズはあるが、規制整備が絡むため、分野ごとに立ち上がり時期が異なる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動手段のパーソナルモビリティへのシフトが進み、立ち乗り電動二輪車の市場規模は、規制緩和を前提として2020年に180億円と予測される(※2)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子高齢化が進む中、ロボットの活用による生産性・利便性向上のニーズは高く、サービスロボット市場は2020年で約2.9兆円と予測される(※3)。</li> </ul>
政治・社会的環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>AIによるビックデータ解析は、「ロボット新戦略」において重要な技術と位置付けられ、政府としても実証実験を後押しする動きがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体等により高齢者のモビリティ改善や地域の観光ツアー等に活用する動きがみられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ロボット新戦略」において、ロボットを効果的に活用するための規制緩和とルール形成のアクションプランが示されている。</li> </ul>

規制改革に係る課題

- ・ 新事業活動の展開においては、実証実験を経て、市場に合った規制・ルールが整備されていくことが重要となる。

- ・ 搭乗型移動支援ロボット活用のニーズはあるものの、海外との規制の違いから、実証レベルに差が生まれてしまっている。

- ・ ニーズに対して、安全性を担保するための検証プロセスが重要となる。

出所) ※1)EV総合研究所「人口知能が経歴にもたらす「創造」と「破壊」(平成27年)  
 ※2)株式会社・プランニング「2014/パーソナルモビリティの市場と将来性」(平成25年)  
 ※3)経済産業省「2012年 ロボット産業の市場動向」(平成25年)

有識者・業界団体ヒアリングを基にNRI作成

3. 本制度の課題分析

3-3. 外部環境分析結果:地域資源分野

- 本分野においては、特別な技術を必要としない事業が多く、インバウンド需要を中心として地域資源を活用したサービスを求めるニーズは大きい。
- 政策としても、特区制度等の整備を中心として、地域毎の特色を活かした地域振興を行うことを後押ししている。

	代表的な事例①:農家の空き家等の一般住宅を活用した観光ツアー	代表的な事例②:地域特性に応じた通訳案内サービス	その他本分野における潮流
技術環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な歴史的文化的財が無い地域でも、観光コンテンツを提供できるが、旅館業法等に対応できる設備・間取りではないことが多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家試験(通訳案内士試験)に合格して、通訳案内士として登録した者しか、外国観光客に対して通訳と観光案内を行うことができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源分野において、技術的要素が弊害になることは少ない。</li> </ul>
市場環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内旅行消費額は23.6兆円(※1)であり、農家体験は外国人向け、国内修学旅行向けとして、有望な旅行商品。</li> <li>但し、対価を受けて宿泊場所を提供する場合は、旅館業法の許認可が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年のインバウンド需要増や東京オリンピックの開催に向けて、通訳しながら観光案内を実施できる人に対するニーズが高まってきている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に観光分野においては、インバウンド需要は増加傾向にある。(2015年で訪日外国人約2,000万人)</li> </ul>
政治・社会的環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンツーリズムは農村地域における地域振興政策として期待されており、特区内や条例に限定された特例措置が講じられるケースもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズに対して通訳案内士の数が絶対的に不足しており、等級制にする等の案が検討されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化等の影響により、地域資源を活用した産業振興を図る必要がある。</li> <li>地域の事業者は地元自治体や他企業との良好な関係性構築を求める。</li> </ul>

規制改革に係る課題

- ・ 業法による既存市場の規制が強く、対応に多大なコストがかかる状況となっている。

- ・ 市場のニーズに対して、資格要件のレベルが高すぎ、需給バランスが合わない状況となっている。

- ・ 企業のアイデアや考えを基に、規制改革関連制度(特区制度等)を活用するには、地域内の合意形成が重要となる。

出所) ※1) (一社)日本旅行業協会「2015 数字が語る旅行業」(平成27年)

有識者・業界団体ヒアリングを基にNRI作成

3. 本制度の課題分析

3-3. 外部環境分析結果:ファイナンス分野

■ ファイナンス関連企業にとって、ファイナンスそのものの規制は一定程度の公平性が担保されており、ファイナンス以外の周辺領域の事業拡大が国内市場における差別化要素になっている。

	代表的な事例①:特定目的子会社(SPC)スキームを活用した医療機器のリースビジネス	代表的な事例②:ABLを活用した病院等へのファイナンス提供	その他本分野における潮流
技術環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機器はリース活用が十分に進んでいる分野である。</li> <li>SPCスキームは一般に普及されており、医療機関向けにも実例が存在する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ABLスキームは年々増加しており、医療福祉分野等、新規分野への展開も可能となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融の高度化・複雑化に対応した情報処理技術により、新しいスキーム(ビットコイン等、フィンテックに代表される新スキーム)が提供可能になっている。</li> </ul>
市場環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機器のリース取扱い高は3,000億円前後(※1)であり、資産を流動化することにより資金調達を行うニーズは強い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・福祉分野既存融資(期末貸付残高7.6兆円(※2))だけでなく、ABL融資が増加することによるコンサルティングサービスや設備投資需要なども存在。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファイナンス関連企業の差別化要素として、ファイナンスに付随する周辺領域(PFI事業等)に参入するケースが増加している。</li> </ul>
政治・社会的環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療業界においても企業経営の視点から固定費の変動費化等が重要になってきている。</li> <li>SPCからリースを行う場合、SPCが医療機器販売業の許認可を得る必要があるが、営業所設置等の要件を満たすことは困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融業界の平仄を考慮し、横並びを意識した事業実施が求められる傾向。</li> <li>新規分野(特に医療分野)への金融サービス提供にあたり、規制の適用の有無が不明確。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法整備の遅れも指摘される中、全体の議論は進められつつある。</li> </ul>

規制改革に係る課題

・リース等のファイナンス手法を活用する際、他分野の規制が阻害要因となる場合がある。

・新しく顕在化してきた医療分野等の金融サービス市場について、規制の不明確さが事業実施の足かせになっている。

・新しい技術に対して国内規制整備が追い付いていない状況となっている。

出所) ※1) (公社)リース事業協会『リース統計(2014年度)』(平成27年)  
 ※2) 日本銀行『貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)』(平成27年)

有識者・業界団体ヒアリングを基にNRI作成

3. 本制度の課題分析

3-3. 外部環境分析結果:エネルギー分野

■ 個社のアイデアによって様々な商品・ソリューション模索にあわせて、規制改革に関する動きが求められている。

	代表的な事例①:水素ステーションの建設・運用	代表的な事例②:農地を活用した発電事業	その他本分野における潮流
技術環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本製の水素ステーションのコストは欧州と比較して高いが、欧州材料や欧州方式を導入するには規制上の問題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動追尾型の太陽光発電等、営農を妨げずに発電可能な技術が実用化されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に発電事業、電力小売事業について、規制緩和に伴う他業界からの新規参入が増えてきている。</li> </ul>
市場環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料電池自動車(FCV)の普及時期にあわせて、2025年に約400億円の市場(※1)となると予想されるが、現時点でのステーション需要は限定的である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家経営が厳しい中、営農を妨げない範囲での太陽光発電の活用ニーズがあり、市場規模として500億円(※2)程度が見込まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制緩和等により、他業界からの参入障壁は下がりつつある状況。新サービスが生まれやすい環境になっている。(例:携帯電話キャリアの電気事業参入等)</li> </ul>
政治・社会的環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術実証プロジェクト(JHFC)を経て、2015年~2025年は、FCVの普及に先行してステーション建設が進められる時期となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の有効活用は政策上の課題であり、食料生産と再生可能エネルギー普及の両立が期待される。</li> <li>農地で農業以外を行うには農地法等の遵守、その他許認可に係る手続きが必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参入障壁は下がりつつあるが、公共安全を確保することは、新規参入者や中小企業に対しても等しく求められるため、中小企業にとっては障壁となる場合もある。</li> </ul>

規制改革に係る課題

・一部技術は商用化に向けてコスト面の課題に直面しており、コスト増の要因となっている規制が存在する。

・土地利用等の、エネルギー以外の規制に抵触する場合、設置自体が困難になる状況となっている。

・規制改革結果を鑑みた、特に中小企業向けの参入支援も求められている。

出所) ※1) 株式会社経済『2014年版 水素燃料関連市場の将来展望』(平成26年)  
 ※2) 事業者提供資料

有識者・業界団体ヒアリングを基にNRI作成

### 3. 本制度の課題分析

#### 3-3. 外部環境分析結果:本章の結論

- 下記5分野の分析から、それぞれ下記のような規制改革に係る課題を抽出した。

健康	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 事業者は規制を十分に理解しておらず、また規制も事業者の実態を十分に反映できていないため、双方向の関係が成立していない傾向がみられる。</li><li>✓ 医療従事者が行うべき行為の範囲にグレーゾーンが存在し、その解釈は自治体毎に異なる場合がある。</li><li>✓ 新しいサービスの導入を阻害するようなルールが多く存在しており、規制改革にあたっては多くの検証データが求められる。</li></ul>
ロボット・モビリティ	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 新事業活動の展開においては、実証実験を経て、市場に合った規制・ルールが整備されていくことが重要となる。</li><li>✓ 搭乗型移動支援ロボット活用のニーズはあるものの、海外との規制が異なるため、実証レベルに差がある。</li><li>✓ ニーズに対して、安全性を担保するための検証プロセスが重要となる。</li></ul>
地域資源	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 業法による既存市場の規制が強く、対応に多大なコストがかかる状況。</li><li>✓ 市場のニーズに対して、資格要件のレベルが高すぎ、需給バランスが合っていない。</li><li>✓ 企業のアイデアや考えを基に、規制改革関連制度(特区制度等)を活用するには、地域内の合意形成が重要となる。</li></ul>
ファイナンス	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ リース等のファイナンス手法を活用する際、他分野の規制が阻害要因となる場合がある。</li><li>✓ 新しく顕在化してきた金融サービス市場について、規制の不明確さが事業実施の足かせになっている。</li><li>✓ 新しい技術に対して国内規制が追いついていない。</li></ul>
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 一部技術は商用化に向けてコスト面の課題に直面しており、コスト要因となってしまっている規制が存在する。</li><li>✓ 資源(土地、水、風等)を活用する際、エネルギー以外の規制に抵触する場合、設置自体が困難になる状況となっている。</li><li>✓ 規制改革結果を鑑みた、特に中小企業向けの参入支援も求められている。</li></ul>

### 3. 本制度の課題分析

#### 3-3. 外部環境分析結果:本章の結論

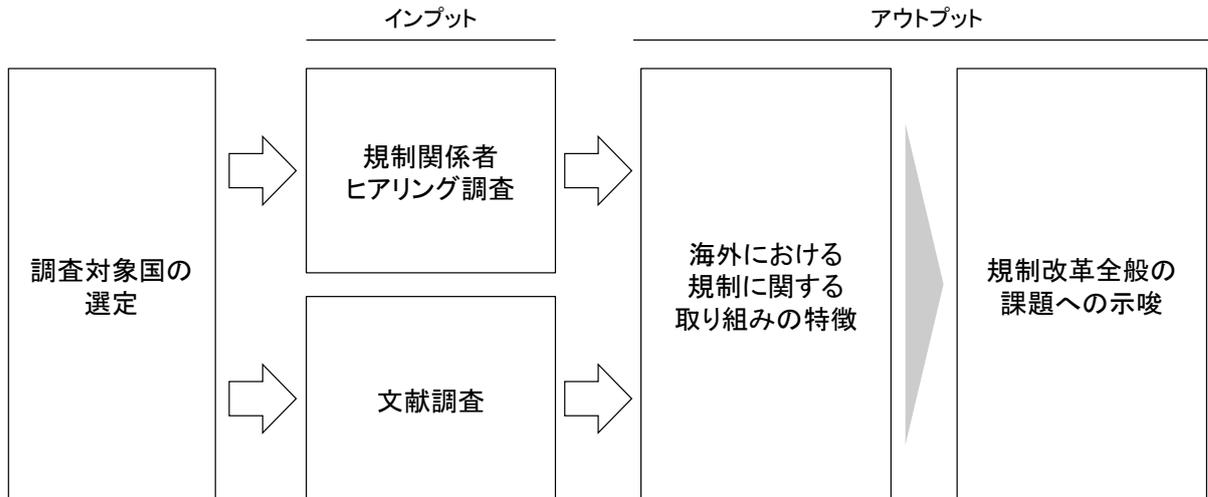
- 本分析にて各分野から抽出した課題を、規制改革全般に対する示唆として以下のように整理。

事業者側の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 新しいサービスの導入を阻害するような多くのルールが存在し、実質的な規制となっている。(健康)</li><li>✓ 規制改革についての理解が不足しており、対応に多くのコストがかかってしまっている。(健康、地域資源)</li><li>✓ 規制改革にあたり、安全性や平仄の観点で、事業者だけでなく多くの周辺の地域や関係者との十全な合意形成が必要となる事が多い。(ロボット・モビリティ、地域資源)</li></ul>
省庁側の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 各種業法によって資格が厳格に決められているが、要求が高すぎるため市場需給と合致していない。(地域資源)</li><li>✓ 海外との規制の違いから、実証レベルに差が生まれており、実施可能な事業が限定される。(ロボット・モビリティ)</li><li>✓ 新しい技術に対して国内規制が追いついていない。(ファイナンス)</li><li>✓ 規制緩和によって市場参入が可能となっても、コストに係る規制や他分野の規制によって事業展開を阻害される。(エネルギー)</li></ul>

### 3. 本制度の課題分析

#### 3-4. 海外事例調査結果:調査の目的

- 前節の分析結果より、わが国においては、規制改革全般に関する課題が多く存在すると考えられる。一方、海外においては、規制改革に関する課題を解決し、規制改革を積極的に推し進めている国も存在する。
- 本節においては、特に規制改革に関する課題を解決しながら、規制改革を積極的に推し進めている国の取り組み事例を分析し、そこからわが国の規制改革全般の課題への示唆を抽出することを目的として、調査を実施した。
  - なお、調査にあたっては、次頁の方針にて調査対象国を選定し、それらの国に関する文献調査及び関係者へのヒアリング調査を実施した。



### 3. 本制度の課題分析

#### 3-4. 海外事例調査結果:調査対象国の選定

- 以下の考え方に基づいて、調査対象国を選定した。

##### ① 規制の特徴についての日本との類似性

- ・ 規制の特徴(規制自体の特徴、規制成立過程、規制導入過程等)について、日本と大きく異なる国に対して調査を実施しても、日本の規制改革に関する有用な示唆を得られない可能性がある。
- ・ よって、上記に挙げた規制の特徴について各国の違いを確認した上で、日本との類似性が高い国を調査対象国候補として選定した。

##### ② 類似制度・仕組みの存在

- ・ 他国において本制度の課題の解決にあたり参考となりうる類似の取り組みについて、文献調査レベルで確認できた国を調査対象国候補として選定した。

- 上記に基づき検討した結果、イギリス及びドイツを本調査の対象国として選定した。

##### イギリス

- ・ 2008年のリーマン・ショック以降、規制改革を通じた経済の活性化が喫緊の課題とされていた。
- ・ 2010年以降、デイヴィッド・キャメロン首相のもと、規制改革は重要な政策課題と位置付けられた。2011年には、One-in One-out ruleの導入とともに、Red Tape Challengeなどの取り組みが実施され、規制の総量やコストを減らす取り組みが進められてきた。
- ・ 規制改革の背景が日本と近く、また、参考となりうる取り組みが存在する。

##### ドイツ

- ・ 法体系や罰則制度の面、また政策決定のシステム(コーポラティズム(※1))については、日本と類似性が高い。
- ・ また、2011年より、新たに制定・見直しが行われる規制に対して規制対応コスト(※2)を用いた事前評価が開始され、さらに2013年には事後評価の仕組みが導入される等、積極的な規制改革の取り組みを進めてきた。
- ・ 規制の特徴について日本と類似性が高く、また近年積極的な規制改革を進めている。

※1) コーポラティズム : 職能団体が政治的意思決定過程に制度的に参加することによって持続的に経済成長を達成しようとする体制・構造・動向の総称  
※2) 規制対応コスト : 規制に関わる手続きに必要となる財政的コスト及び人的コスト

3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果:ヒアリング調査先の選定

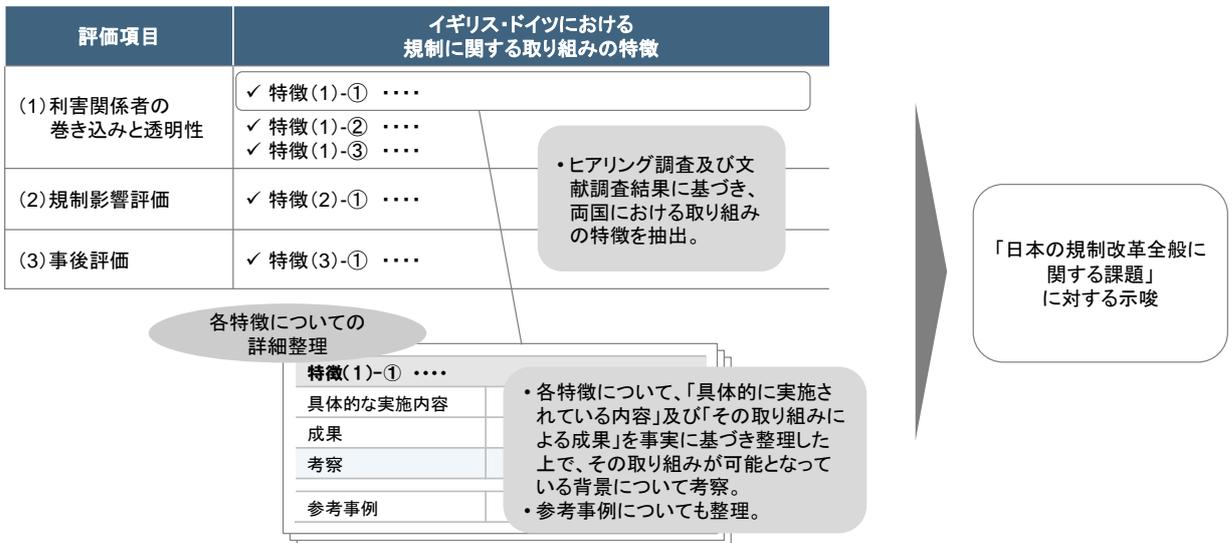
■ 各国の規制改革の状況を正確に把握するために、規制に対して異なる立場に位置する複数の主体に対してヒアリング調査を実施した。

	団体名称	国	概要
規制所管省庁	Federal Ministry of Economics and Technology (FMET)	独	ロボット・モビリティ分野の規制所管省庁。経済活動の推進も実施。
	Federal Ministry of Economic Affairs and Energy (FMEAE)	独	エネルギー分野の規制所管省庁。経済活動の推進も実施。
	Federal Ministry of Transport and Digital Infrastructure (FMTDI)	独	ロボット・モビリティ分野の規制所管省庁。経済活動の推進も実施。
規制改革推進・評価省庁	Federal Chancellery	独	NKRと共に各省庁のハブとなり規制改革を推進する省庁。
規制所管機関	Financial Conduct Authority (FCA)	英	金融機関によって運営されている、金融の健全性規制を所管する機関。
	Health and Care Professions Council (HCPC)	英	医師・介護士といった健康分野の認証を行う機関。
規制改革推進・評価機関	Professional Standards Authority for health and social care (PSA)	英	イギリスにおける9つの健康分野の規制所管機関に対する評価・調査を行い、規制改革を推進する機関。
	Nationaler Normenkontrollrat(NKR)	独	規制改革を推進する機関。
標準化機関	ドイツ標準化協会 (DIN)	独	商品の標準化を規定したドイツ連邦規格「DIN規格」を制定する機関。
業界団体	Confederation of British Industry (CBI)	英	イギリス最大の経済団体。企業活動の支援を実施。
	ドイツ商工会議所 (DIHK)	独	ドイツのほぼ全ての事業者が加盟する各種商工会議所の中心となる団体。
有識者	在イギリス日本国大使館	英	イギリス地域の規制全般の知見を持つ組織。企業活動の支援も実施。
	在フランクフルト日本国総領事館	独	ドイツにおける管轄地域の経済・金融規制についての知見を持つ組織。
事業者	金融A社	英	FCAとも頻繁にやり取りを行う、金融事業者。
	化学B社	独	化学物質規制対応部署を持つ、化学・ヘルスケア関連事業者。

3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果:調査結果整理の方法

- 本調査結果の整理にあたっては、以下の評価項目に沿って整理を行った。
- 本評価項目に沿って、イギリス及びドイツにおける規制に関する取り組みの特徴とその具体的な実施内容を整理した。その上で、その特徴に対する考察に基づき、日本の規制改革全般に関する課題への示唆を整理した。



3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果:イギリス・ドイツにおける規制に関する取り組みの特徴 調査結果サマリー

- 本調査を通じて把握されたイギリス及びドイツにおける規制に関する取り組みの特徴を下表に整理した。
- 次頁以降、各特徴についてのさらに詳細な整理を行う。

評価項目	イギリス・ドイツにおける 規制に関する取り組みの特徴
(1) 利害関係者の巻き込みと透明性	<p><b>特徴(1)-① 頻繁なコミュニケーションを通じて、規制改革に関する利害関係者の巻き込みが行われている。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制所管省庁及び機関及び業界団体と企業との間で、積極的なコミュニケーションが取られている。(定期的な会合の実施、企業アンケートの実施、コールセンター/スーパーバイザーの設置 等)</li> <li>・ 規制所管省庁及び機関自らが市場調査を実施し、それに基づき、規制改革テーマ候補を抽出している。</li> </ul> <p><b>特徴(1)-② 全ての関係者に対して高い透明性を担保する規制改革プロセスが構築されている。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全く新しいビジネスに対しては、実証実験の場を用意し、そこで規制への影響も確認するべく検討している。</li> <li>・ 利害関係者を集めた会議や、広く意見を募集するパブリックコンサルテーションの場が設定されている。</li> </ul> <p><b>特徴(1)-③ 規制が実際に運用されていくためのルール形成(※1)が確実になされている。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制所管省庁及び機関が作成する規則集(※2)が確実に参照され、規則集自体も頻繁に更新されている。</li> <li>・ 規制改革の議論を受けて、業界団体によってガイドライン(※3)や事例集(※4)が作成されている。</li> </ul>
(2) 規制影響評価	<p><b>特徴(2)-① 規制によるメリット・デメリットを定量的に分析する手法が確立され、継続的に研究がなされている。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機関において、規制対応コストの定量的評価が実施されている。</li> <li>・ 規制所管省庁及び機関内にも規制影響評価(Regulatory Impact Analysis (RIA))の研究チームが設置されており、リスク対効果の研究が進められている。</li> </ul>
(3) 事後評価	<p><b>特徴(3)-① 規制改革完了後も一定期間ごとに、規制に対する評価がなされている。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制所管省庁及び機関及び業界団体によって、月～年単位でのモニタリング調査が実施されている。</li> <li>・ 上記の結果を受けて、規制見直しの議論が実施されるケースもある。</li> </ul>

※1) イギリス・ドイツにおいては、規制を詳細化した規則集や、業界団体が発信するガイドライン等によって、規制の運用が補完されていることが多い。  
 ※2) 例えばイギリスの金融分野では、Financial Conduct Authority (FCA)が「FCA Handbook」を公開、Web上で月単位で更新を行い、事業者への周知を図っている。  
 ※3) 特に技術革新の早い分野(IT分野等)については、業界団体等が発信するガイドラインに基づき、企業が事業活動を行うケースが多い。  
 ※4) 規制への具体的な対応方法についての事例が業界団体等によって収集されており、企業はその事例を基に具体的な対応方針を検討している。

3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果:各特徴についての詳細整理 特徴(1)-①

- 規制所管機関及び業界団体と企業との間で積極的なコミュニケーションを取ることで、市場の動きに即した規制が策定されている。

**特徴(1)-① 頻繁なコミュニケーションを通じて、規制改革に関する利害関係者の巻き込みが行われている。**

具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イギリス、ドイツの両国とも、規制改革に関する利害関係者を巻き込むための取り組みを積極的に進めている。</li> <li>・ 特に、イギリスにおいては、Financial Conduct Authority (FCA)のような規制所管機関や、Confederation of British Industry (CBI)のような業界団体が、自らに所属する企業と日常的に頻繁なコミュニケーションを行うことで、規制改革に関する利害関係者との意見を交換しながら、様々な議論への巻き込みを進めている。               <ul style="list-style-type: none"> <li>- コミュニケーションは多様であり、定期的な会合やアンケートの実施、コールセンターやスーパーバイザーへの相談に対する回答、セミナーや各種レポートの発行等の方法が採られている。</li> <li>また、規制所管機関が自ら市場調査を実施することもある。</li> <li>- コミュニケーションの頻度については、組織・団体によって異なるが、例えばFCAでは、自らに属する企業(金融機関)との間で、年間100回以上の会合を持っている等、頻度高く実施されている。</li> <li>- FCAの所属企業数は約75,000社、CBIの所属企業数は約190,000社と多く、様々な規模の企業が属している。原則的には、これら全ての企業との間で、上記のような日常的なコミュニケーションが実施されている。</li> </ul> </li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制所管機関が、市場の動きを先取りした規制を策定できるようになっている。</li> <li>・ 企業の実態に即したルールが作成されている。結果的に「グレーゾーンはない」という状態になっている。</li> </ul>
考察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記機関は多くの職員を有しており、その体制が故に、多くの企業との頻度高いコミュニケーションを進められているものと考えられる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 特にFCAにおいては、スーパーバイザーとして企業からの相談を受ける役割を果たす職員も多く存在する。</li> <li>また、その他、必要に応じて、外部専門家・コンサルタントも活用している。</li> </ul> </li> <li>・ また、上記機関に、関係するほぼ全ての企業が属していることも、頻繁なコミュニケーションが継続して実施されている背景にあるものと考えられる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>- FCAやCBIは、所属する企業に対して、「あらゆる相談窓口としての機能」や「調査レポートの提示」、「各種アドバイスの提供(規制への抵触可能性についてのアドバイスも含まれる)」等のメリットを提供している。こういったメリットが、企業にとって、規制所管機関に属するインセンティブとなっている可能性がある。</li> </ul> </li> </ul>

FCA、CBI、金融A社ヒアリングよりNR作成

3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果:各特徴についての詳細整理 特徴(1)-①

- イギリスにおいては、FCAによる金融機関への頻繁なコミュニケーションが実施されている。

特徴(1)-① 頻繁なコミュニケーションを通じて、規制改革に関する利害関係者の巻き込みが行われている。

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イギリスにおける金融監督を行う機関。2013年にFinancial Services Authority (FSA)が分割される形で設立された。</li> <li>・FCAは、FSA時代より広範囲かつ長期にわたる消費者及び市場保護の役割を期待されており、積極かつ早めの決定、行動をすることが求められている。</li> <li>・政府からの資金は受けず金融機関によって運営されているが、財務省や議会に直接説明責任を負っている。</li> </ul>
実施期間	2013～
推進主体	—
参考事例 Financial Conduct Authority (FCA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FCAは、20の大企業と四半期に1回会合を行っているほか、業界団体とも定期的に会合を持っている。また、コールセンター等を設置する等、各企業が要望を出しやすいような仕組みを構築している。</li> <li>・FCAは、自らに属する企業(金融機関)との間で、年間100回以上の会合を持つ等、極めて高い頻度でのコミュニケーションを実施している。</li> <li>・FCAは、企業別に監督を行っているほか、テーマ別に企業横断でも監督を行っている。一企業に担当ではなく、それぞれ専門のテーマを持った担当者が複数人でチームを組み、複数の企業を担当することで、専門性の高いコミュニケーションが可能となっている。</li> <li>・FCAは、企業をランダムに抽出し、特定のテーマに関するアンケートを実施することもある。その結果は、通常はレポートという形で広くフィードバックされるが、個別の企業へのアドバイスという形で、個別にフィードバックされる場合もある。</li> <li>・FCAは、“Complaints against the regulators”という指針を公表しており、FCAによって監督される各メンバーや業界団体が、FCAに対して、不満や規制改革の要望を出すことを可能にしている。</li> <li>・FCAでは、約800人の専門家が担当テーマの規制に関するモニタリングを実施している。FCAは、4年ごとにモニタリング結果を共有し、全般的に規制を見直す会議を実施している。</li> </ul>

FCA、金融A社ヒアリングよりNRI作成

3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果:各特徴についての詳細整理 特徴(1)-②

- 規制改革の導入段階から実施までのプロセスを運用するための組織や場が明確に存在することで、高い透明性が担保されている。

特徴(1)-② 全ての関係者に対して高い透明性を担保する規制改革プロセスが構築されている。

具体的な 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イギリス及びドイツにおいては、規制改革の導入から実施まで一貫して高い透明性を担保するプロセスが存在する。</li> <li>・まず、改革の対象となる規制を選定するプロセスにおいて、規制所管省庁及び機関による調査や実証実験的な確認等、一定の根拠に基づいて選定を行うという仕組みが構築されている。             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 例えば、FCAは自らの内部に市場調査を実施するチームを有しており、そのチームが実施する市場調査の結果に基づき、次に改革に取り組むべき規制候補を選定している。</li> <li>－ また、FCAは、これまでにない新しいビジネスの許認可を支援する取組み(“Innovation Hub”)や、実証実験の場(“Regulatory Sandbox”)を提供している。この実証実験の場では、新ビジネスの事業性や有用性についても検討されるが、既存の規制への影響も確認される予定である。</li> <li>－ さらに極端な例では、イギリスのCabinet Office等が実施した“Red Tape Challenge”という取り組みにおいて、規制改革テーマを一般国民から募集したというケースも存在する。</li> </ul> </li> <li>・次に、規制改革の議論に入った後は、その規制改革の利害関係者を明確にし、全ての利害関係者が合意しなければ規制改革を進めないという仕組みが導入されている。             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 例えば、ドイツにおいては、規制が法律化する前には必ず利害関係者での議論が持たれることとなっている。その議論には、業界団体、企業、省庁、機関の全てが参加し、これら利害関係者の合意に基づいて改革(法律化)が進められることとなっている。(合意に至らない場合、法制化の遅れも辞さない。)</li> </ul> </li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前述のコミュニケーションと合わせて、スムーズな規制改革の実施が実現されている。</li> <li>・規制改革への機運が高まるという成果もある。(例:Red Tape Challengeでは3,131の規制の見直しを実施。)</li> </ul>
考察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のような透明性の高いプロセスが実現されている背景としては、そのプロセスを運用していくための組織が明確に設定されているという点が考えられる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 例えば、ドイツ商工会議所(DIHK)は、政府と企業の間で、政府の決定を企業に説明し、企業の意見を取りまとめて政府に持っていくという明確な役割を担っている。</li> <li>－ イギリスのCBIも同様の役割を担っている。また、業界内での意見交換のハブとしての役割も担っている。</li> </ul> </li> </ul>

FCA、CBI、金融A社、DIHKヒアリングよりNRI作成

3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果:各特徴についての詳細整理 特徴(1)-②

- FCAは“Innovation Hub”という取り組みにより、金融業界におけるイノベティブな商品・サービスの市場への導入を支援している。

特徴(1)-② 全ての関係者に対して高い透明性を担保する規制改革プロセスが構築されている。

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FCAが、イノベティブな商品・サービスに関するアイデアを持つ企業からの申請に基づき、その商品・サービスが市場に出た際に抵触する恐れのある規制について調査を行い、企業が許認可(※1)を得るまで個別に支援を行う取り組み。</li> <li>・2015年11月までに、この取り組みを通じて177社が支援を受け、そのうち5社が許認可を受けている。</li> </ul>
実施期間	2014～
推進主体	Financial Conduct Authority (FCA)

参考事例(A)  
Innovation Hub  
(FCA)

- ・FCAが2014年より行ってきた“Project Innovate”という消費者の利便性を高める取り組みの一環として、2014年10月から実施している取り組みである。
- ・FCAは、イノベティブな商品・サービスに関するアイデアを持つ企業からの本取り組みに対する利用申請を受け、企業が許認可を得るまで個別に以下のような支援を行っている。
  - イノベティブな商品・サービスに関わる規制についての相談に対し、個別の指導や非公式な助言を行う。
  - 当該商品・サービスに関わる規制の体系や、許認可の受け方について説明を行う。
  - 企業が許認可を受けた後も、1年間は継続的な支援を行う。(別の規制への対応に関する支援等)
- ・FCAは、上記の支援を受けるにふさわしい企業の要件として、①イノベティブな商品・サービスを扱っていること、②消費者にも便益がもたらされる案件であること、③企業自らも規制に関する調査を行っていること、④企業が支援を受けることを希望していること、の四点を挙げている。
  - なお、Innovation Hubには、FCAによって所管されている企業以外にも申請が可能である。
- ・また、FCAは、この取り組みの一環として、イノベティブな商品・サービスに関する現行の規則や今後課題となる点をワークショップ等で広報する取り組みも実施している。
- ・2015年11月までに、FCAは、本取り組みを通じて、177社に対して支援を実施し、そのうち5社が許認可を受けた。
- ・FCAは、①本取り組みの支援の範囲を許認可プロセス全体に広げていくこと、②国際的な活動に対しても支援を行っていくこと、③大規模企業に対しても支援を行っていくこと、を2016年以降の展開として挙げている。

※1) 許認可:金融業に新規参入する企業は、金融業としての認可を受ける必要がある。また、既に金融業として認可を受けている企業であっても、認可を受けた際とは異なる活動を行う場合には、その許可を受ける必要がある。

FCA公開資料よりNRI作成

3. 本制度の課題分析

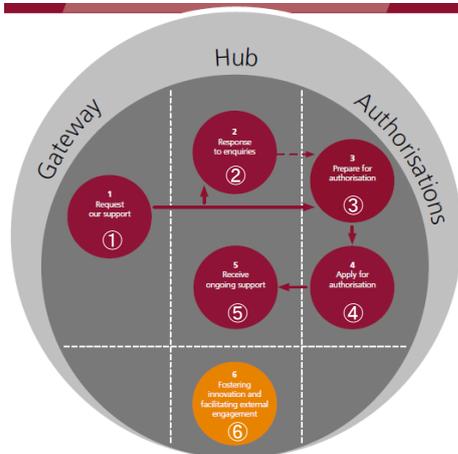
3-4. 海外事例調査結果:各特徴についての詳細整理 特徴(1)-②

- FCAはイノベティブな商品・サービスに関するアイデアを持つ事業者に対し、規制に対する説明や許認可を得るためのアドバイスを行う。

特徴(1)-② 全ての関係者に対して高い透明性を担保する規制改革プロセスが構築されている。

- ・FCAは、企業からの本取り組みに対する申請を確認し、求められている支援の内容が規制に関わるもの(規制が理解しづらい、規制の変更を求める可能性がある等)であることを確認し、支援が必要と判断した場合に、個別の指導や非公式な助言を行う。
- ・FCAは、Innovation Hubを通じて許認可を得た企業に対して、許認可取得後1年間、継続的に支援を行う。

参考事例(A)  
Innovation Hub  
(FCA)



(※1)

- 1 Request our support**  
企業がInnovation Hubの利用申請を行う。
- 2 Response to Enquiries**  
FCAは申請内容を確認し、支援が必要かについて判断を行う。
- 3 Prepare for authorisation**  
支援が必要だと判断した場合、FCAは、専任の担当者を配置し、担当者が規制に関する説明や許認可を得るためのアドバイスを行う。
- 4 Apply for authorisation**  
企業が許認可の申請を行う。
- 5 Receive ongoing support**  
FCAは、企業が許認可を受けてから1年間は継続して支援を行う。
- 6 Fostering Innovation & Facilitating External Engagement**  
FCAは、企業に向けて現行の規制や今後課題となる点についての広報活動を行う。

出所) ※1) FCA 『Innovation Hub』(平成28年2月10日参照 <http://www.fca.org.uk/static/fca/media/images/project-innovate-diagram.pdf>)

FCA公開資料よりNRI作成

3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果:各特徴についての詳細整理 特徴(1)-②

- FCAはイノベティブな商品・サービスに関するアイデアを持つ事業者に対し、規制に対する説明や許認可を得るためのアドバイスを行う。

特徴(1)-② 全ての関係者に対して高い透明性を担保する規制改革プロセスが構築されている。

参考事例(A) Innovation Hub (FCA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• FCAはInnovation Hubで支援を行った177社に関する情報は原則公開していないが、下記の2社については、FCAのwebページ上にて、FCAによる支援例という形で紹介している。(※1)</li> <li>• 支援例①: Aire Labs Limited(※2)                         <ul style="list-style-type: none"> <li>- Aire Labs Limitedは、消費者の信用度評価(credit score)の作成を支援するオンラインサービスを提供する新興企業である。同社のサービスにおいて、消費者は、自らのSNSプロフィール等も使いながら、簡易に自身の情報を登録することができ、その結果として、より確実な信用度評価を得ることができるとされている。</li> <li>- FCAは、このサービスが普及することによって、消費者にとっては信用度評価を作成する手間が削減されると共に、金融機関にとっても、これまで金融取引を行っていなかった層に対応を拡大していくきっかけとなると考え、Innovation Hubでの支援を行っている。</li> <li>- 具体的には、FCAは、このサービスが何らかの規制に抵触するかの確認について支援を行っている。また、Aire Labs Limitedが許認可の申請準備を進めるに当たって、FCAがその申請を支援している状況である。</li> </ul> </li> <li>• 支援例②: Origin Primary Limited(※3)                         <ul style="list-style-type: none"> <li>- Origin Primary Limitedは、企業と投資家が直接債券市場で資金のやり取りを実施するためのオンラインプラットフォームを提供しようとしている新興企業である。</li> <li>- これまで、債券市場は世界の株式市場の2倍以上の規模を誇るにも関わらず、中間業者も多く不透明かつ複雑な取引が行われており、企業と投資家の双方にとって非効率な取引が多かった。</li> <li>- このプラットフォームによって、企業と投資家は中間業者に対して支払っていたコストを削減することが可能となり、幅広い機関投資家が企業の債券発行に対し直接融資を実施することができる上に、資金調達をする企業も通常より低い手数料で債権を発行することが可能となる。</li> <li>- FCAは、上記のような便益があることも鑑み、Innovation Hubを通じて、Origin Primary Limitedがサービスを行うにあたって必要となる許認可の確認や、その申請に当たっての支援を行っている。</li> </ul> </li> </ul>
------------------------------------	---

出所) ※1) FCA 『The FCA and innovation』(平成28年2月15日参照 <http://fca.org.uk/news/the-fca-and-innovation>)  
 ※2) Aire Labs Limited (平成28年2月17日参照 <http://aire.io/>)  
 ※3) Origin Primary Limited (平成28年2月17日参照 <https://originmarkets.com/>)

3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果:各特徴についての詳細整理 特徴(1)-②

- FCAにより実施予定の“Regulatory Sandbox”では、金融業界におけるイノベティブな商品・サービス・ビジネスモデル・メカニズムについての実証が行われる予定である。

特徴(1)-② 全ての関係者に対して高い透明性を担保する規制改革プロセスが構築されている。

参考事例(B) Regulatory Sandbox (FCA)	<table border="1"> <tr> <td>概要</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 金融業界におけるイノベティブな商品・サービス・ビジネスモデル・メカニズムについて、既存の規制を即時適用せず、実験的な試みを可能とする環境をつくる取り組み。</li> <li>• FCAは、この取り組みを利用する実証に対して、特に罰則を課さない旨の事前の確認(いわゆるノーアクションレター)を発出することも可能とする方針である。</li> <li>• FCAは、この取り組みについて、制度のあり方をさらに詳細に検討した上で、2016年4月には取り組みを開始する予定である。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>2016～</td> </tr> <tr> <td>推進主体</td> <td>Financial Conduct Authority (FCA)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>• FCAが2014年より行ってきた“Project Innovate”という消費者の利便性を高める取り組みの一環として、2016年4月から実施される取り組みである。</li> <li>• Innovation Hubの開始から1年が経過した2015年11月に、FCAは“Regulatory Sandbox”というレポートを作成。その中で、FCAは、Innovation Hubの成果を振り返ると共に、イノベティブな商品・サービス・ビジネスモデル・メカニズムに規制を即時適用せず、実験的な試みを実施させる場として、Regulatory Sandboxという取り組みを実施する計画を提示した。</li> <li>• 企業は、この取り組みを活用することで、自らの開発した新イノベティブな商品・サービス・ビジネスモデル・メカニズムを特定顧客に向けて実験的に展開することができ、その過程で消費者に不利益が生じないかを確認することができる。</li> <li>• その際、既存の規制への抵触が予想されるが、それに関しては、FCAは、実証に対しては特に罰則を課さない旨の事前の確認(ノーアクションレター)を発出する方向で検討を進めている。</li> <li>• FCAにとっては、Regulatory Sandboxを実施することによって、FCAの管轄下で新規ビジネスや新規技術についてのリスクと規制の影響評価が可能となる、というメリットがある。また、FCAは、本取り組みによって、金融業界への新規参入に対するハードルが下がり、健全な競争環境が維持されることも期待している。</li> </ul>	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 金融業界におけるイノベティブな商品・サービス・ビジネスモデル・メカニズムについて、既存の規制を即時適用せず、実験的な試みを可能とする環境をつくる取り組み。</li> <li>• FCAは、この取り組みを利用する実証に対して、特に罰則を課さない旨の事前の確認(いわゆるノーアクションレター)を発出することも可能とする方針である。</li> <li>• FCAは、この取り組みについて、制度のあり方をさらに詳細に検討した上で、2016年4月には取り組みを開始する予定である。</li> </ul>	実施期間	2016～	推進主体	Financial Conduct Authority (FCA)
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 金融業界におけるイノベティブな商品・サービス・ビジネスモデル・メカニズムについて、既存の規制を即時適用せず、実験的な試みを可能とする環境をつくる取り組み。</li> <li>• FCAは、この取り組みを利用する実証に対して、特に罰則を課さない旨の事前の確認(いわゆるノーアクションレター)を発出することも可能とする方針である。</li> <li>• FCAは、この取り組みについて、制度のあり方をさらに詳細に検討した上で、2016年4月には取り組みを開始する予定である。</li> </ul>						
実施期間	2016～						
推進主体	Financial Conduct Authority (FCA)						

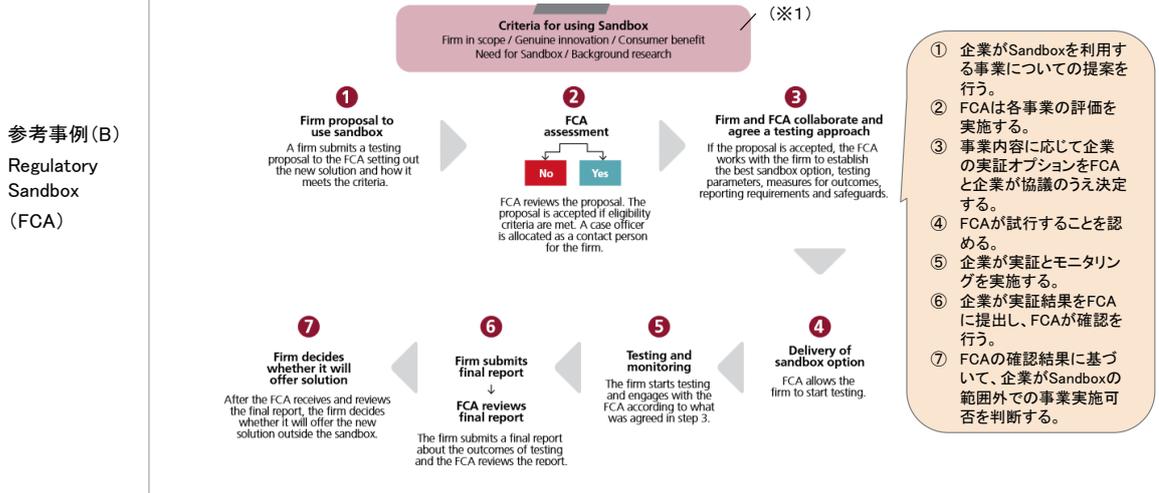
3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果: 各特徴についての詳細整理 特徴(1)-②

- Regulatory Sandboxの利用は、企業からの提案からスタートし、その後、FCAによる事業評価等が行われる。

特徴(1)-② 全ての関係者に対して高い透明性を担保する規制改革プロセスが構築されている。

- Regulatory Sandboxを利用する企業は、まず利用する事業についての提案を行なった後に、FCAの評価を受け、FCAと協議しながら、実証内容を精査していくこととなる。
- FCAから実証許可された後、企業は実証を実施しながら状況をモニタリングし、終了後にFCAに結果を提出する。
- FCAが実証結果の確認を行い、その結果を基に企業がSandboxの範囲外での事業実施可否を判断する。



出所) ※1) FCA 『Regulatory sandbox』 (平成28年1月10日参照 <https://www.fca.org.uk/news/regulatory-sandbox>)

FCA公開資料よりNRI作成

3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果: 各特徴についての詳細整理 特徴(1)-②

- Red Tape Challengeにより、広く国民からも、規制改革に対する意見・要望を収集している。

特徴(1)-② 全ての関係者に対して高い透明性を担保する規制改革プロセスが構築されている。

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の規制について広く国民から意見や改善策を募集し、規制の整理、削減を行う取り組み。</li> <li>小さな政府へ向け、規制の簡略化や雇用者の規制環境の改善が経済政策の中心として設定され、その取り組みの一環として実施された。</li> <li>2012年末までに意見が提出された約6,000の規制のうち、約3,000が改正もしくは廃止された。</li> </ul>
実施期間	2011~2013
推進主体	Cabinet Office, Department for Business, Innovation and Skills

参考事例(C)  
Red Tape Challenge  
(Cabinet Office)

- 既存の規制を削減する取り組みとして、One-in One-out ruleと共に実施された取り組み。既存の規制について、Web上で広く国民・企業からの意見や改善策が募集され、それに基づいて規制の整理、削減が実施された。
- TwitterやFacebook等のSNS経由で意見が提出できたり、匿名で意見が提出できるなど、より幅広い国民の参加を促す工夫がなされている。
- 併せて、各分野における規制改革に最も貢献した国民・企業の表彰も実施された。
- この取り組みを通じて、2012年末までに既存の規制に対し30,000以上の意見が提出され、それに基づいて5,669の規制の見直しを検討された。そのうち3,131の規制については、改正もしくは廃止がなされている。(特に、農林水産業、医薬品、環境、小売といった分野における規制見直しが進んだ。)



※1) Red Tape ChallengeのWebページ。このページ上で規制改革テーマが募集された。  
 ・国民・企業はそれぞれのテーマに対する意見を、WebやSNS経由で提出した。  
 ・提出された意見はWeb上にて公開されている。

分野	見直し規制数
Agriculture	234
Water and Marine	212
Medicines	211
Environment	163
Retail	144
National Savings & Investments	126
Health & Safety	119
Energy	110
Road Transport	104
Housing and Construction	86

出所) ※1) The National Archives 『The Red Tape Challenge Reports on Progress』 (平成28年1月10日参照 [http://www.redtapechallenge.cabinetoffice.gov.uk/home/index/](http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/2015052175321/http://www.redtapechallenge.cabinetoffice.gov.uk/home/index/))

在英日本国大使館にアテンドよりNRI作成

3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果: 各特徴についての詳細整理 特徴(1)-②

- One-in One(Two)-out ruleによって、規制の総量の削減が進められている。

特徴(1)-② 全ての関係者に対して高い透明性を担保する規制改革プロセスが構築されている。

参考事例(D) One-in One(Two)-out rule (Cabinet Office(英)) (NKR(独))	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・何らかの規制が廃止されなければ新しい規制の制定を行えない(新しい規制と同量の規制対応コストの削減を必要とする)というルール。</li> <li>・行政手続きに対する企業(特に中小企業)からの不満の高まりを背景に導入された。</li> <li>・イギリスにおいては、2011年にOne-in One-out ruleが導入され、それが一定の効果を現したことを受け、現在ではOne-in Two-out ruleが導入されている。</li> <li>・ドイツにおいては、「Bureaucracy Brake」と呼ばれる連邦政府と各州が協働して規制改革を進める際の取り組みの一環として、2015年にOne-in One-out ruleが導入された。</li> </ul>
	実施期間	2011～(英、2013～はOne-in Two-out rule)、2015～(独)
	推進主体	Cabinet Office(英)、NKR(独)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・イギリス                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 規制所管省庁及び機関が導入する予定の企業・市民活動に係る規制について、その規制によって増加する年間の規制対応コスト(Equivalent Annual Net Cost to Business(EANCB))に対し、規制改革によって削減される規制対応コストが少なくとも同量(2013年より2倍)にならないと判断された。</li> <li>- 規制対応コストは規制所管省庁及び機関が計算し、Regulatory Policy Committee(RPC)の評価を受けた上で、Cabinet OfficeにあるReducing Regulation sub-Committee(RRC)が承認を行う。</li> <li>- 規制所管省庁及び機関は、事前に規制対応コストを削減した上で、将来的に規制を導入する際のコストと相殺することも可能になっている。(Banking System)</li> <li>- Cabinet Officeは半年に一度、規制所管省庁ごとに、規制対応コストの増加分と減少分を公開している。</li> <li>- 上記取り組みの結果、イギリスでは、2011年から2012年の2年間で約963百万ポンドの規制対応コストの削減に成功した。</li> </ul> </li> <li>・ドイツ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- イギリスを参考にして、2015年より各規制所管省庁が導入する予定の規制について、One-in One-out ruleが適用されることとなった。</li> <li>- Nationaler Normenkontrollrat(NKR)がルールに沿っているかの確認を行う。</li> </ul> </li> </ul>

NKRヒアリングよりNRI作成

3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果: 各特徴についての詳細整理 特徴(1)-③

- 規制所管省庁及び機関が作成する規則集や、業界団体によるガイドライン及び事例集の頻度高い更新が、規制の運用を容易にしている。

特徴(1)-③ 規制が実際に運用されていくためのルール形成が確実になされている。

具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イギリス、ドイツ両国ともに、企業が実際に事業を実施する際に参照すべき規則集やガイドライン、事例集が細かく整理されている。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 例えばイギリスの金融機関は、規制所管機関が作成する規則集(FCA/PRA Handbook等)を細かく参照しながら業務を行っている。</li> <li>- また、業界団体が自主的にガイドラインや事例集を作成しているケースも存在する。</li> </ul> </li> <li>・この規則集やガイドライン、事例集は頻度高く更新される。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 法律レベルの規制の見直しは数年に一度の頻度。一方、規則集やガイドライン、事例集の更新については、規制所管省庁及び機関、業界団体によっても異なるものの、高い頻度で実施されている。</li> <li>- 規則集の更新については、規制所管省庁及び機関自らが市場調査を行い、その結果を受けて更新することもあるが、企業からの問合せによって更新されるケースもある。</li> </ul> </li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実質的に、「規制のグレーゾーンは存在しない」という状況が実現されている。</li> </ul>
考察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業は、規制所管省庁及び機関や業界団体から出される規則集やガイドライン、事例集を参照しながら、ルールに抵触しないように自社の事業についての検討を行っている。このように、企業から確実に参照される状況となることが、規則集やガイドライン、事例集を頻度高く更新していく背景となっていると考えられる。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- FCAが作成する規則集は非常に細かく、企業はそれに準拠できているかどうかについて、外部の専門家(弁護士等)も活用しながら確認しつつ事業を進めている。</li> <li>- 企業としては、規制所管省庁及び機関や業界団体から出される規則集やガイドライン、事例集が明確であり、かつ頻度高く更新されているため、それらを確実に参照しているものと考えられる。</li> </ul> </li> </ul>

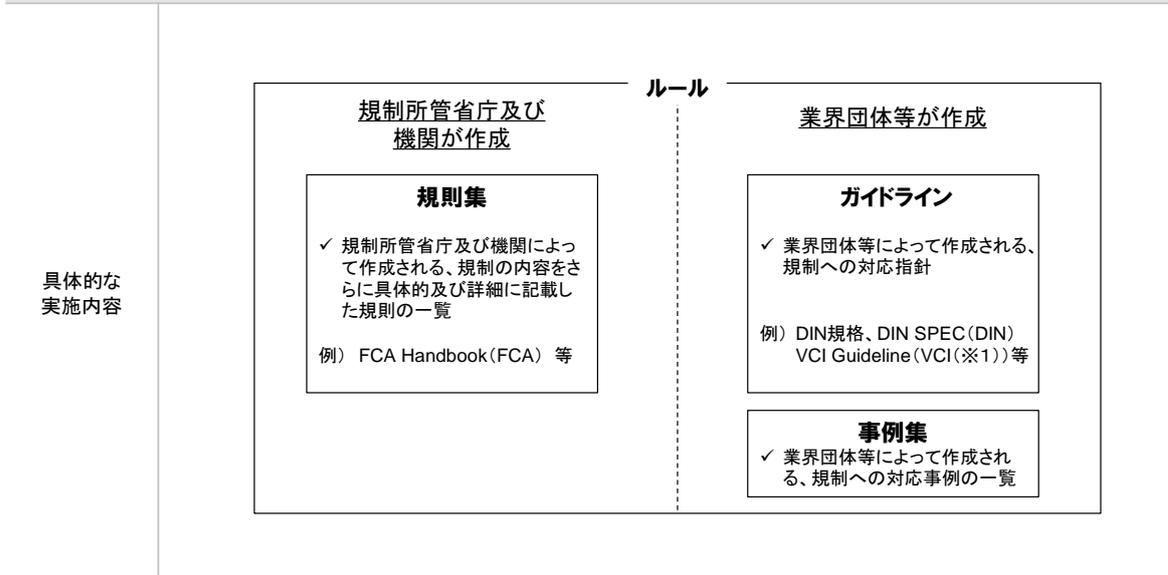
FCA、CBI、金融A社ヒアリングよりNRI作成

3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果: 各特徴についての詳細整理 特徴(1)-③

- イギリス及びドイツにおいて規制の運用は、規制所管省庁及び機関が主導する「規則集」や、業界団体等が主導する「ガイドライン」、「事例集」等により形成されるルールによって補充されている。

特徴(1)-③ 規制が実際に運用されていくためのルール形成が確実になされている。



※1) German Chemical Industry Association。ドイツの化学工業に関する業界団体。

FCA、CBI、金融A社、化学B社ヒアリングよりNRI作成

3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果: 各特徴についての詳細整理 特徴(1)-③

- イギリスにおいては、金融機関は、PRAやFCAが提示する詳細な規則集を慎重に確認しながら事業を行っている。

特徴(1)-③ 規制が実際に運用されていくためのルール形成が確実になされている。

参考事例(A) Prudential Regulatory Authority (PRA)	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イギリスにおける金融監督を行う機関。1997年から金融機関の監督を行ってきたFinancial Services Authority (FSA)の権限と責任を明確にするために、2013年にFSAをPrudential Regulatory Authority (PRA)とFinancial Conduct Authority (FCA)に分割する形で設立された。</li> <li>・PRAは保険、銀行といった金融機関の健全性の監督を、FCAはそれらの行為監督と共に、約75,000の金融関連機関・団体の健全性監督・行為監督権限を有している。</li> </ul>
	実施期間	2013～
	推進主体	—
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・PRAは、PRA Handbookによって、金融機関が事業を実施する際のルールを非常に細かいレベルで定めている。これによって、事業者の観点からは、イギリスの金融分野においてはグレーゾーンはないという状況になっている。</li> <li>・イギリスの金融機関は、PRA Handbookをはじめとする規則集を細かく参照しながら業務を行っている。PRAが作成する規則集は非常に細かいため、企業は外部の専門家(弁護士等)も活用しながら、それに準拠できているかどうかの確認をしつつ事業を進めている。</li> <li>・PRA Handbookはほぼ毎月という頻度で更新されている。なおその更新情報の提供においてTwitter等のSNSを活用するなど、金融機関がPRA Handbookにアクセスしやすくなるような工法を積極的に行っている。</li> </ul>

FCA、金融A社ヒアリングよりNRI作成

3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果:各特徴についての詳細整理 特徴(1)-③

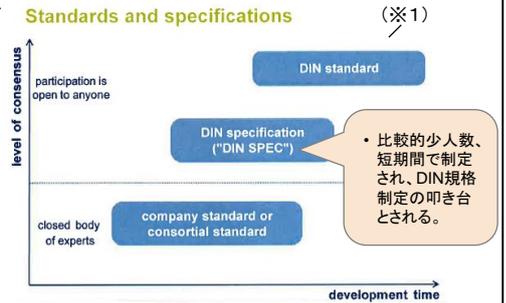
- ドイツにおいては、規制がDIN規格を参照する形にすることで、技術が進歩した場合でも規制自体を変える必要が少なくなっている。

特徴(1)-③ 規制が実際に運用されていくためのルール形成が確実になされている。

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドイツ標準化協会(DIN)は、商品の標準化を規定したドイツ連邦規格である“DIN規格”(DIN standards)を制定する民間の非営利機関。</li> <li>・ドイツ連邦政府との契約に基づき、約3,000のワーキンググループを設定しながら、38,000件を超えるDIN規格を制定している。</li> </ul>
実施期間	1918～(DIN規格)、2013～(DIN SPEC)
推進主体	ドイツ標準化協会(DIN)

参考事例(B)  
DIN規格  
DIN SPEC

- ・DINは、最先端の技術、知見を反映したDIN規格を制定するが、企業が自社の商品に対してDIN規格を適用するかどうかは任意となっている。規制の中でDIN規格が参照された場合のみ、拘束力を持つこととなる。
- ・規制がDIN規格を参照する場合、殆どの場合は時点を限定しない参照(Dynamic reference)になっており、技術が進歩した場合でも規制自体を変える必要が少なくなっている。
- ・DINは、より迅速に規格の制定を進めるために、2013年から“DIN SPEC”(DIN specifications)の制定を開始した。
- ・DIN SPECは、DIN規格が制定される前の叩き台として、DIN規格より少人数の利害関係者の合意をもって制定される。特に技術革新が早いIT業界等で用いられ、DIN規格の制定には通常18カ月以上かかるところ、早ければ2週間でDIN SPECは制定され、それを基にDIN規格制定に向けて議論が続けられる。
- ・DINは5年に1度、自らが制定したDIN規格の妥当性を検証することとなっている。



出所) ※1)DIN提供資料

DINエアリングよりNRI作成

3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果:各特徴についての詳細整理 特徴(1)-③

- DINはEuropean Committee for Standardization (CEN)とInternational Organization for Standardization (ISO)のメンバーであり、国際規格とDIN規格の整合を取るべく、積極的に活動を行っている。

特徴(1)-③ 規制が実際に運用されていくためのルール形成が確実になされている。

- ・欧州規格(EN)の詳細を決定する権限は、欧州標準化機関であるEuropean Committee for Standardization (CEN)、European Committee for Electrotechnical Standardization (CENELEC)等に委ねられている。
  - CENは1961年に設立された、様々な分野の欧州規格を作成する組織。CENELECは1972年に設立された、電気・電子工学の欧州規格を作成する組織。
  - EU各国の規制所管機関は、欧州標準化機関の公表する欧州規格に従って製造された製品がEU指令によって明示された必須要件に準拠していると推定されることを承認する義務を負う。
- ・EU各国の標準化機関は、欧州規格が承認されると、その規格と整合性を取った国内規格を作成する義務がある。
- ・DINはCENとInternational Organization for Standardization (ISO)の両方のメンバーであり、双方と良好な関係を築いている。既にDINの標準化作業の約85%は欧州規格や国際規格に対するものである。
  - DINはCENの規格作成に対し強い影響力を持つ。
  - CENとISOは、規格の原案段階と導入段階での情報交換と連携について詳細な手続きを定めたウィーン協定を締結しており、協力関係にある。
  - 例えば、国際規格のプロジェクトが提案された場合、規格の作成にCENとISOのどちらが主導権を握るかを投票によって決定する仕組みとなっている。
  - CENが作成した欧州規格の50%程度はISOの作成した国際規格と技術的に等しくなっており、DIN規格はCENを経由して国際規格との整合を図っている。

参考事例(B)  
DIN規格  
DIN SPEC



出所) ※1)DIN提供資料

DINエアリング、DIN公開資料よりNRI作成

3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果:各特徴についての詳細整理 特徴(2)-①

- 規制によるメリット・デメリットを定量的に分析する枠組みと機関の存在が、規制改革の効果の見える化と規制の質の向上を可能としている。

特徴(2)-① 規制によるメリット・デメリットを定量的に分析する手法が確立され、継続的に研究がなされている。

具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イギリス、ドイツの両国とも、Regulatory Impact Analysis / Regulatory Impact Assessment (RIA) の枠組みを定め、規制によるメリット・デメリットを定量的に分析している。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- イギリスにおいては、Regulatory Policy Committee (RPC)が、規制所管省庁及び機関の実施したRIAの内容を確認しながら、新たな規制や規制改革内容について意見を提示する仕組みが存在する。</li> <li>- ドイツにおいては、独立の規制改革推進機関として設立されたNationaler Normenkontrollrat (NKR)が、National Statistical Officeと共同でRIAを実施している。</li> </ul> </li> <li>・両国とも規制の制定の際には原則としてRIAを行うこととなっているが、RIAを実施する規制所管省庁や機関の負担を軽減するために、簡易な方法やマニュアル(※1)や計算シート(※2)の整備が進められている。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- イギリスにおいては、RIAを実施するための計算シート、マニュアルが公開されており、企業でも簡単に規制のコストを計算できるようになっている。</li> <li>- ドイツにおいては、規制対応コストの増減を指標として、規制にかかるコストを定量化する手法が確立されている。</li> </ul> </li> <li>・イギリスのProfessional Standards Authority (PSA)では規制影響評価を研究しているチームを有しており、リスク及び便益の定量化に関する研究を継続的に実施している。</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イギリスにおいては、RPCが、5年間で1,200以上の規制及び規制改革に対する意見を提出している。</li> <li>・ドイツにおいては、2011年の開始から2015年末までで約685百万ユーロの規制対応コストの削減に成功した。</li> </ul>
考察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RIAの枠組みが規制制定のプロセスの中に組み込まれ、機関が省庁によるRIAの実施結果を確認し承認を行う(もしくは機関自体がRIAを実施する)ことで、その信頼性が高まっていると考えられる。</li> <li>・さらに、規制所管省庁及び機関において、RIAの研究チームの設置やデータベースの構築が行われていることが、より効果的なRIAの実施を可能にしていると考えられる。</li> </ul>

※1) マニュアル : RIAの計算方法を、計算ステップに沿って解説している解説書

※2) 計算シート : RIAの計算に当たって必要な計算を行うことができるように準備されたエクセルシート

NKR、PSALアリングよりNRI作成

3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果:各特徴についての詳細整理 特徴(2)-①

- イギリスにおいては、規制による影響評価を定量的に行うための仕組みが構築されている。

特徴(2)-① 規制によるメリット・デメリットを定量的に分析する手法が確立され、継続的に研究がなされている。

参考事例(A) Regulatory Policy Committee (RPC)	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RPCは、規制所管省庁及び機関が実施した規制影響評価内容を確認し、新たな規制や規制改革内容の評価をするイギリスの機関である。</li> <li>・10人のRPCのメンバーが、各省庁の政策専門家との調整を行う50名のBetter Regulation Executive (BRE)のメンバー、各省庁の政策専門家とも連携しながらRIAを実施している。</li> </ul>
	実施期間	2009～
	推進主体	—
参考事例(B) Professional Standards Authority (PSA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RIAには、費用便益分析や中小企業に対する影響評価が含まれているが、RPCでは、RIAを実施するための計算シートやマニュアルを公開しており、規制所管省庁及び機関の担当者が容易に計算を行えるようにしている。</li> <li>・また、RPCは、RIAの前提や評価方法について確認を行い、意見を提示する役割も担っている。</li> </ul>	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PSAはイギリスの健康分野の9つの規制所管機関を監督している機関であり、健康分野の人、場所、製品に対する規制のうち特に人に関する規制について監督、監査を行っている。</li> <li>・毎年消費者や従業員からの要望を受けて規制所管機関の評価を実施している。</li> </ul>
	実施期間	2012～
	推進主体	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制改革の推進に伴い、2010年より、“Right-touch regulation”(※1)を推進する取り組みを進めてきた。(PSAの前身(Council for Healthcare Regulatory Excellence)での取り組み)</li> <li>・2020年に向けて健康分野においても規制改革の必要性が要望されており、2015年より”Rethinking regulation”としてPSAとしても規制改革を進めている中で、Right-touch regulationの見直しも行われている。</li> <li>・発展途上ではあるものの、PSAには規制影響評価を研究しているチームがあり、リスク及び便益の定量化に関する研究を継続的に実施している。</li> </ul>		

※1) Right-touch regulation: 「規制の強さと管理すべきリスクのバランスが取れた適度な規制」という意味。PSAが使用している用語。

NKR、PSALアリングよりNRI作成

3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果:各特徴についての詳細整理 特徴(2)-①

- ドイツの機関であるNKRでは、規制対応コストという指標を用いて、規制にかかるコストを実施している。

特徴(2)-① 規制によるメリット・デメリットを定量的に分析する手法が確立され、継続的に研究がなされている。

参考事例(C) Nationaler Normenkontroll rat (NKR)	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ドイツにおいて、規制影響評価の形骸化を防ぐため、規制改革を推進する機関としてNationaler Normenkontrollrat(NKR)が2006年に設立された。</li> <li>• 2011年に全ての規制に対し規制影響評価を実施することを、また、2013年に事後評価の仕組みを導入することとし、National Statistical Officeと共に評価を実施している。</li> <li>• また、NKRは規制の質を高めるために各規制所管省庁に対しアドバイスを行う役割も担っている。</li> </ul>
	実施期間	2006～
	推進主体	—
	参考事例(C) Nationaler Normenkontroll rat (NKR)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• NKRは、2011年に全ての規制に対し規制影響評価を実施することとした。また、2013年には、事後評価の仕組みを導入することとしており、National Statistical Officeと共に評価を実施している。</li> <li>• NKRは、コスト評価については、規制対応コストの増減で評価を行っている。一方、NKRは、便益も評価するが、環境や安全といった項目は政党によっても重要度が異なるため、全てを定量化して評価を行ってはいない。</li> <li>• NKRでは、コストの定量化にあたっては、桁感さえ合えば良いので、極力簡易に行うことを重要視している。また、便益については、全てを定量化するのではなく、リスクを上回る経済性があると判断した根拠や、その判断プロセスについての透明性を確保することを重要視している。</li> <li>• 2012年からは、規制所管省庁でも、情報コスト(Information Cost)(※1)を定量化してリスト化したデータベースを構築している。情報コストは、規制対応コストに大きく影響を与えるため、規制所管省庁では、この数値が高いものから規制改革を検討するようにしている。</li> <li>• 地方自治体に対しては、国からは命令ではなくインセンティブを与えること(規制対応コストを削減できた地方自治体には予算措置を行う等)で規制対応コスト削減を進める方針を取っている。</li> <li>• NKRでは、2016年より、主に規制強化時に、中小企業に対してアンケートを実施し、その影響評価も実施する予定である。</li> </ul>

※1) 情報コスト : 規制対応コストの計算のもととなる、行政手続きを行う際に必要なコスト

NKRヒアリングよりNRI作成

3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果:各特徴についての詳細整理 特徴(3)-①

- 規制改革完了後も定期的に規制に対する評価を行うことで、規制影響評価の精度を高め、規制改革の機運を高める好循環を生み出している。

特徴(3)-① 規制改革完了後も一定期間ごとに、規制に対する評価がなされている。

具体的な 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• イギリス、ドイツの両国とも、事後評価の枠組みが存在する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- イギリスにおいては、Regulatory Policy Committee (RPC)が規制改革内容について事後評価を行っている。</li> <li>- ドイツにおいては、Nationaler Normenkontrollrat(NKR)が、2013年に事後評価の仕組みを導入している。その評価にあたっては、NKRがNational Statistical Officeと共同で実施している。</li> </ul> </li> <li>• 特に、ドイツにおいては、NKRが規制が施行された後のモニタリングを実施し、規制の効果(規制対応コストの増減)に対するデータを継続的に取得しながら、毎年の政策評価につなげている。また、NKRは事後評価の結果を基に、RIAの前提となる情報コスト(Information Cost)の見直しも行っている。</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ドイツにおいては、事後評価についても規制影響評価と同様に定量的に実施することで、規制対応コストが再び増えることを防止し、規制対応コストを計算するための情報コストの精度を高めることを可能としている。</li> </ul>
考察	<ul style="list-style-type: none"> <li>• RIAと同様の枠組みで事後評価を行う仕組みが、規制改革の一連プロセスの中に組み込まれていることで、RIAの前提となる情報コストの精度が高められるという好循環が生まれていると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 事後評価についても、機関であるRPCやNKRがRIAを実施することで透明性を確保している。</li> </ul> </li> <li>• さらに、規制の評価を継続的に行うことで、規制改革の機運を高めることに成功していると考えられる。</li> </ul>

NKR、PSAヒアリングよりNRI作成

3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果:各特徴についての詳細整理 特徴(3)-①

- NKRやNAOIは、規制が施行された後も、規制の影響をモニタリングし、事後の評価を行っている。

特徴(3)-① 規制改革完了後も一定期間ごとに、規制に対する評価がなされている。

参考事例(A) Nationaler Normenkontroll rat(NKR)	概要	・ドイツにおいては、規制改革を推進する機関であるNKRが2013年よりNational Statistical Officeと共に事後評価を実施し、規制の質を高めるために各規制所管省庁に対しアドバイスをを行っている。
	実施期間	2006～
	推進主体	—
参考事例(B) National Audit Office (NAO)	概要	・イギリスにおいては、議会在法律の事後の影響評価の責任を持つが、詳細な評価については、NAOがBetter Regulation Executive (BRE)とともに実施している。
	実施期間	2008～
	推進主体	—
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・NKRでは、規制が施行された後、毎年そのモニタリングを行い、規制の効果(規制対応コストの増減)に対するデータベースを構築している。また、各規制所管省庁がどの程度規制対応コストを削減できたかを毎年公表し、規制改革に対する機運を高めてもらうようにしている。</li> <li>・NKRは、事後評価も規制影響評価と同様に定量的に実施した上で、情報コスト(Information Cost)の見直しも実施している。</li> <li>・NKRは、グレーゾーンが存在するということは、規制の質が低いということであるとして、規制の質を高める取り組みを進めている。規制の質については、①その規制が誰から見ても理解できるか、②その規制の根拠が説明できるか、の観点から事後評価の中でもアドバイスを実施している。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・NAOIは、各規制所管省庁及び機関に対して、規制影響評価を実施した場合には、そのモニタリングと事後の評価も実施すべきと指示している。</li> <li>・NAOIは、各規制所管省庁及び機関が実施した規制のモニタリングとそれに基づく事後評価をBREと共に毎年実施している。</li> </ul>

NKR、PSAヒアリングよりNKR作成

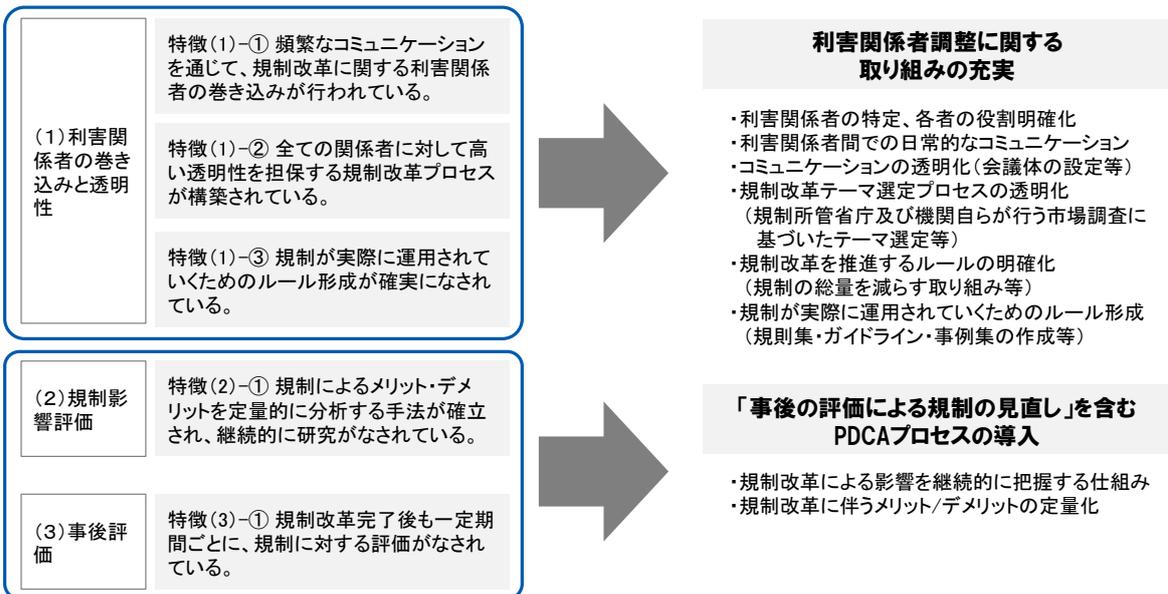
3. 本制度の課題分析

3-4. 海外事例調査結果:「日本の規制改革全般に関する課題」への示唆

- 海外事例調査より、「利害関係者調整に関する取り組みの充実」と「『事後の評価による規制の見直し』を含むPDCAプロセスの導入」の二つの点を、日本の規制改革において特に取り組むべき点として整理した。

イギリス・ドイツにおける  
規制に関する取り組みの特徴

「日本の規制改革全般に関する課題」への示唆



## **4. 本制度の課題整理と今後の方向性**

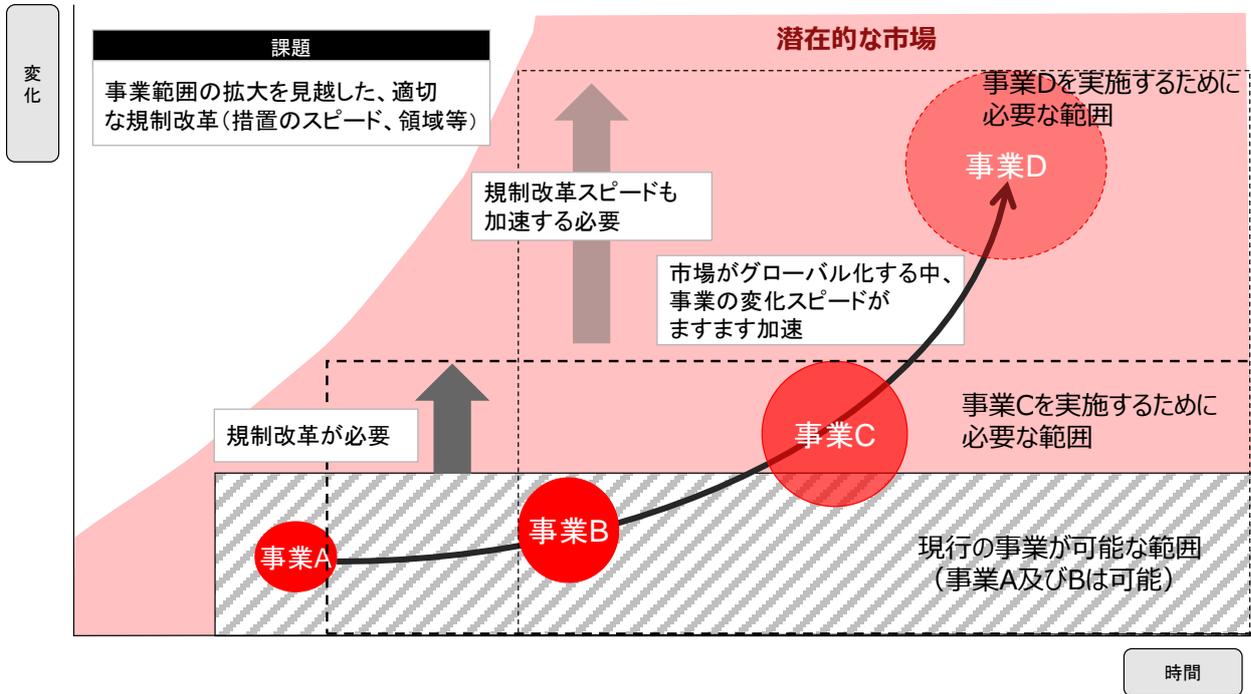
---

- 4-1. 「規制改革」の構造的課題と、あるべき規制改革
- 4-2. 本調査及び「規制改革」の構造的課題を鑑みた  
規制改革全般の問題点
- 4-3. 本制度に求められる役割と、課題を鑑みた今後の方向性

4. 本制度の課題整理と今後の方向性

4-1. 「規制改革」の構造的課題と、あるべき規制改革

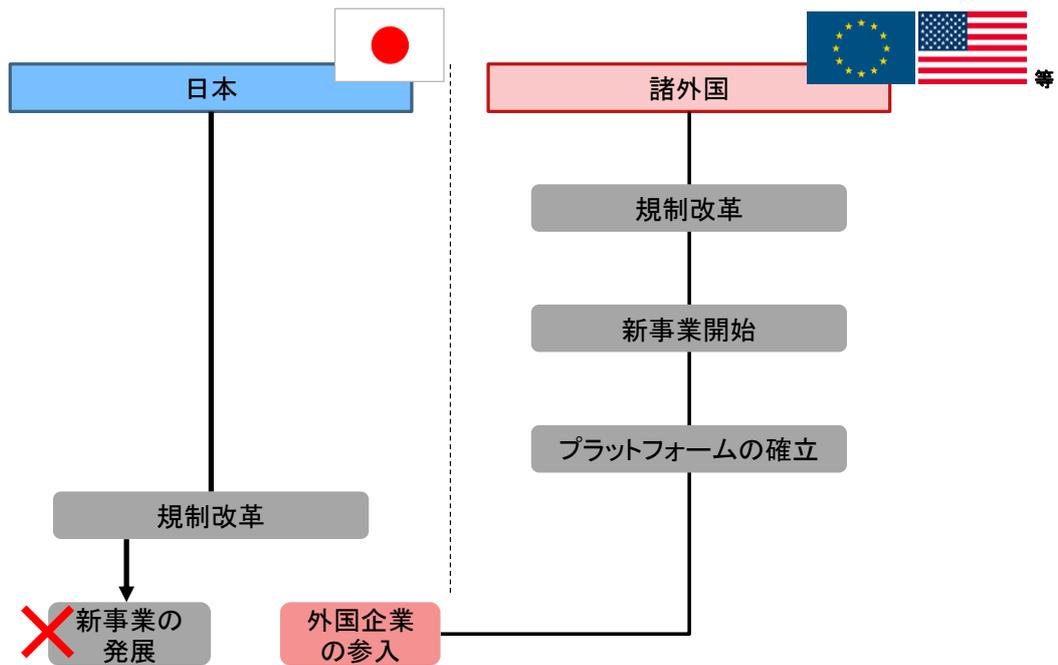
- 構造的課題として、新ビジネスから規制措置までのタイムラグがある。



4. 本制度の課題整理と今後の方向性

4-1. 「規制改革」の構造的課題と、あるべき規制改革

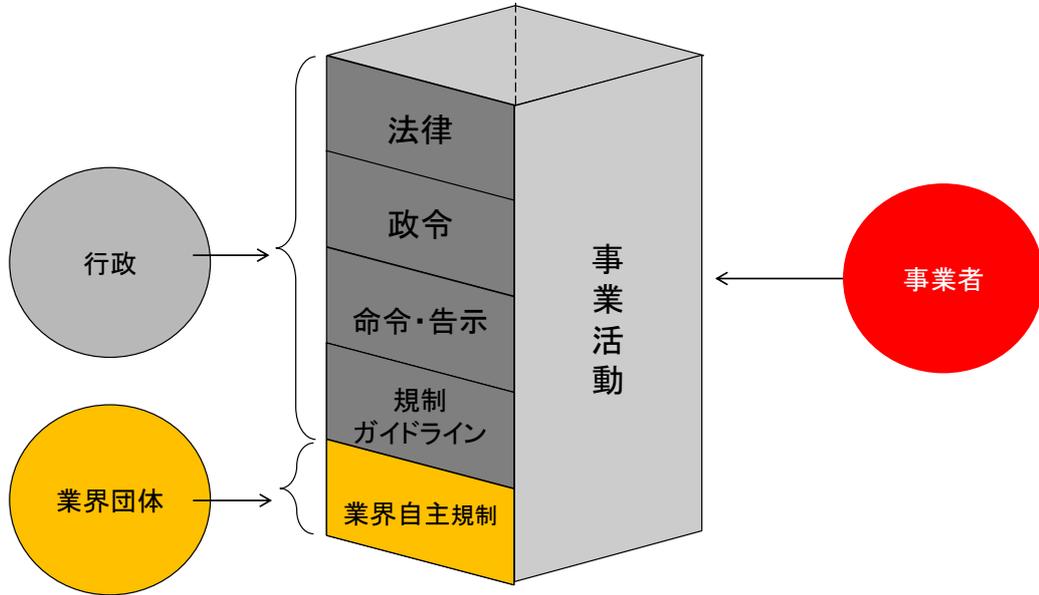
- 規制改革は国際競争力に直結している。日本の規制改革が諸外国に比して遅れると、外国企業に高付加価値事業を独占される。



4. 本制度の課題整理と今後の方向性

4-1. 「規制改革」の構造的課題と、あるべき規制改革

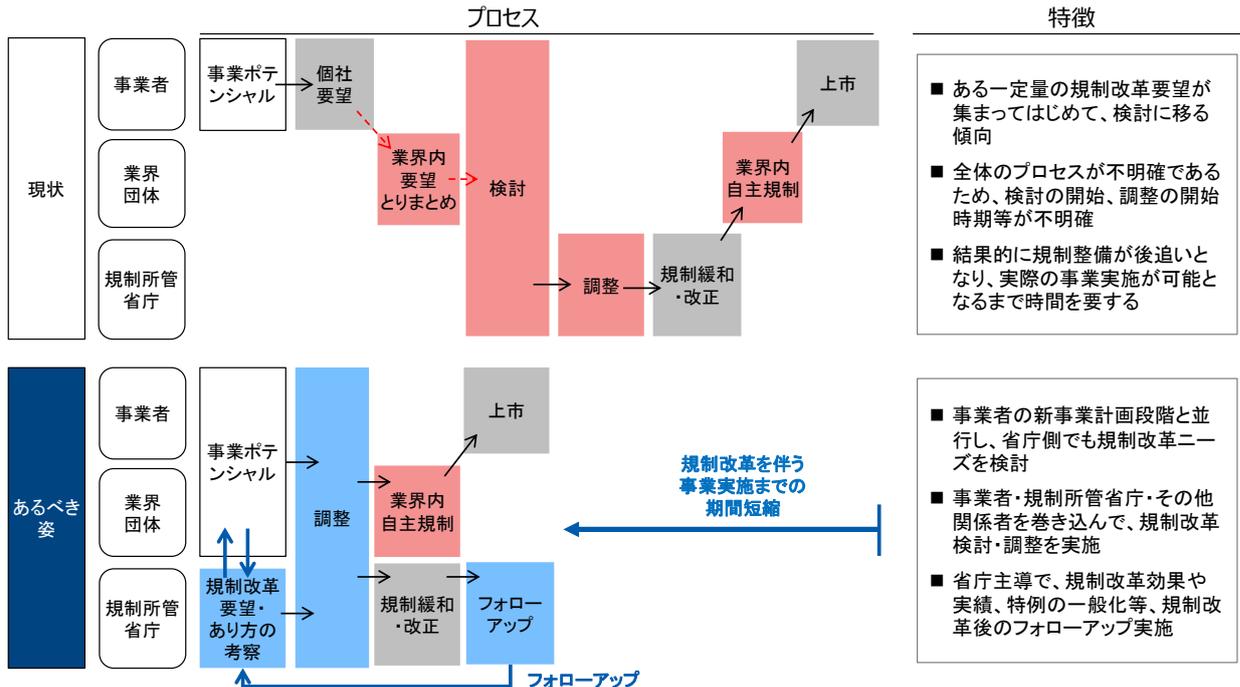
- 事業者は事業活動を軸に発想しているため、規制改革について知見が少なく、行政は事業活動の変化についての見識に乏しい。



4. 本制度の課題整理と今後の方向性

4-1. 「規制改革」の構造的課題と、あるべき規制改革

- 現在の規制改革制度は、一定のニーズが存在して始めて規制改革にかかる検討が進む、「規制改革ニーズ同意型」。
- 市場環境の変化に伴い顕在化している構造的課題も鑑みると、あるべき姿は、「事業と市場と規制が最適に連動」する規制改革。



4. 本制度の課題整理と今後の方向性

4-2. 本調査及び「規制改革」の構造的課題を鑑みた規制改革全般の問題点

■ 既存規制と新事業の不適合に関する構造的課題については規制改革が求められ、このプロセスに関連する課題と対応を下記に整理。

	事業者、業界団体側の課題	省庁側の課題	規制改革全般の問題点
規制改革 要望・あり方 の考察	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 規制改革と事業活動の関係について理解が不足</li> <li>✓ 事業者の規制に対する考察をサポートする体制がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 規制改革ニーズや新事業活動の内容に対する知識が不足</li> </ul>	事業者と規制所管省庁間にギャップが存在 ①
規制改革に かかる調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 業界団体ルールが平行に存在しているため、検討・調整に時間が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 関係者を網羅した調整が行われていない</li> <li>✓ 規制改革検討・調整のプロセスを、規制所管省庁側が管理</li> <li>✓ 規制改革の調整プロセスにおいて、規制所管省庁から事業者に対する過剰な要求のため、時間が必要</li> </ul>	調整プロセスが不明確 ② 規制改革に時間を要する
フォロー アップ		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 制度活用の結果、国や国民に対して発生しうる効果・影響に関して、分析が不足</li> </ul>	規制改革のフォローアップ体制が不足 ③

4. 本制度の課題整理と今後の方向性

4-3. 本制度に求められる役割と、課題を鑑みた今後の方向性

■ 規制改革全般の課題に対応する形で、本制度に求められる役割および課題を分析し、下記の課題を抽出。

規制改革全般の課題	本制度に求められる役割
① 事業者の規制改革についての理解促進と省庁の新事業に対する理解が必要	【1】本制度で実現していること <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業者とのコミュニケーションを通じ、事業内容詳細や規制との関係を明確化し、ギャップを解消している。</li> </ul>
② スピーディな解決と、規制改革にかかる調整プロセスの明確化および透明化が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 原則1ヶ月の回答期間にて制度運用を行っており、照会・回答から規制の措置まで、調整プロセスは事業者にとって明確となっている。</li> </ul>
③ 規制改革制度のPDCAサイクルが必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 制度利用者に対して定期的にフォローアップアンケート等を実施し、本制度にかかる課題抽出を行っている。</li> </ul>

#### 4. 本制度の課題整理と今後の方向性

### 4-3. 本制度に求められる役割と、課題を鑑みた今後の方向性

- 規制改革全般の課題に対応する形で、本制度に求められる役割および課題を分析し、下記の課題を抽出。

規制改革全般の課題	本制度に求められる役割
① 事業者の規制改革についての理解促進と省庁からの情報発信が必要	【2】本制度に関する改善の方向性 ✓ 民間事業者から規制改革ニーズを抽出し、具体的な規制改革を立案する仕組みを構築 ✓ 規制改革の観点からの新事業活動への伴走支援等の支援スキームの整備
② スピーディな解決のため、規制改革にかかる調整プロセスの明確化および透明化が必要	✓ 重要な政策テーマに関わる規制改革について、関連省庁間との調整や議論集約を行い、規制改革の方向性を決定できる仕組みを構築。
③ 規制改革制度のPDCAサイクルが必要	✓ 企業実証特例措置の一般化に向けた取組の推進。 ✓ 事業実施に則した最適な規制改革を恒常的に行うため、規制改革の状況の評価とそれによるフォローアップ、戦略的に取り組むべき課題及び規制ニーズ等を即座にフィードバックするPDCAの仕組みの構築。

## おわりに

本報告書において、企業実証特例制度及びグレーゾーン解消制度の利用者や関係する業界団体、有識者からのご意見を踏まえつつ、さらに海外の規制改革事例も参考としながら、わが国の規制改革全般に関する課題として、以下の3つの点を抽出した。

- (1) 事業者の規制改革についての理解促進と省庁の新事業に対する理解が必要
- (2) スピーディな解決と、規制改革にかかる調整プロセスの明確化および透明化が必要
- (3) 規制改革制度のPDCAサイクルが必要

上記の規制改革全般に関する課題については、企業実証特例制度及びグレーゾーン解消制度の実施を通じて、「事業者と省庁間のギャップの解消」や「スピーディな解決に向かうためのプロセスの構築」といった部分での対応がなされており、両制度の利用者にも大きな事業効果がもたらされているという状況が整理された。

その一方で、「規制改革に対するニーズの抽出」や「規制改革が実行される際の意見調整及び企業への伴走」、「規制改革後のフォローアップ」といった点に関する企業や業界団体からの両制度への期待は大きく、その実現に向けて、両制度の見直しを進めていくべきということも整理されている。

特に上記の点について、関係省庁や業界団体、企業とも連携をとりながら、両制度の見直しが進められることで、両制度がさらに効果的な制度となっていくことが期待される。本報告書がその一助となれば幸いである。

最後に、本調査事業の実施にご協力とご支援をいただいた諸団体、企業、有識者委員及び経済産業省に対し、改めて、心より感謝を申し上げます。

平成 28 年 2 月  
株式会社野村総合研究所

## 參考資料

## 委員会議事

No.	委員会名	議事次第
1	”企業主体”の規制改革制度に関する調査研究委員会 (第1回)	<p>日時：平成27年11月24日(火) 9時00分～11時35分            場所：経済産業省 本館17階 第1共用会議室</p> <p>次第：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会挨拶</li> <li>2. 委員紹介</li> <li>3. 制度趣旨説明</li> <li>4. 調査結果報告及び委員講評</li> <li>5. 事務連絡</li> <li>6. 閉会</li> </ol> <p>&lt;配布資料一覧&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議事次第</li> <li>・委員名簿</li> <li>・座席表</li> <li>・本事業の概要</li> <li>・資料1：調査報告書 説明資料</li> <li>・資料2：調査報告書 詳細資料</li> <li>・(参考) 条文抜粋</li> </ul>
2	”企業主体”の規制改革制度に関する調査研究委員会 (第2回)	<p>日時：平成28年1月21日(木) 15時00分～17時10分            場所：経済産業省 本館17階 第1共用会議室</p> <p>次第：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会挨拶、委員会趣旨説明</li> <li>2. 委員紹介</li> <li>3. 調査結果報告及び委員講評</li> <li>4. 事務連絡</li> <li>5. 閉会</li> </ol> <p>&lt;配布資料一覧&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議事次第</li> <li>・委員名簿</li> <li>・座席表</li> <li>・本事業の概要</li> <li>・調査報告書 説明資料</li> </ul>
3	”企業主体”の規制改革制度に関する調査研究委員会 (第3回)	<p>日時：平成28年2月23日(火) 13時00分～15時00分            場所：経済産業省 本館17階 第2共用会議室</p> <p>次第：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会挨拶、委員会趣旨説明</li> <li>2. 調査結果報告及び委員講評</li> <li>3. 事務連絡</li> <li>4. 閉会</li> </ol> <p>&lt;配布資料一覧&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議事次第</li> <li>・委員名簿</li> <li>・座席表</li> <li>・調査報告書 骨子案</li> </ul>